

令和3年12月

犯罪収益移転 危険度調査書

凡 例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法令名]
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
携帯電話不正利用防止法	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）
国際テロリスト財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）
規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

はじめに	1
第1 危険度調査の方法等	5
1 FATF ガイダンス	5
2 本危険度調査	5
第2 我が国の環境	8
1 地理的環境	8
2 社会的環境	8
3 経済的環境	8
4 犯罪情勢等	10
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析	13
1 主体	13
(1) 暴力団	13
(2) 特殊詐欺の犯行グループ	14
(3) 来日外国人犯罪グループ	15
2 手口	18
(1) 前提犯罪	18
(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	25
3 疑わしい取引の届出	26
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	32
1 取引形態と危険度	32
(1) 非対面取引	32
(2) 現金取引	36
(3) 外国との取引	39
2 国・地域と危険度	45
3 顧客の属性と危険度	48
(1) 反社会的勢力（暴力団等）	48
(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）	52
(3) 非居住者	63
(4) 外国の重要な公的地位を有する者	64
(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）	66
第5 商品・サービスの危険度	72
1 危険性の認められる主な商品・サービス	72
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス	72
(2) 保険会社等が取り扱う保険	88
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等	92
(4) 信託会社等が取り扱う信託	99
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け	103
(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス	106
(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産	112

(8)	両替業者が取り扱う外貨両替	120
(9)	ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース	126
(10)	クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード	129
(11)	宅地建物取引業者が取り扱う不動産	133
(12)	宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属	136
(13)	郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス	142
(14)	電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行	145
(15)	電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス	147
(16)	法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス	151
2	引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス	158
第6	危険度の低い取引	163
1	危険度を低下させる要因	163
2	危険度の低い取引	165
(1)	金銭信託等における一定の取引（規則第4条第1項第1号）	165
(2)	保険契約の締結等（規則第4条第1項第2号）	165
(3)	満期保険金等の支払（規則第4条第1項第3号）	165
(4)	有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則第4条第1項第4号）	165
(5)	日本銀行において振替決済される国債取引等（規則第4条第1項第5号）	165
(6)	金銭貸付け等における一定の取引（規則第4条第1項第6号）	166
(7)	現金取引等における一定の取引（規則第4条第1項第7号）	166
(8)	社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第4条第1項第8号）	167
(9)	スイフト（SWIFT）を介して行われる取引（規則第4条第1項第9号）	167
(10)	ファイナンスリース契約における特定の取引（規則第4条第1項第10号）	167
(11)	現金以外の支払方法による貴金属等の売買（規則第4条第1項第11号）	167
(12)	電話受付代行における一定の取引（規則第4条第1項第12号）	167
(13)	国等を顧客とする取引等（規則第4条第1項第13号）	167
(14)	司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引（規則第4条第3項）	168
今後の取組		169

はじめに

1 経緯

ITの進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）^{*1}及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国が協調したグローバルな対応が求められる。

金融活動作業部会（FATF）^{*2}は、平成24年（2012年）2月に改訂した新「40の勧告」^{*3}において、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価」すること等を要請している。

また、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれたG8行動計画原則の合意がなされた。

我が国では、FATFの新「40の勧告」及びG8行動計画原則を踏まえ、同月、警察庁のほか、金融庁等の関係省庁により構成される作業チームを設置し、取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、平成26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」（以下「評価書」という。）を公表した。

その後、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された犯罪収益移転防止法第3条第3項^{*4}の規定に基づき、評価書の内容も踏まえた上で、国家公安委員会が、特定事業者^{*5}等が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を毎年作成、公表している^{*6}。

2 目的

FATFの新「40の勧告」（勧告1）は、各国に対し、「自国における資金洗浄及び

*1 マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

*2 Financial Action Task Force の略。マネー・ローンダリング等への対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合。

*3 FATF は、マネー・ローンダリング等への対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF 勧告」として示している。

*4 同項では「国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする」と規定している。

*5 犯罪収益移転防止法第2条第2項各号に掲げる者をいう。

*6 マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は少額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、本調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等について記載しているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、本調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

テロ資金供与のリスクを特定及び評価すること」を要請するとともに、同勧告の解釈ノートにおいて、事業者に対し、「自らが取り扱う商品・サービス等の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価するための適切な手段をとること」として、事業者自らがリスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策を実施することを要請している。リスクベース・アプローチは、膨大な数の取引についてマネー・ローンダリング等の疑いがあるかどうかを的確に判断する必要がある我が国の特定事業者が、全ての取引の状況を一律に確認するのではなく、危険度の高い取引について通常の取引よりも厳格に確認することを可能とするものであり、その前提として、特定事業者は、自らが行う取引の危険度を的確に把握することが必要となる。そこで、犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者を監督する行政庁（以下「所管行政庁」という。）から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし、特定事業者が行う取引の種別ごとに、危険度を記載した調査書を作成、公表している。

また、犯罪収益移転防止法及び規則において、特定事業者は、取引時確認等の措置を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、調査書の内容を勘案して、自らが行う取引の危険度等を記載した特定事業者作成書面等の作成その他の措置を講ずるよう努めなければならないとされており、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策を実施することが求められている。具体的には、特定事業者は、業態や事業規模等に応じたリスク評価を自ら行う場合には、調査書に記載された自らが取り扱う取引等について、当該取引等の危険度が高いとされた理由も踏まえることが求められている。また、調査書以外では、所管行政庁のガイドラインの内容を踏まえることも必要であるほか、取引の相手方が特定事業者である場合には、調査書に記載された当該取引の相手方が取り扱う商品・サービスに記載されている危険度の要因やマネー・ローンダリング等対策の状況を踏まえることも有益であると考えられる。

3 調査書の概要

本調査書では、第2において、地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の観点から、我が国を取り巻く広範なリスクについて示した上で、第3において、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人^{*1}犯罪グループといったマネー・ローンダリング等の主体、窃盗や詐欺、薬物事犯等の主な前提犯罪並びに内国為替取引、現金取引等のマネー・ローンダリング等に悪用された主な取引について分析している。

さらに、第4において、取引形態の観点からは非対面取引、現金取引及び外国との取引を、国・地域の観点からはイラン又は北朝鮮との関連を有する取引を、顧客属性

*1 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いたものをいう。

の観点からは国際テロリストや実質的支配者が不透明な法人等との取引を危険度の高い取引と評価している。

加えて、第5において、特定事業者が取り扱う商品・サービスのうち、預金取扱金融機関、資金移動業者、暗号資産交換業者が取り扱うものを、他業態のものよりも相対的に危険度が高いと評価している。

【調査書の概要】

▶ 広範なリスク分析

我が国の環境 (8～12頁)
1. 地理的環境
2. 社会的環境
3. 経済的環境
4. 犯罪情勢等

▶ 個別のリスク分析

マネー・ローンダリング事犯等の分析		
主体 (13～17頁)	手口 (18～26頁)	疑わしい取引の届出 (26～31頁)
1. 暴力団 2. 特殊詐欺の犯行グループ 3. 来日外国人犯罪グループ	1. 前提犯罪（窃盗、詐欺等） 2. マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	1. 業態別の届出件数

▶ 危険度の評価①（危険度が高い取引形態、国・地域及び顧客属性）

取引形態 (32～44頁)	国・地域 (45～47頁)	顧客属性 (48～71頁)
1. 非対面取引 2. 現金取引 3. 外国との取引 (多額の現金を原資とする外国送金等)	1. FATF声明により対抗措置等が要請されている国・地域（危険度が特に高い） ・イラン、北朝鮮 2. FATF声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域（危険度が高い） ・該当なし (2021年10月FATF会合結果)	1. 反社会的勢力（暴力団等） 2. 国際テロリスト（イスラム過激派等） 3. 非居住者 4. 外国の重要な公的地位を有する者 5. 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

▶ 危険度の評価②（商品・サービス）

商品・サービス (72～162頁)		
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス ● 資金移動サービス ● 暗号資産 	
危険度が認められる取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険 ● 投資 ● 信託 ● 金銭貸付け ● 外貨両替 	<ul style="list-style-type: none"> ● ファイナンスリース ● クレジットカード ● 不動産 ● 宝石・貴金属 ● 郵便物受取サービス
		<ul style="list-style-type: none"> ● 電話受付代行 ● 電話転送サービス ● 法律・会計関係サービス

▶ 危険度の低い取引（規則第4条で規定する簡素な顧客管理が許容される取引）

危険度を低下させる要因 (163～168頁)	
1. 資金の原資が明らか	5. 会社等の事業実態を仮装することが困難
2. 国又は地方公共団体を顧客等とする	6. 蓄財性がない、又は低い
3. 法令等により顧客等が限定されている	7. 取引金額が規制の敷居値を下回る
4. 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている	8. 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている

4 近時の情勢変化を踏まえた主な変更点

令和2年調査書では、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクを概観するため、我が国の環境について新たに項目を設けて記載した。このほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、同感染症に関連する犯罪情勢を記載するとともに、特定事業者のマネー・ローンダリング等対策へのより一層の理解の促進と更なる取組の推進を図ることを目的として疑わしい取引の届出を

端緒として検挙した事件例に関し、より多様な業態の特定事業者からの届出を端緒にしたものについて記載した。また、準暴力団や国際テロリストに関する記載を拡充した。

本年調査書では、実態の不透明な法人や資金移動サービス、暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された事例や、これらに係る疑わしい取引の届出に関する情報等についての記載の追加・拡充をするなどして、マネー・ローンダリング等対策に関する具体的な着眼点を示したほか、近時の犯罪情勢を踏まえ、サイバー犯罪に関する記載を拡充したり、国際的に関心が高まっている野生動植物の違法取引や暗号資産をめぐる国際的な情勢について、海外レポート等を参照して紹介したりするなどした。

加えて、令和2年調査書に引き続き、特定事業者から届出が行われた疑わしい取引に関する情報が、マネー・ローンダリング事犯及び前提犯罪の捜査等に有効活用されていることが分かるように、実際に検挙された事件において活用された疑わしい取引に関する情報についての記載を更新しているほか、所管行政庁が把握した実態に鑑みて、特定事業者が留意すべき主な事項や所管行政庁及び特定事業者のマネー・ローンダリング等対策への取組についての記載を更新した。

第1 危険度調査の方法等

1 FATF ガイダンス

危険度を調査する方法については、FATF が公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」（「National Money Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment (February 2013)」）を参照した。同ガイダンスは、マネー・ローンダリング等のリスク評価の方法について世界共通のものはないとしつつ、リスク要素と評価プロセスに関する一般的な理解として次のものを示している。

(1) リスク要素

リスクは、次の3要素の作用と考えられる。

脅威	国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある者、物又は活動 例：犯罪者及びテログループ並びにそれらの助長者並びにそれらの資金、マネー・ローンダリング等に関連する犯罪等
脆弱性 ^{ぜい}	脅威によって悪用されたり、脅威を助長したりする事柄 例：悪用され得る商品・サービスの特徴、マネー・ローンダリング等対策の不備等
影響	マネー・ローンダリング等が経済や社会生活に与える効果や危害 例：当該国の金融機関の評判への影響等

(2) 評価プロセス

リスク評価は、一般的に次の3段階のプロセスに分けられる。

特定プロセス (第1段階)	把握した脅威や脆弱性を基に、分析対象とするリスクを暫定的に特定する。当初特定されなかったものが後に特定されることもあり得る。
分析プロセス (第2段階)	特定したリスクについて、その性質、具体化する見込み等を検討する。
評価プロセス (第3段階)	リスクに対処する取組の優先度を判定する。

2 本危険度調査

(1) 調査の方法

本調査では、同ガイダンスを踏まえた上で、FATF の新「40 の勧告」、その解釈ノート^{*1}、犯罪収益移転防止法上の措置、FATF の第3次対日相互審査及び第4次対日相互審査で指摘された事項、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考に、我が国における、

*1 勧告 10(顧客管理)の解釈ノートは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」、「取引が現金中心である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」、「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策がとられていないとされた国」、「非対面の業務関係又は取引」等を挙げている。

- 脅威
犯行主体としての暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ並びに犯罪収益を生み出す窃盗、詐欺等の前提犯罪等
- 脆弱性^{ぜい}
預貯金口座、内国為替取引等の商品・サービス及び非対面取引、現金取引等の取引形態等
- 影響
移転され得る犯罪収益の大きさ、組織的な犯罪を助長する危険性や健全な経済活動に与える影響等

等を踏まえて、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」並びに「商品・サービス」の観点から、危険度に影響を与える要因^{*1}を特定した。

そして、当該要因ごとに、

- マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性
- マネー・ローンダリング事犯
- 疑わしい取引の届出状況
- 危険度を低減させるために執られている措置（特定事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による特定事業者に対する指導・監督、業界団体又は特定事業者による自主的な取組等）に関する状況

等を分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

(2) 調査に用いた情報

調査においては、FATF の第4次対日相互審査で指摘された事項も踏まえ、マネー・ローンダリング等対策について関係省庁間の緊密な連携を図る中で、幅広く収集した、

- 関係省庁が保有する統計、知見及び事例
- 業界団体が保有する情報や特定事業者が取り扱っている国内外の商品・サービスや実際に行っている取引の規模や種類等についての情報
- 事業者のマネー・ローンダリング等に対する認識の程度及び対策の状況についての情報

等を積極的に活用している。

また、これらの情報に加えて、法執行機関から提供される情報、過去3年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例や疑わしい取引の届出に関する情報等も用いて分析を行っている。さらに、関係省庁が国際協力の中で実施している海外当局との意見交換等により収集した情報、FATF が公表しているリスク分析に係る文書やリスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス、国際決済銀行の金融

*1 これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となること等から、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

安定研究所(Financial Stability Institute)から定期的に発行されるレポート等、国際組織が保有又は公表している情報・統計等を活用することにより、我が国固有のリスクだけではなく、前提犯罪、マネー・ローンダリング等の世界的な動向を踏まえた外部リスクの分析も行っている。

【FATF 第4次対日相互審査報告書における指摘について】

令和3年(2021年)8月に公表されたFATF第4次対日相互審査報告書においては、日本のマネー・ローンダリング等・拡散金融対策の法令等の整備状況及びその有効性について、主に次の指摘があった。

- 日本は、マネー・ローンダリング等についてのリスクをよく理解している。一方、国によるリスク評価等について、更に改善の余地がある。
- 一部の金融機関を除き、金融機関や指定非金融業者及び職業専門家(以下「指定非金融業者等」という。)は、マネー・ローンダリング等リスクやマネー・ローンダリング等対策に係る義務に対する理解が限定的である。
- 全体的にみて、疑わしい取引の届出は、基本的な類型や疑わしい取引の参考事例を参照して提出されている傾向がある。また、全ての指定非金融業者等が疑わしい取引の届出義務の対象になっているわけではない。
- 金融機関に対するマネー・ローンダリング等リスクに基づく監督上の措置は改善する必要がある。指定非金融業者等の監督当局は、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策に係る監督を実施していない。
- 法人について正確かつ最新の実質的支配者情報が一様には得られていない。
- 資産の追跡のために、金融インテリジェンス情報の更なる活用が求められる。
- マネー・ローンダリング罪に適用される法定刑は、日本で最も頻繁に犯罪収益を生み出している前提犯罪に適用される法定刑よりも低い水準にある。
- 国境を越えた現金密輸のリスクがある中、虚偽又は無申告での国境を越えた現金移動についての効果的な検知と没収を行っていることを示していない。
- テロ資金提供処罰法の不備と、起訴に対する保守的なアプローチが、潜在的なテロ資金供与を起訴し、抑止力ある形で処罰する能力を制約している。NPO等に対するターゲットを絞ったアウトリーチが行われておらず、日本のNPO等は、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある。
- 金融機関や暗号資産交換業者、指定非金融業者等による対象を特定した金融制裁の実施が不十分である。

こうした指摘を踏まえ、日本のマネー・ローンダリング等・拡散金融対策を強化するため、同月公表された「行動計画」に沿って、危険度を低下させるための措置が検討され、又は実施されている。

第2 我が国の環境

本調査書では、本項目に記載している、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクについての分析を前提として、「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」以降の項目において、マネー・ローンダリング事犯等（主体・手口）及び商品・サービスの危険度を横断的に分析し、その結果、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客の属性」並びに「商品・サービス」の観点から、危険度の高い取引を特定した。そして、特定された危険度を低減させるために執られている措置に関する状況を踏まえて、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

1 地理的環境

我が国は、ユーラシア大陸東方に位置し、北東アジア（又は東アジア）と呼ばれる地域にあり、太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれている島国で、領土の総面積は、約 37 万 8,000 平方キロメートルである。

他国との間での人の往来や物流は海空港を經由して行われ、全国の海空港^{*1}では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。

2 社会的環境

国勢調査速報値（総務省統計局）によると、我が国の令和2年10月1日時点の総人口は1億2,622万7千人であり、10年前（平成22年）の統計と比較して1.4%減少した。一方、人口推計（総務省統計局）によると、令和2年10月1日時点の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は過去最高の28.8%^{*2}となり、10年前の高齢化率23.0%^{*3}と比較して5.8ポイント増加し、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。今後、総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより、高齢化は更に進展していくものと推定される。

少子高齢化及び人口減少が急速に進む我が国においては、深刻な人手不足に対応するために、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された（外国人入国者数の状況については、本調査書16頁「我が国における外国人の入国・在留の状況」参照）。

3 経済的環境

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるが、そうした中においても我が国は世界経済の中で重要な地位を占めており、令和2年の名目GDP（2021年4－6月期2次速報値）は約538.7兆円で、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の経済規模を誇り、令和元年の購買力平価GDPにおいては中国、アメリ

*1 入管法施行規則別表第1に掲げる海空港数は、海港127か所、空港32か所。関税法施行令別表第1及び第2に掲げる海空港数は、海港119か所、空港32か所

*2 平成27年国勢調査を基準とする推計値

*3 平成22年国勢調査人口（年齢不詳をあん分した人口）による。

カ、インドに次いで世界第4位であり、令和2年度の実質GDP成長率は▲4.4%、令和元年の経済活動別GDPの構成比(名目)のシェアは、第1次産業は1.0%、第2次産業が26.0%、第3次産業が73.0%である。令和2年の貿易額については、輸出68兆4,005億円、輸入67兆8,371億円で、主な輸出相手国は中国、アメリカ、韓国等で、輸入相手国は中国、アメリカ、オーストラリア等となっている。

なお、我が国では対外取引が自由に行われることを基本としつつも、北朝鮮のミサイル発射や核実験、イランの核開発等を踏まえ、国際協調による経済制裁措置と我が国単独での経済制裁措置を実施している。

また、我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させることができる。令和2年9月末時点の主要金融機関^{*1}の店舗数は37,587店舗(うち海外店舗は174店舗)で、ATMは95,266台が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。また、FSB(金融安定理事会)が令和2年(2020年)に指定したグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs(Global Systemically Important Banks))30行のうち、3行が我が国のメガバンクである。

我が国の金融取引の規模をみると、令和3年3月末時点の銀行の預金残高は、約896兆円となっている。決済取引については、令和2年中の内国為替取扱状況(他行為替取扱高)は約2,927兆円(約17億件)で、1日平均では約12兆円(約713万件)となっている。また、同年中の外国為替円決済交換高は約4,427兆円(約672万件)で、1日平均では約18兆円(約3万件)となっている。

次に、証券市場の規模について、我が国の株式時価総額は令和2年12月時点で約694兆円となっている。この時価総額を国別にみると、我が国は、アメリカ、中国に次いで世界第3位となっており、東京証券取引所は、世界主要取引所ではニューヨーク証券取引所、ナスダック証券取引所に次いで第3位となっている。また、令和2年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額は、約682兆円となっている。

現金取引に関しては、上記のとおり、金融機関の店舗やATMが多く預金口座からの現金の引き出しや口座への入金を行いやすいことに加え、現金を落としても落とし主の手元に戻ってくることが多い「治安の良さ」、紙幣の偽造防止技術の水準が高く、偽札の流通が少ない「現金に対する信頼の高さ」等もあいまって、我が国の現金流通状況は他国に比べて高い状況にはあるが、キャッシュレス化の推進等によるキャッシュレス決済比率の上昇に伴い、決済における現金の使用比率は相対的に減少している。このことは、現金取引に係るマネー・ローンダリング等の抑制につながることが期待されている。

一方、このようにグローバル化し高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等を行うための様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様

*1 本項目における主要金融機関とは、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行及びゆうちょ銀行を指す。

々な取引や商品・サービス（本調査書中「第5 商品・サービスの危険度」参照）の中から、マネー・ローンダリング等を行うために最も適した手段・方法を選択し、敢行しようとする。一たび、犯罪収益等が我が国の金融システム等を通じて我が国の経済活動の中に投入され、膨大な合法的資金や取引の中に紛れてしまうと、その中から犯罪収益等を特定し、追跡することは非常に困難である。

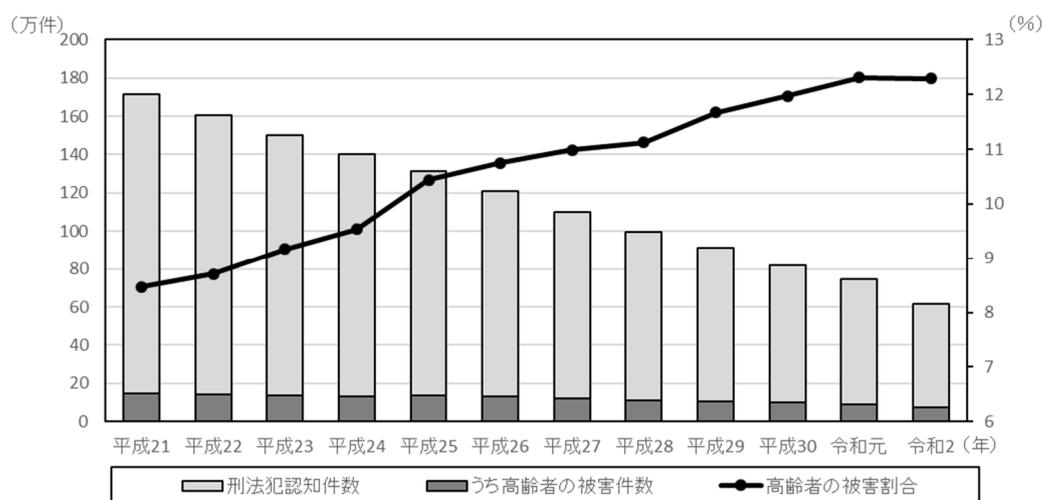
4 犯罪情勢等

(1) 国内犯罪情勢

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、令和2年は61万4,231件となり、前年に引き続き戦後最少を更新しているほか、前年比で17.9%減少しており、その減少率は例年より大きくなっている（令和元年は前年比で8.4%の減少であった。）。また、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率は78.5%となっている（刑法犯検挙件数の総数は27万9,185件となり、引き続き減少しているものの、検挙率については45.5%と前年比で6.2ポイント上昇した。）。他方、緊急事態措置として行われた休業要請等に従って休業している店舗等への侵入窃盗や新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺等、感染拡大に伴う混乱等に乗じた犯罪が確認されているほか、感染拡大対策に関連した給付金をだまし取る詐欺等、事業者への経済支援に乗じた犯罪も発生している。

刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合は、平成21年以降増加傾向にあり、令和2年中は12.3%と、平成21年の8.5%と比較して3.8ポイント上昇している（図表1参照）。

図表1 【刑法犯認知件数及び高齢者の被害割合等】



包括罪種別にみても、全ての罪種において高齢者の被害割合が増加している。特に、詐欺等の知能犯について増加が顕著であり、令和2年中は31.0%と、平成22年と比較して15.6ポイント上昇している。さらに、我が国において、特殊詐欺の犯行グループがマネー・ローンダリングを行う主体の一つとなっている（本調査書

中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」参照) ことから、高齢者の特殊詐欺の被害状況をみると、法人被害を除いた特殊詐欺の認知件数に占める高齢者被害の割合は令和2年で85.7%に上っている(図表2参照)。

図表2【特殊詐欺手口別の高齢者の認知件数と割合(令和2年)】

	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求詐欺	還付金詐欺	キャッシュカード詐欺盗	左記以外	合計
認知件数	2,136	4,069	915	1,581	2,757	129	11,587
手口別 高齢被害者の割合 (法人被害を除く)	94.0%	98.4%	45.6%	87.7%	96.7%	28.9%	85.7%

次に、近年、検挙件数が増加傾向にあるサイバー犯罪についてみると、令和2年中の検挙件数(9,875件)は、過去最多となった(図表3参照)。インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、被害が急増した前年に比べて、被害額は大幅に減少したものの、その発生件数はやや減少したにとどまり、引き続き高水準で推移しており、被害の多くは、前年と同様、SMS(ショートメッセージサービス)や電子メールを用いて金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する手口によるものとみられている(図表4参照)。

図表3【サイバー犯罪の検挙状況】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙件数	8,324	9,014	9,040	9,519	9,875

図表4【インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	1,291	425	322	1,872	1,734

また、令和2年中には、ソフトウェアやシステムの脆弱性を悪用した攻撃、標的型メール攻撃等を通じてシステム等を各種ランサムウェア(「身代金」を要求する不正プログラム)に感染させる事案が多数発生しており、ランサムウェアによる被害の深刻化・手口の悪質性は全世界的に問題となっている。国内においても令和2年11月に、大手企業のシステムがランサムウェアに感染し、同企業が保有する個人情報^{ぜい}が窃取されて暗号化された上、当該情報を公開しないことと引き換えに「身代金」の支払に応じるように脅迫を受ける、二重恐喝(ダブルエクストーション)という手口による被害に遭う事例が発生している。セキュリティ事業者が令和2年中に発表した調査^{*1}では、日本企業のランサムウェア被害額(「身代金」の支払を除いた、事業停止によって発生する損失や運用コスト等の損失額)は、世界で2番目に高く、我が国におけるランサムウェア攻撃の深刻さがうかがわれる。また、

*1 Sophos、「ランサムウェアの現状 2020年版」

警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数も増加の一途をたどっているなど、我が国のサイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢にある。

(2) テロ情勢

国際テロ情勢としては、ISIL^{*1}が「対 ISIL 有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、AQ^{*2}及びその関連組織も欧米諸国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、令和3年（2021年）8月末にアフガニスタンからの駐留米軍の撤退が完了したことを受けて、同国内外でのテロの脅威の変化に注視する必要がある。さらに、世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロが発生することも懸念される。

*1 Islamic State of Iraq and the Levant の頭字語。いわゆるイスラム国。アル・カーイダ関連組織であったが、方針の違いからアル・カーイダと決別し、平成26年（2014年）6月にイラク北部の都市モスルを制圧するなど、次々とその支配地域を広げ、イラクとシリアにまたがる地域に「イスラム国」の樹立を宣言した。北・西アフリカから東南アジアに至る各地の多数の過激派組織が、ISIL のプロパガンダに呼応して支持や忠誠を誓う旨を表明している。

*2 Al-Qaeda (アル・カーイダ) の略

第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析

1 主体

マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループがある。

(1) 暴力団

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威として存在している。令和2年中のマネー・ローンダリング事犯^{*1}の検挙件数のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは58件で、全体の9.7%を占めている（図表5参照）。そのうち、組織的犯罪処罰法に係るものが57件（犯罪収益等隠匿事件27件及び犯罪収益等收受事件30件）で、麻薬特例法に係るものが1件（薬物犯罪収益等隠匿事件1件）であった。

また、平成30年から令和2年までのマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものについて前提犯罪別にみると、詐欺やヤミ金融事犯^{*2}が多い。一方、検挙件数に占める暴力団構成員等が関与したものの比率について前提犯罪別にみると、賭博事犯、恐喝事犯、薬物事犯、売春事犯等が高い。

暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行しており、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もうかがわれ、米国は、平成23年（2011年）7月、「国際組織犯罪対策戦略」を公表するとともに大統領令を制定^{*3}し、我が国の暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定したことにより、暴力団の資産であって、米国内にあるもの又は米国人が所有・管理をするものを凍結するとともに、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

なお、暴力団については、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」の「反社会的勢力（暴力団等）」の項目においても、調査・分析をした結果を記載している。

図表5 【暴力団構成員等による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分	年	平成30	令和元	令和2
マネー・ローンダリング事犯検挙件数		511	537	600
暴力団構成員等による事件		65	58	58
比率（%）		12.7%	10.8%	9.7%

*1 組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪をいう。

*2 無登録・高金利事犯（貸金業法（昭和58年法律第32号）違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯）及びヤミ金融関連事犯（貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯）をいう。

*3 Executive Order 13581 of July 24, 2011

(2) 特殊詐欺の犯行グループ

近年、我が国においては、特殊詐欺^{*1}の認知件数と被害額が高い水準にある（図表6参照）。令和2年中の被害は大都市圏に集中しており、認知件数全体の21.4%が東京（2,896件）で、神奈川（1,773件）、千葉（1,217件）、大阪（1,107件）、兵庫（1,027件）、埼玉（1,026件）、愛知（569件）を加えた7都府県で認知件数全体の71.0%を占めている。特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役等の役割を分担した上で、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している。また、犯行拠点も賃貸マンション、賃貸オフィス、民泊、ホテルに加え、車両等にまで広がっているほか、外国犯行拠点の存在が表面化するなどしている。

また、自己名義の口座や、偽造した本人確認書類を悪用するなどして開設した架空・他人名義の口座を、遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。

警察では、令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定されたことを踏まえ、関係行政機関、事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向けた諸対策を推進しており、犯行に利用される電話転送サービスを営む特定事業者に対する指導監督を強化するとともに、電子マネー買取事業者による組織的犯罪処罰法違反事件等を検挙するなどしている。

図表6【特殊詐欺の認知件数・被害総額】

区分 \ 年	平成30	令和元	令和2
認知件数	17,844	16,851	13,550
被害総額（円） （実質的な被害総額）	38,286,761,222	31,582,937,585	28,523,359,039

注1：警察庁の資料による。

2：平成30年以降、受け子が電話でだまされた被害者の隙を見てキャッシュカードを別のカードにすり替える手口の事件が発生している。これは、罪名は窃盗であるが、実質的にはキャッシュカード手交型のオレオレ詐欺と同視し得るものであることから、特殊詐欺の被害の実態をより正確に把握するため、平成30年の統計から、この手口の窃盗を特殊詐欺の内数として計上している。

3：実質的な被害総額とは、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額である。

図表7【令和2年に摘発した犯行拠点の所在地】

東京	大阪	千葉	埼玉	京都	愛媛	福岡	合計
19	5	2	1	1	1	1	30

*1 特殊詐欺とは、被害者に電話を架けるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗（キャッシュカード詐欺盗）を含む。）の総称をいう。

(3) 来日外国人犯罪グループ

外国人が関与する犯罪には、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することによってその追跡が困難となるほか、来日外国人等で構成される犯罪グループがメンバーの出身国に存在する別の犯罪グループの指示を受けて犯罪を敢行するなどの特徴がある。外国人が関与する犯罪は、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化をする傾向を有する。

令和2年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例のうち、来日外国人によるものは79件で、全体の13.2%を占めている（図表8参照）。内訳は、法人等事業経営支配事件1件、犯罪収益等隠匿事件58件及び犯罪収益等收受事件20件であった。

図表8 【来日外国人による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分	年	平成30	令和元	令和2
マネー・ローンダリング事犯検挙件数		511	537	600
来日外国人による事件		48	71	79
比率 (%)		9.4%	13.2%	13.2%

過去3年間の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の国籍等別の検挙件数では、中国^{*1}及びベトナムが多く、特に中国が全体の半数近くを占めている。

来日外国人による組織的な犯罪の中で、マネー・ローンダリング事犯が敢行されている実態が認められ、中国人グループによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。

また、過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナム及び中国で全体の8割以上を占めている。

さらに、過去3年間の疑わしい取引の届出件数は、国籍等別ではベトナム、中国及び韓国に関する届出が多く、特にベトナムに関する届出が近年大幅に増加している。

なお、国際的な取引については、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」の「外国との取引」の項目においても、調査・分析をした結果を記載している。

我が国における外国人の入国・在留の状況及び来日外国人犯罪をめぐる昨今の

*1 本調査書中の「中国」には、特に断りのない限り、「台湾」並びに「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含まない。

情勢等については、次のとおりである。

【我が国における外国人の入国・在留の状況】

令和2年における外国人入国者数 430万7,257人のうち、新規入国者総数は358万1,443人で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響もあり、前年に比べ約2,500万人（87.4%）減少となっている（平成8年の新規入国者数と同程度）。新規入国者数を国籍等別にみると、中国が最も多く2割以上を占め、次いで台湾、韓国、中国（香港）、タイの順になっており、アジアが全体の8割以上となっている。次に、これを目的（在留資格）別にみると、「短期滞在」が336万831人と最も多く、新規入国者数全体の93.8%を占めている。次いで、「技能実習1号」7万6,456人（構成比率2.1%）、「留学」4万9,748人（同1.4%）、「技術・人文知識・国際業務」1万9,705人（同0.6%）の順となっている。近年高い水準で推移している「技能実習1号」の新規入国者を国籍等別にみると、ベトナムが4万1,341人で全体の54.1%を占め、中国14.5%、インドネシア10.8%、フィリピン6.7%、タイ3.6%の順となっている。

次に、我が国における令和2年末現在の在留外国人数についてみると、中長期在留者数（永住者を除く。以下同じ。）は177万5,169人であり、10年前と比較し5割以上増加している。また、令和2年末現在における中長期在留者数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,623万人（令和2年10月1日現在国勢調査速報値（総務省統計局））に対し、1.41%となっており、10年前と比較して0.53ポイント高くなっている。令和2年末現在における中長期在留者数について国籍等別にみると、中国は全体の27.8%を占める49万4,035人で、ベトナム24.2%、フィリピン8.2%、ブラジル5.4%、ネパール5.1%の順となっている。

【来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等】

来日外国人犯罪の総検挙件数（刑法犯検挙件数及び特別法犯検挙件数）及び総検挙人員（刑法犯検挙人員及び特別法犯検挙人員）は、近年、共にほぼ横ばいで推移してきたが、特別法犯の検挙件数・検挙人員の増加を受け、微増傾向にある。令和2年中は、総検挙件数及び総検挙人員共にベトナム及び中国の2か国で全体の約6割を占めており、いずれもベトナムが最多となっている。令和2年中の総検挙人員1万1,756人の国籍等別の内訳は、ベトナム4,219人（構成比率35.9%）、中国2,699人（同23.0%）、フィリピン765人（同6.5%）、ブラジル508人（同4.3%）、タイ480人（同4.1%）の順となっている。これらの国の包括罪種・違反法令別総検挙人員をみると、入管法違反や窃盗が上位を占めている（図表参照）。

図表【国籍等別の包括罪種・違反法令別総検挙人員（令和2年）（上位5か国）】

国籍等	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	タイ
総検挙人員	4,219	2,699	765	508	480
刑法犯	1,495	1,473	335	351	60
窃盗犯	873	687	127	122	26
粗暴犯	145	302	118	141	20
知能犯	76	193	17	12	4
凶悪犯	55	25	8	26	2
風俗犯	19	35	14	7	0
その他	327	231	51	43	8
特別法犯	2,724	1,226	430	157	420
入管法	2,332	846	292	12	368
薬物事犯	141	19	66	101	17
銃刀法	44	36	6	12	1
風適法	1	73	15	0	23
売防法	0	5	0	0	0
その他	206	247	51	32	11

総検挙人員の在留資格別の内訳は、「技能実習」2,889人（構成比率24.6%）、「留学」2,085人（同17.7%）及び「短期滞在」1,824人（同15.5%）等となっている。令和2年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約19億円に上り、このうち約14億円（構成比率71.8%）が窃盗、約5億円（同26.7%）が詐欺等によるものである。犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するために行われていることもあり、平成28年以降、検挙件数が増加傾向となっており、令和2年は最も多くなった。

近年のベトナム人による犯罪においては、窃盗犯が多数を占める状況が続いており、手口別では万引きの割合が高い。また、ベトナム人同士のけんか等に起因した殺人や賭博における金の貸し借りに起因したベトナム人グループ内の略取誘拐、逮捕監禁等の事案の発生もみられる。入管法違反については、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に在留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。

中国人による犯罪においては、通信手段として匿名性の高いスマートフォンアプリが使われており、精巧な偽造クレジットカード等を利用して大量の商品をだまし取る犯罪や、旅券・在留カード等偽造等の犯罪インフラ事犯の検挙件数が比較的多くなっている。

過去3年間の国籍等別のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数でも、中国及びベトナムが上位となっている。中国人、ベトナム人その他来日外国人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は、次のとおりである。

1 中国人が関与したマネー・ローンダリング事犯としては、

- インターネットバンキングへの不正アクセスで得た犯罪収益を、不正に入手した複数のベトナム人等名義の口座に振込入金し隠匿した事例
- 医薬品を違法に転売して得た犯罪収益を、知人名義の口座に振込入金させ隠匿した事例
- 偽造ブランド品の販売代金を、不正に入手した日本人名義の口座に振込入金させ隠匿した事例
- SNSを利用して、高額商品の販売を装い、注文とは異なる安価な商品を顧客に発送するにもかかわらず、高額商品の価額に相当する販売代金を、他人名義の口座に振込入金させ隠匿した事例

等が認められた。

2 ベトナム人が関与したマネー・ローンダリング事犯としては、

- SNSを利用して海外送金を受け付け、日本国内に開設された他人名義の口座に現金を振込入金させ地下銀行を営んだ事例
- 偽造在留カード等の販売代金を他人名義の口座に振込入金させ隠匿した事例
- 不法残留のベトナム人が、携帯電話の契約者本人になりすまして携帯電話が故障したように装い、補償サービスを不正に利用して、だまし取った携帯電話の売却代金を他人名義の口座に振込入金させ隠匿した事例

等が認められた。

3 その他来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯としては、

- ナイジェリア人らが、虚偽の内容の電子メールを送信するなどしてアメリカの会社からだまし取った詐欺金を日本国内に開設された法人名義の口座に送金させ隠匿した事例
- ナイジェリア人らが、SNSを通じて知り合った女性からだまし取った詐欺金を日本国内に開設された他人名義の口座に振込入金させ隠匿した事例
- マレーシア人が、指示役からSNSを通じてコインロッカーに偽造クレジットカードを受け取りに行くことを指示され、コインロッカーの偽造クレジットカードを収受した事例

等が認められた。

2 手口

(1) 前提犯罪

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においては、マネー・ローンダリングの罪の構成要件として、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為を規定している。平成29年6月には、組織的犯罪処罰法が改正され、前提犯罪は大幅に増加した。前提犯罪は、不法な収益を生み出す犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪、組織的犯罪処罰法の別表第1又は別表第2に掲げる罪及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪であり、例えば、殺人、強盗、窃盗、詐欺、背任等の刑法犯のほか、入管法、出資法、売春防止法（昭和31年法律第118号）、商標法（昭和34年法律第127号）、銀行法（昭和56年法律第59号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、銃刀法等の特別法犯が含まれる。

平成30年から令和2年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙件数^{*1}は、窃盗が624件と最も多く37.0%を占め、次いで、詐欺（523件、31.0%）、電子計算機使用詐欺（129件、7.6%）、出資法・貸金業法違反（86件、5.1%）、入管法違反（36件、2.1%）の順となっている（図表9参照）。

図表9【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯前提犯罪別の検挙件数・割合】

前提犯罪	窃盗	詐欺	電子計算機使用詐欺	出資法・貸金業法違反	入管法違反	常習賭博及び賭博場開張等凶利	売春防止法違反	商標法違反	薬物事犯	わいせつ物頒布等	恐喝	業務上横領	風営適正化法違反	強盗	文書偽造事犯	銀行法違反	その他	合計
件数	624	523	129	86	36	32	29	25	20	20	20	20	17	15	14	13	65	1,688
割合 (%)	37.0	31.0	7.6	5.1	2.1	1.9	1.7	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	3.8	100

注 1：薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。

注 2：文書偽造事犯とは、刑法第154条から第161条の1までの罪をいう。

前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。

*1 平成30年から令和2年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は1,648件であるが、前提犯罪別の検挙件数の合計は1,688件である（図表9参照）。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

また、前提犯罪によっては、国際犯罪組織の関与が認められるものもあり、国境を越えたマネー・ローンダリング事犯等に発展しているものもある。国際的な取引については、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」の「外国との取引」の項目においても、調査・分析をした結果を記載している。

主たる前提犯罪についての分析は次のとおりである。

ア 窃盗

(ア) 犯行形態

窃盗については、被害額が比較的少額なものもあるが、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。

例えば、複数の暴力団組織の構成員が関与し、海外の銀行が発行したクレジットカードに記録されていた顧客情報を記録した偽造クレジットカードを使用して、複数のコンビニエンスストア等に設置された ATM から多額の現金を引き出した事例がみられる。また、近年増加傾向にあるベトナム人犯罪のうち多数を占める万引き事犯では、指示役を中心に、共犯者が実行犯、運搬役等の役割を分担し、ベトナム国内の指示役から SNS を通じて具体的な犯行指示を受けた実行犯が、化粧品や医薬品等の商品を大量に万引きし、盗まれた商品は、輸出代行業者や旅行客を装った運搬役等によって、指示役や故買屋の下へ運ばれている事例がみられる。さらに、暴力団や来日外国人犯罪グループ等によって敢行される組織的な自動車盗では、周囲が鉄壁で囲まれたいわゆるヤードに盗難自動車が運び込まれて解体された後、海外へ不正輸出等されている事例がみられる。

令和2年中における窃盗の被害総額は約 502 億円（現金被害総額約 168 億円）となっており、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

窃盗を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- ヤードに持ち込まれた自動車が盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもの
 - 侵入窃盗で得た多額の硬貨を他人名義の口座に入金し、その後相当額を引き出して、事実上の両替を行うもの
 - 盗んだ高額な金塊を会社経営の知人に依頼して、金買取業者に法人名義で売却させるもの
 - 中国人グループ等が不正に入手したクレジットカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所を指定するなどして受領するもの
 - 不正に入手したキャッシュカードを使用して現金を引き出して盗み、その現金をコインロッカーに隠していたもの
- 等がある。

イ 詐欺

(7) 犯行形態

特殊詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、架空・他人名義の預貯金口座を利用したり、法人による正当な取引を装ったりするなどして、多額の犯罪収益を生み出している。

例えば、暴力団が特殊詐欺を執行している事例、国際的な犯罪組織が国外で執行した詐欺の収益が我が国の金融機関に開設された口座を通して流入している事例、来日外国人が国外から偽造クレジットカードを持ち込み、我が国の百貨店等において高級ブランド品をだまし取っている事例（図表 10 参照）、不正に

図表 10【偽造クレジットカード使用詐欺事件のイメージ図】



入手した ID・パスワードを使用し、コード決済サービスの利用権者になりすまし商品をだまし取っている事例等がみられる。

令和 2 年中の財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領）のうち、詐欺の被害額は約 640 億円（現金被害総額約 592 億円）であり、1 件当たりの被害額は約 210 万円と、窃盗の 1 件当たりの被害額（約 12 万円）よりも大きく、特に特殊詐欺では、既遂 1 件当たりの平均が約 220 万円と、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- 外国人が帰国する際に犯罪グループに売却した個人名義の口座が特殊詐欺の振込先に悪用されたもの
- 特殊詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義の口座を開設して悪用したもの
- 外国で発生した詐欺事件の収益の振込先にするために屋号付きの個人名義の口座を開設して悪用したもの

等があり、特殊詐欺の被害金を架空又は他人の名義の口座に振り込ませるものが多い。振込先として使用する口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後に金融機関等により当該口座が凍結されることを回避しようとするため、犯人によって入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の借名口座を経由して移転されたりする傾向がある。また、隠匿先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等、詐欺の犯行形態によって様々である。

また、取引時確認等の義務の履行が徹底されていない郵便物受取サービスや

電話転送サービスを取り扱う事業者が、特殊詐欺等を敢行する犯罪組織の実態等を不透明にするための手段として悪用されている事例がみられる。

ウ 電子計算機使用詐欺

(ア) 犯行形態

電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードや、インターネットバンキングを利用するための ID・パスワード等を用いて、ATM を操作し、又はインターネットバンキング等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、被害者の口座から犯人が管理する口座に振り込みを行うものがある。また、電子計算機使用詐欺において用いられるキャッシュカードには、特殊詐欺により不正に入手されるものもある。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯に関しては、その被害の多くが、SMS（ショートメッセージサービス）や電子メールにより、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導し、そこで入手した ID・パスワード等を用いて被害者の銀行口座から不正に送金されたものと考えられる。また、宅配業者や通信販売業者からの荷物の配達に関する連絡を装った SMS によって、被害者を金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導した事例や、SMS からの誘導により、不正なアプリを被害者の携帯電話機の端末等にインストールさせ、アプリによって表示される偽の警告メッセージからフィッシングサイトへ誘導した事例が確認されている。

また、令和 2 年中に不正送金の一次送金先として把握した 2,181 口座のうち、名義人の国籍等は日本が 37.8%と最も多く、次いでベトナムが 17.9%、中国が 2.4%であった。

特殊詐欺については、上記のとおり、暴力団の関与が認められる。また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、国際犯罪組織の関与が認められ、犯罪組織が多額の犯罪収益を獲得するために、それらの犯行を行っている実態が認められる。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

電子計算機使用詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- 特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用して ATM を操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に送金上限額を不正に振り込むもの
- 中国に存在する犯罪組織が日本の金融機関に不正アクセスを行い、他人名義の口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの
- 暗号資産ウォレットサービスのサーバへの不正行為により得た暗号資産を、犯人が管理する分散型暗号資産取引所の匿名アカウントに移転するもの等がある。

エ 出資法・貸金業法違反

(7) 犯行形態

無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等が認められる。その態様には、多重債務者の名簿に記載された個人情報に基づきダイレクトメールを送り付けたり、不特定多数の者を対象にインターネット広告や電話を使って勧誘したりするなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。近年では、貸金業の登録を受けずに「給与ファクタリング」等と称して、個人（労働者）が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うものもある。

令和2年中のヤミ金融事犯の検挙状況をみると、被害金額は43億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。また、暴力団が反復継続してヤミ金融を営み、有力な資金源としている実態が認められる。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

ヤミ金融事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

○ 返済金を他人名義の口座に振り込ませるもの

等があり、それらの隠匿先となる口座は、ヤミ金融の債務者が借入金を返済する代わりに譲渡した他人名義の口座等が悪用されている事例がみられる。

そのほか、他人名義、架空の事業者名義等で開設した私書箱に返済金を送付させる手口、貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、他人名義の口座に入金させる手口、借受人との間で架空の販売契約を結び、これを後払い決済することで返済金を入手する手口等の事例がみられる。

オ 入管法違反

(7) 犯行形態

入管法違反には、外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持、行使、提供又は收受をするもの（以下「偽造在留カード所持等」という。）、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんするもの（以下「不法就労助長」という。）等がみられる。特に、不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。

令和2年中の入管法違反の検挙件数は6,534件で前年比10.8%増加しており、また偽造在留カード所持等の検挙件数は790件で、計上を開始された平成25年以降で最多となっている。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

入管法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

○ 偽造在留カードの販売代金を他人名義の口座に振り込ませたもの

○ 暴力団員が不法就労助長で得た犯罪収益と知りながら、みかじめ料として現金を收受したもの

等がある。

カ 常習賭博・賭博場開張等凶利

(7) 犯行形態

常習賭博・賭博場開張等凶利の賭博事犯には、花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

過去3年間における組織的犯罪処罰法に定める起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、常習賭博・賭博場開張等凶利が上位となっており、令和2年中には、賭博場開張等凶利事件に関し、売上金等である現金約1億5,860万円について起訴前没収保全命令が発せられた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

常習賭博・賭博場開張等凶利を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- オンラインカジノによる賭博事犯において顧客から支払われる賭け金を借名口座に振り込ませるもの
- 野球賭博等において配当金を他人名義の口座に振り込ませて受け取るもの等がある。

そのほか、賭博事犯によって得られた犯罪収益を、情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。

キ 風営適正化法違反・売春防止法違反

(7) 犯行形態

風営適正化法違反・売春防止法違反等の風俗関係事犯においては、暴力団が違法な風俗店又は性風俗店（以下「風俗店等」という。）の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例がみられ、風俗店等の経営が暴力団の資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等している外国人が違法に風俗店等で稼働している事例や、暴力、脅迫等を用いて売春を強要された人身取引事犯もみられる。

過去3年間における組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令において没収保全した件数については、風営適正化法違反・売春防止法違反が上位となっている。

(イ) マネー・ローンダリングの手口

風営適正化法違反・売春防止法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- クレジットカード払いの売上金を他人名義の口座に振り込ませるもの
- 違法風俗店等に女性をあっせんした見返りとして自己名義の口座に収益を振り込ませるもの
- 暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして收受するもの

等がある。

ク 薬物事犯

(ア) 犯行形態

全薬物事犯の6割以上を占める覚醒剤事犯については、令和2年中の押収量が437.2キログラムと前年と比較して減少したものの、密輸入押収量は、418.2キログラムと高水準にあるなど、依然として覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれる。

令和2年中の覚醒剤事犯の検挙人員の4割以上を暴力団構成員等が占めており、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別にみると、使用事犯が2,109人、所持事犯が1,142人、譲渡事犯が199人、譲受事犯が38人、密輸入事犯が20人となっている。また、覚醒剤の全営利犯検挙人員(490人)のうち、暴力団構成員等の検挙人員は278人と56.7%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

一方、大麻事犯については、全薬物事犯の3割以上を占め、その割合は平成25年以降増加しており、特に若年層を中心に検挙人員の増加が顕著である。大麻事犯においても、全営利犯検挙人員(342人)のうち、暴力団構成員等の検挙人員は83人と24.3%を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。また、過去の調査では営利目的の大規模大麻栽培の7割以上に暴力団構成員等が関わっていることが判明するなど、薬物事犯が暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。さらに、近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流通過程(海外からの仕出しから国内における荷受け、元卸し、中間卸し、末端密売まで)にも深く関与していることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、平成29年、約475キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や中国人らを検挙し、令和元年、約587キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。

海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっている。覚醒剤密輸入事犯の検挙件数を仕出国・地域別にみると、令和2年中は、マレーシア及びアメリカが最も多く、次いでタイ、ベトナム、台湾、イギリス、メキシコの順となっており、覚醒剤の密売関連事犯で検挙された外国人を国籍等別にみると、韓国・朝鮮、ブラジル、ベトナム、イラン等が多い。また、大麻密輸入事犯の検挙件数を仕出国・地域別にみると、令和2年中は、アメリカが最も多く、次いでカナダ、イギリス、フランスの順となっており、薬物の密輸・密売に伴う犯罪収益が法制度や取引システムの異なる国の間で移転しているおそれがある。

なお、令和2年中の薬物密輸入事犯については、航空機を利用した携帯密輸入が減少し、国際宅配便や郵便物を利用した密輸入の占める割合が高くなっている。

図表 11 【覚醒剤事犯及び大麻事犯の検挙人員】

区分	年	平成 30	令和元	令和 2
覚醒剤事犯検挙人員		9,868	8,584	8,471
	暴力団構成員等	4,645	3,738	3,577
	構成比率	47.1%	43.5%	42.2%
	外国人	632	761	480
	構成比率	6.4%	8.9%	5.7%
大麻事犯検挙人員		3,578	4,321	5,034
	暴力団構成員等	762	780	751
	構成比率	21.3%	18.1%	14.9%
	外国人	253	279	292
	構成比率	7.1%	6.5%	5.8%

(イ) マネー・ローンダリングの手口

薬物事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口には、

- 手渡しや郵送により覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させたもの
- 宅配便等により大麻等の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させたもの

等の代金を他人名義の口座に振込入金させて隠匿するものが多くみられる。

また、暴力団員の親族名義の口座に係る不審な資金移動（薬物代金の振り込みの疑い）を端緒として捜査した結果、同暴力団員らを覚醒剤の密輸等で検挙した事例もある。

なお、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象としては、自動車、土地、建物等もあり、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。

(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例(平成 30 年から令和 2 年までの 3 年間)を分析し、捜査の過程において判明したマネー・ローンダリングに悪用された主な取引等*1を集計した。

内国為替取引*2が 420 件、現金取引が 293 件、次いで預金取引が 169 件で、これらがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている（図表 12 参照）。

*1 本調査書では、犯罪収益等の隠匿・収受のための手段として悪用された取引等のほか、犯罪収益の形態を変えるために利用された取引等についても分析対象としている。

*2 銀行等の預金取扱金融機関は、為替取引を行うこと(顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること等)を業務の一つとしている。ここでは預金取扱金融機関を利用した国内送金(預貯金の預入れ・払戻しや手形・小切手の利用は除く。)を内国為替取引として計上した。

図表 12【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

年	悪用された取引	内国為替取引	現金取引	預金取引	法人格	クレジットカード	外国との取引（外国為替等）	暗号資産	電子マネー	資金移動サービス	宝石・貴金属	郵便物受取サービス	法律・会計専門家	金銭貸付	手形・小切手	外貨両替	合計（件数）
平成 30		150	112	42	15	8	11	1	6	4	0	1	1	0	0	0	351
令和元		160	61	31	14	15	14	2	12	6	3	3	1	1	1	0	324
令和 2		110	120	96	14	20	16	32	12	1	2	0	1	0	0	1	425
合計（件数）		420	293	169	43	43	41	35	30	11	5	4	3	1	1	1	1,100

検挙されたマネー・ローンダリング事犯の事例及び疑わしい取引として届出が行われた情報の分析の結果を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。そして、最終的には、当該犯罪収益は ATM において出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

このように、我が国においては、内国為替取引、現金取引及び預金取引がマネー・ローンダリング等の多くの事例において悪用されている。

悪用された取引等の典型的な例としては、

- 詐欺の被害金を他人名義の口座に振込送金させる（内国為替取引）
- 窃盗の被害品を他人名義で売却して現金化する（現金取引）
- 盗んだ現金を他人名義の口座に預け入れる（預金取引）
- 詐欺による被害金を実態のない法人名義の口座に振り込ませる（法人格*1）
- 外国で発生した詐欺事件の被害金を、国内の口座に送金させる（外国との取引）
- 窃盗の被害品である金塊を知人を介して法人名義で売却する（宝石・貴金属）
- 詐欺の被害金を郵便物受取サービス業者を介して收受する（郵便物受取サービス）

などがある。

なお、これらの取引等の悪用事例については、本調査書中「第 5 商品・サービスの危険度」等の各項目においても、個別に記載している。

3 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法は、特定事業者（弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及

*1 法人格がマネー・ローンダリングに悪用された詳細な事例等については、本調査書中「第 4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」の「法人（実質的支配者が不透明な法人等）」の項目に記載している。

び税理士等を除く。)に、特定業務^{*1}において收受した財産が犯罪収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に係る取引に関しマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、所管行政庁に疑わしい取引の届出を行うことを義務付けているほか、疑いがあるかどうかの判断については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情及び調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないとしている。

令和2年中の疑わしい取引の届出受理件数を届出事業者の業態別にみると、銀行等が31万9,812件で届出全体の74.0%と最も多く、次いでクレジットカード事業者(2万9,138件、6.7%)、貸金業者(2万5,255件、5.8%)の順となっている(図表13参照)。

また、令和2年中に都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は32万5,643件であった(図表14参照)。

*1 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定業務をいう。

図表 13 【業態別の疑わしい取引の届出受理件数】

区分	年	平成 30	令和元	令和 2
		件数	件数	件数
金融機関等		401,155	415,299	402,868
預金取扱機関		363,380	366,973	342,226
銀行等		346,014	344,523	319,812
信用金庫・信用協同組合		14,375	19,487	19,793
労働金庫		467	371	300
農林等		2,524	2,592	2,321
保険会社		2,671	2,876	2,635
金融商品取引業者		13,345	17,116	17,933
貸金業者		12,396	17,316	25,255
資金移動業者		1,391	3,913	6,040
暗号資産交換業者		7,096	5,996	8,023
商品先物取引業者		50	256	320
両替業者		649	712	252
電子債権記録機関		10	4	5
その他		167	137	179
ファイナンスリース事業者		222	270	123
クレジットカード事業者		15,114	24,691	29,138
宅地建物取引業者		8	6	7
宝石・貴金属等取扱事業者		952	217	63
郵便物受取サービス業者		6	4	2
電話受付代行業者		0	0	0
電話転送サービス事業者		8	5	1
合計		417,465	440,492	432,202

図表 14 【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
捜査等に活用した情報数	314,296	307,786	325,643

【疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例】

※ 届出の内容と検挙罪名との間に直接的な関連がない場合もある。

1 組織的犯罪処罰法違反事件等

(1) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、貸金業者及びクレジットカード事業者から、

- 偽造運転免許証による口座開設及び融資申込み
- 特定の者から高額な送金を受け、即日出金
- 架空名義・他人名義利用の疑い

○ 取引内容が口座開設時の取引目的・職業に照らして不自然等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座が第三者によって不正に開設され、詐欺事件に使用されていることが判明し、同口座の使用者を詐欺及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した。

(2) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

- 多数者からの頻繁な振込入金があり、即日出金
- 突発的な多額の入出金
- 凍結口座名義人リスト登載者
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座が借名口座としてヤミ金融に使用されていることが判明し、同口座の使用者を貸金業法違反（無登録営業）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した。

2 詐欺事件

(1) 日本人名義の口座又は契約（謝絶した分を含む。）について、金融商品取引業者、貸金業者及び暗号資産交換業者から、

- 名義人の年齢が若いにもかかわらず、高額な金融資産の申告
- 取引内容が口座開設時の職業に照らして不自然
- なりすましによる暗号資産の不正送付の疑い
- 時間的・物理的に移動が困難な近接した時間における複数の場所からのログイン
- 架空名義・他人名義利用の疑い
- 名義貸し利用による取引
- 名義人から詐欺被害の申出

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座の使用者が、公金を不正受給していることが判明し、同使用者を詐欺で検挙した。

(2) 日本人名義若しくは法人名義の口座又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、金融商品取引業者及びクレジットカード事業者から、

- 突発的な多額の入金後、頻繁な仕向振り込み
- 異名義による不審な送金
- 経済合理性のない他国から多額送金
- 取引内容が口座開設時の取引目的・職業に照らして不自然
- 不正利用の疑いのある口座の関連口座として、直接又は複数の口座を介した資金移転あり
- 複数の他人名義の口座を同一人物が使用していることを ATM を映した防犯カメラの画像等により確認

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人を含む関係者複数名が架空会社に対する融資金名目で現金を詐取していることが判明し、同口座名義人らを詐欺で検挙した。

3 出資法違反及び貸金業法違反事件

日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、クレジットカード事業者及び保険会社から、

- 突発的な多額の入出金
- 入金後、コンビニエンスストアや他行に設置された ATM で現金出金を繰り返す
- 多数の個人からの被振込入金及び同日中の全額出金
- 凍結口座名義人リスト登載者

○ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
等を理由となされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座がヤミ金融に使用されていることが判明し、同口座名義人を含む関係者複数名を出資法違反（高金利）及び貸金業法違反（無登録営業）で検挙した。

4 入管法違反事件

- (1) 日本人及び法人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、
- 口座開設申込時、事業実態を確認する資料の提示なし
 - 多額・頻繁な現金入出金
 - 生計費決済名目にもかかわらず、多額な現金入金を原資として、多額の現金出金や多数の者へ少額振込
 - 来日外国人による教育資金名目での外国送金の相談にもかかわらず、送金資料等がない
 - 法人取引であるのに個人名義での依頼であり、一般的な取引形態に比べ不自然等を理由となされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人が外国人に不法就労活動をさせていたこと及び関係者が資格外活動していたことが判明し、同人等を入管法違反（不法就労助長、資格外活動）で検挙した。
- (2) 外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
- 多額の送金取引の発生
 - 過去の取引行動から乖離した取引の発生
 - 短期間に送金が頻繁にされていたが、一定期間での入出金額がほぼ同額
 - 名義人が学生であるにもかかわらず、不特定多数の外国人から頻繁に送金を受けるとともに、特定の法人へ送金している
- 等を理由となされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人が偽造在留カードを所持していることが判明し、同口座名義人を入管法違反（偽造在留カード所持）で検挙した。

5 薬物事件

- (1) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約について、預金取扱金融機関及び資金移動業者から、
- 複数の個人からの振込後、他行口座への資金移動が散見
 - 異名義による不審な送金
 - 複数の者から頻繁な振込みがあり、即日出金
 - 凍結口座名義人リスト登載者
 - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- 等を理由となされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座名義人（暴力団員）を含む関係者（暴力団員等）複数名を覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（共同使用）で検挙した。
- (2) 日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
- 複数の個人から頻繁な振込み
 - 入金後、口座名義人の登録住所地から遠隔地のコンビニエンスストアや他行に設置されたATMで即日出金
 - インターネットバンキング利用時の端末番号・IPアドレスが、不正利用の疑いがある他の口座利用時の端末番号・IPアドレスと一致
 - 顧客に利用確認を行うも、合理的な説明ができない
 - 複数の他人名義の口座を同一人物が使用していることをATMを映した防犯カメラの

画像等により確認

○ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座の利用者を含む関係者複数人を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）等で検挙するとともに、同利用者を麻薬特例法違反（業として行う譲渡）で検挙した。

6 銀行法違反事件（地下銀行）

日本人、法人及び外国人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

- 突発的な多額の入出金
- 過去の取引行動から乖離した取引の発生
- 取引内容が口座開設時の取引目的・職業に照らして不自然な取引
- 短期間での頻繁な送金
- 異名義による不審な送金
- 一定期間で入出金額がほぼ同額
- 不特定多数の個人から振込みが頻繁にあり、その後に大半を即日入金

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座の利用者を銀行法違反（無免許銀行業）で検挙した。

7 詐欺及び犯罪収益移転防止法違反事件

(1) 日本人名義の口座又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、貸金業者及び保険会社から、

- 多数の者へ頻繁な送金
- 多額のATM出金取引
- 短期間での頻繁送金がみられるが、一定期間での入出金額がほぼ同額
- 多額の現金取引
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人が暴力団員であることを秘して口座開設していることが判明し、同人を詐欺で検挙した。

(2) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約について、預金取扱金融機関、貸金業者及び暗号資産交換業者から、

- 架空名義・他人名義利用の疑い
- 不特定多数からの振込入金後、即日現金出金
- 口座名義人の登録住所から遠隔の地より複数回被仕向送金、入金後に暗号資産を購入し、即送金
- 届出電話番号は本人都合でつながらず、連絡要請文書を郵送したが反応なし
- 凍結口座名義人リスト登載者

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座について名義人以外の第三者による使用が判明し、同口座名義人を譲渡目的で口座開設した電子計算機使用詐欺及び第三者に口座を譲渡した犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等の譲渡）で検挙した。

なお、一部の口座は特殊詐欺に使用されていた。

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

1 取引形態と危険度

FATF の新「40 の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「非対面の業務関係又は取引」、「取引が現金中心である」等）に加え、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在等を参考にして、取引の危険度に影響を与える形態として、(1)非対面取引、(2)現金取引及び(3)外国との取引を特定し、分析・評価を行った。

(1) 非対面取引

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

情報通信技術の発展、顧客の利便性を考慮した特定事業者によるサービス向上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策等を背景に、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて、口座の開設や振込み等の金融取引を行うことができるほか、郵送によって口座の開設等の申込手続きができるメールオーダーサービスが行われている。また、金融商品取引業者等においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買等が行われている。

一方、非対面取引は、取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることから、同人の性別、年代、容貌、言動等を直接確認することにより、本人特定事項の偽りや他人へのなりすましを判断することができない。また、本人確認書類の写しにより本人確認を行う場合には、その手触りや質感から偽変造の有無を確認することができない。このように、非対面取引においては、他人になりすますことを企図する者を看破する手段が限定され、本人確認の精度が低下することとなる。

したがって、非対面取引は、対面取引と比べて匿名性が高く、容易に氏名、住所等の本人特定事項を偽ったり、架空の人物や他人になりすまして取引を行うことを可能とする。具体的には、偽変造された本人確認書類の写しを送付するなどし、本人特定事項を偽ったり、他人になりすましてすることが可能となる。

(イ) 事例

非対面取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 窃取した健康保険証等を本人確認書類として用いて、インターネットを通じた非対面取引により、他人名義で開設された口座が盗品の売却による犯罪収益の隠匿口座として悪用された。
- 架空の人物になりすまして、インターネットを通じた非対面取引により開設された口座が、詐欺、ヤミ金融事犯等において、犯罪収益の隠匿口座として悪用された。

- インターネットバンキングに係る不正送金事犯において、偽造された本人確認書類を用いて、インターネットを通じた非対面取引により開設された複数の架空名義口座が振込先に指定された。
- 長期不在中の親族の写真付き本人確認書類を用いて、インターネットを通じた非対面取引（スマートフォンアプリケーションを活用）により銀行口座を開設して、詐欺の犯罪収益を振り込ませた。
- 偽造した健康保険証を用いて、インターネットを通じた非対面取引により銀行口座の開設の申込みをして、キャッシュカードが本人限定郵便で郵送されてきた際に、郵便局員に口座開設の際に使用した、偽造健康保険証を提示し、キャッシュカードを受け取った。
- インターネットを通じた非対面取引により、架空の法人名義口座を開設し、特殊詐欺の犯罪収益を振り込ませた。
- 偽造した他人の運転免許証の画像を用いて、インターネットを通じた非対面取引により、他人名義の銀行口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振り込ませた。
- 不正に入手した他人名義の銀行口座の情報を利用し、同口座名義人になりすまして、インターネットを通じた非対面取引により、インターネットバンキングのカードローン契約及び借入を行い、詐取した犯罪収益を自己の管理する口座に振り込ませた。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び規則は、顧客等の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が直接、本人確認書類の提示を受ける方法以外に、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、本人限定受取郵便により送付する方法等を定めている。

近年、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法や、本人限定受取郵便等により送付する方法による本人特定事項の確認に際しては、空き家を住居とした偽造の本人確認書類の写しを悪用して、当該空き家にキャッシュカード、クレジットカード等の取引関係文書を送付させるなどの不正事例の発生が認められている。この実態を踏まえて、危険度を低減させるための措置の新設を内容とする犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号。以下「改正規則」という。）が平成30年11月に公布され、令和2年4月に施行された。

改正の概要は、次のとおりである。

- 書留郵便等により転送不要郵便物等として取引関係文書を送付することによる本人確認方法に関して、これまでは、本人確認書類1種類又はその写しの送付を受けることとしていたが、写しの送付による場合には、2種類の送付を受けること又は1種類の送付に加えて顧客の現在の住居の記載がある補完書類若しくはその写しの送付を受けることを必要とした。

○ 本人限定受取郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法に関して、顧客の取引関係文書受取時に提示する本人確認書類については、これまでは写真の有無を問わなかったが、写真付き本人確認書類に限ることとした。

また、改正規則においては、FinTechに対応するため、オンラインで本人確認が完結できる仕組みも新設され、公布日に施行された。

改正の概要は、次のとおりである。

- ① 特定事業者が提供するソフトウェアにより顧客に容貌を撮影させた上、同画像と写真付き本人確認書類の画像等の送信を受ける方法を規定した。
- ② 特定事業者が提供するソフトウェアにより顧客に撮影させた写真付き本人確認書類（1点に限り発行又は発給をされたものに限る。）の画像等の送信を受けるとともに、他の特定事業者が過去に行った本人確認の記録を利用する、又は当該顧客の預貯金口座（顧客等の本人特定事項の確認を行い、その記録を保存しているものに限る。）に振込みを行い、その振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法を規定した。

これらの制度には、顧客が事前に撮影した第三者の容貌の画像や加工された画像を使用するなどして、架空の人物や第三者になりすます危険性があることを踏まえて、これらの危険度を低減させるための措置を導入している。

例えば、上記①及び②の画像の撮影及び送信に当たっては、特定事業者が開発し、又は第三者が開発し特定事業者が使用の契約を締結したソフトウェアに限定して使用することを認めることで、加工されたデータが用いられることを防止するとともに、特定事業者に対しては、加工されたデータが用いられるなどして、本人確認の精度が低下することのないよう、適切なソフトウェアを用いることを求めている。また、上記①及び②で使用可能な本人確認書類を、写真付き本人確認書類に限定している。さらに、上記②で規定する「他の特定事業者」については、顧客との継続的な取引関係を有しており、かつ、確認記録が最新の内容に保たれていることが想定されることから、必要な技術的基盤が比較的整備されている預金取扱金融機関及びクレジットカード事業者に限定している。

これらの措置によって、本人確認の水準を十分に確保しつつ、オンラインで完結する効率的な本人確認が可能となっている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえ、取引時確認等の顧客管理に必要な体制の整備が図られているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

さらに、特定事業者においても、疑わしい取引を判断するに際して、IPアドレスやログイン所在地を踏まえて取引をモニタリングするなど、リスク低減措置が図られている。

ウ 危険度の評価

非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したが

って、非対面取引は、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。

(2) 現金取引

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

我が国における現金取引の状況に関し、令和元年の1世帯（総世帯）当たりの1か月平均消費支出を購入形態別にみると、「現金」（口座引落とし等を含む。以下同じ。）は17万4,237円（消費支出に占める割合73.5%）であるのに対して、「クレジットカード、月賦、掛買い」は5万3,305円（同22.5%）となっている。「現金」の割合の推移をみると、平成26年が82.4%、令和元年が73.5%と低下しているものの、依然として消費支出の大半を占めている（図表15参照）。現金流通状況は、他国に比べても高い状況にある（図表16参照）。

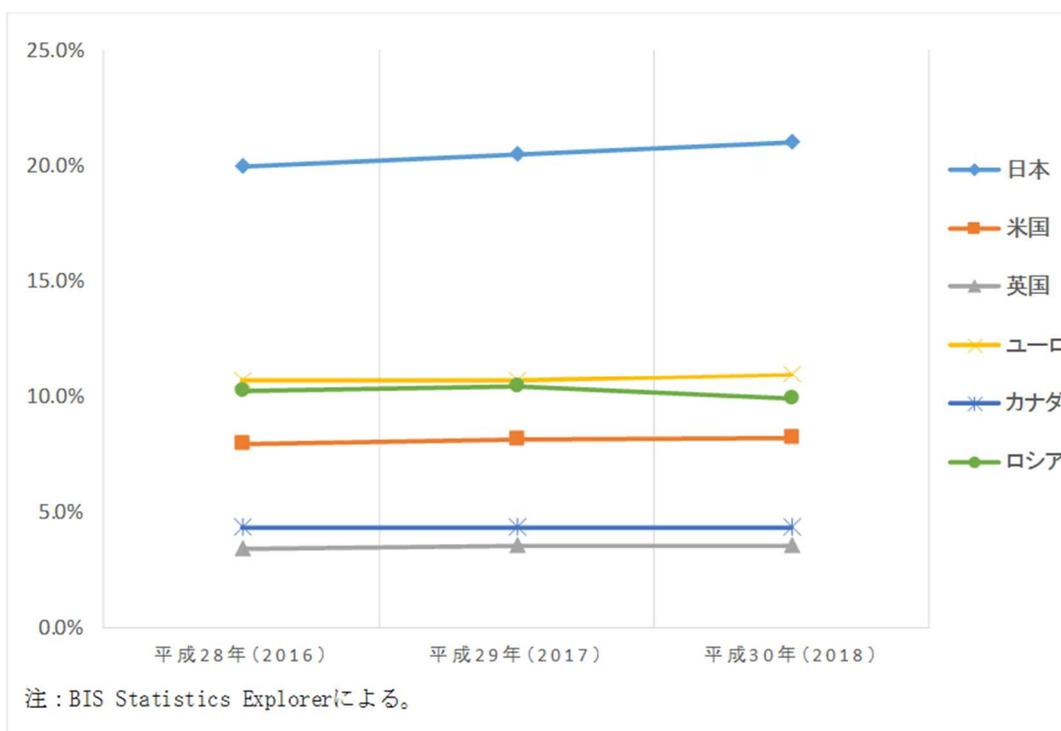
現金取引には、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相当な時間を要する一方、匿名性が高く、取引内容に関する記録が作成されない限り、資金の流れが追跡されにくいという特徴がある。

図表15【購入形態別支出の推移（総世帯・1か月平均）】

消費支出	平成26年				令和元年			
	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計
支出金額 (円)	205,846	40,104	3,788	249,738	174,237	53,305	9,550	237,091
割合 (%)	82.4%	16.1%	1.5%	100.0%	73.5%	22.5%	4.0%	100.0%

注：総務省の「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」による。

図表16【各国の名目GDPに占める現金流通残高の割合】



(イ) 事例

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例の分析を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませ、最終的に ATM において現金で出金することにより、その後の資金の追跡が困難になる事例が多くみられる。また、犯罪組織等は、犯罪収益を現金で隠匿している実態も認められ、実際に、賭博事犯やヤミ金融事犯等の多額の犯罪収益が、犯罪組織の管理する金庫に現金で隠匿されており、それらが没収された事例等がある。

また、外国で敢行された詐欺の犯罪収益を我が国の金融機関に送金する国際的なマネー・ローンダリング事犯においても、国際犯罪組織が取引の正当性を仮装し、一度に多額の現金を引き出すなどの事例が認められる。

さらに、国境を越えた犯罪収益の移転として、キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）による手法も認められるところ、金地金の密輸で得た犯罪収益である多額の現金を、税関長の許可を受けずに不正に輸出しようとしたとして摘発された事例や、特殊詐欺で得た犯罪収益である現金を海外に持ち出すために、税関長に申告することなく、航空機の預け荷物として持ち出そうとしたとして検挙された事例がある。

これらのほか、現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 盗品を架空又は他人名義で質屋、古物商等に売却するなどして現金を入手した。
- 暴力団構成員等が売春や賭博等による違法な収益をみかじめ料、上納金名目等で現金で受領した。

また、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱性^{ぜい}に加え、現金の流動性、匿名性等がマネー・ローンダリング等に悪用されたと認められる事例は、次のとおりである。

- 窃盗により得た多量の硬貨を、金融機関の店舗に設置された ATM を使用して他人名義の口座に入金した後、別の ATM を使用して紙幣で払戻しを受けた。
- 知人名義の口座に強盗で得た現金の一部を、ATM を使用して短時間に複数回預入れを行った。
- 詐取した自動車を売却して得た現金を、資金移動業者を介して海外に送金した。
- 特殊詐欺の犯罪収益が振り込まれた銀行口座から現金を引き出し、ネット銀行に開設された暗号資産交換業者の口座に振り込み、暗号資産を購入した後、複数のアカウントに移転させた。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び施行令は、金融に関する業務等を行う特定事業者に、200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円）

を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）や質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）は、取引に際して、相手方の住所、氏名等を確認することを義務付けている。キャッシュ・クーリエに関しては、100 万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては、10 万円）相当額を超える現金等を携帯して輸出入する場合、外為法は財務大臣への届出を書面等で行う義務を、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）は税関長への申告を書面で行う義務を課しており、このような措置も、現金取引の危険度の低減に資するものと考えられる。

さらに、我が国は、「成長戦略実行計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等において、キャッシュレスの環境整備を進めることとしており、これにより、不透明な現金資産の見える化、不透明な現金流通の抑止等が図られ、現金取引によるマネー・ローンダリング等の抑制につながることが期待される。

加えて、所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」等を特定事業者に対して示しているが、現金の使用に着目した事例として、

- 多額の現金による取引
- 短期間に頻繁に行われる取引で、総額が多額であるもの等を挙げている。

特定事業者は、上記事例等を踏まえて、リスクを低減するために、次の措置を講じている。

- 現金の入出金の金額が一定の基準を超えるときは、窓口においてヒアリングシートを起票し、必要に応じて疑わしい取引の届出をする。
- 同一日における、同一店舗での複数回の取引、複数店舗での取引等、認識したリスクを踏まえて、ヒアリングシートの起票基準の更新を検討する。
- 口座を保有していないなどの理由から確認記録が保存されていない顧客の現金持込みの海外送金取引を謝絶する。

ウ 危険度の評価

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。

実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。

(3) 外国との取引

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

令和2年の我が国の経済規模は、名目GDPが世界第3位（約538.7兆円）、輸入総額が世界第4位（約67兆8,371億円）、輸出総額が世界第5位（約68兆4,005億円）となるなど、我が国は世界経済において重要な地位を占めている。また、我が国は高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市場として相当額の取引を行っている。

このように、我が国は日常的に外国との取引を行っているが、外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。諸外国の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することを許容している国・地域もあり、それらの国・地域において設立された実態のない法人が、犯罪収益の隠匿等に悪用されている実態も認められる。また、それらの匿名性の高い法人口座等を複数経由すること等により、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まることとなる。加えて、貿易取引を偽装することにより、容易に送金を正当なものと装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪収益を移転することができる。

特に外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約^{*1}に基づいて支払委託が行われることが多く、このような取引は短時間に隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪収益の追跡可能性を著しく低下させる。

また、コルレス業務においては、金融機関は、送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先（コルレス契約の相手方）におけるマネー・ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。さらに、例えば、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合や、コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させている場合には、外国為替取引がマネー・ローンダリング等に利用される危険性が高い。

近年、国際犯罪組織によって、外国において敢行された詐欺の犯罪収益が我が国の金融機関に送金される国際的なマネー・ローンダリング事犯が認められる。これらの事案の背景には、我が国の金融システムが国際社会から高く信頼されていること、我が国と被害発生国における時差を利用し、犯罪の認知を遅らせることができること等の複数の要因があると考えられる。

なお、外国との取引においては、上記のコルレス契約に基づく銀行間の為替取引等以外に、キャッシュ・クーリエによるマネー・ローンダリング等も可能である。

マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な関心は急速に高まってお

*1 外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約

り、諸外国においては、当局が対策の不備を理由として多額の制裁金を課す事例等もみられる。こうした点を踏まえて、外国との為替取引を行う金融機関等においては、国内のみならず、外国当局による監督の状況を含め、国外の動向も十分に踏まえた対応が求められる。

(イ) 事例

近年、我が国における外国との取引が悪用された事例の多くには、来日外国人の関与が認められる。

来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況についてみると、国籍等別の検挙人員では、中国、ベトナム等が多く、前提犯罪別では、詐欺、窃盗、入管法違反、電子計算機使用詐欺等が多く認められる。なお、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯については、本調査書中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」においても、調査・分析をした結果を記載している。

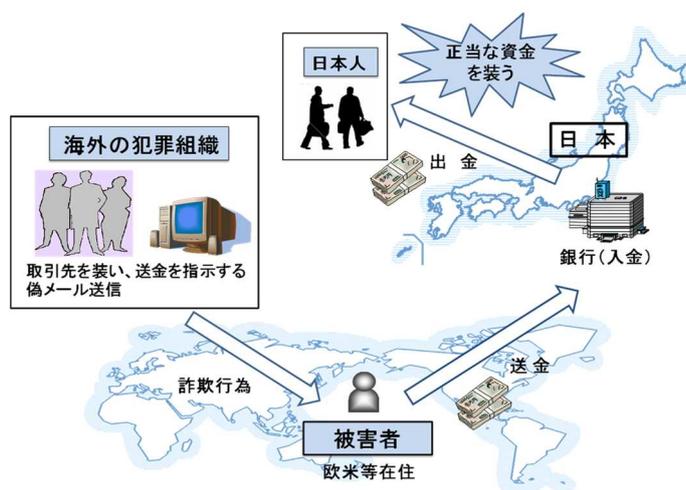
また、平成30年から令和2年までの間の外国送金に関する疑わしい取引の届出件数をみると、中国、香港及びアメリカを送金先又は送金元とする届出が約半数を占めている。また、ネパール、カンボジア、ベトナム等のアジア諸国の届出が増加傾向にある。

国際犯罪組織が、外国で敢行した詐欺による詐取金等の入金口座として我が国の金融機関の口座を利用し、我が国にいる共犯者が正当な取引による送金であるかのように装って詐取金を引き出すなどの手口による国際的なマネー・ローンダリングが敢行されている。こうした事例としては、次のものがある。

○ アメリカ、ヨーロッパ

等において敢行した詐欺（ビジネスメール詐欺（BEC）等）による詐取金を我が国の銀行に開設した口座に送金させた上、口座名義人である日本人が、偽造した請求書等を当該銀行の窓口で提示して、正当な取引による送金であるかのように装って当該詐取金を引き出した。

図表 17 【国際的なビジネスメール詐欺事件のイメージ図】



○ サーバをハッキングして、外国の企業に対して取引相手を装い、代金の振込先が変更になった旨の偽の電子メールを送信し、我が国に開設された営業実態のない会社名義の口座に当該代金を振り込ませ、一度に多額の現金を引き出した。

海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金

の出所や資金の実態を隠匿しようとする、これらのマネー・ローンダリング事件の主な特徴として、

- 1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること。
- 受取人と送金人で送金の理由が異なること。
- 送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと。
- 送金元から後日組戻し依頼がなされること。

等の特徴が認められ、また、海外から移転された犯罪収益を隠匿するために、あらかじめ本店が遠隔地にある金融機関の支店で、口座開設目的を偽り口座を開設していた事例も認められる。

また、正規の貿易を装った事例としては、

- 中古自動車等輸出会社の実質的経営者が、盗品自動車について内容虚偽の書面を準備した上で、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出したもの
- 顧客から送金依頼を受けて、外国で需要が高い中古自動車等を購入した後、正規の貿易を装って輸出して現地で換金することで、実質的に外国への送金を行ったもの
- 顧客から送金依頼を受けて、他人名義の口座に振り込ませ、中古重機や農機具等を購入した後、正規の貿易を装ってこれらを輸出して現地で換金することで、実質的に外国への送金を行ったもの
- 顧客から送金依頼を受けて、他の外国人名義の口座に振り込ませ、引き出した現金を外国人が経営する国内の会社に渡した上で、同社がその現金を原資として購入した日本製品を輸出し、現地で販売することで、実質的に外国への送金を行ったもの

等があり、現金から物、再び現金へと犯罪収益の形態を転換させるなど、その手口も巧妙化している。

このほか、来日外国人による地下銀行事案として、外国の留学あっせんブローカーと来日外国人が結託した犯罪グループが、実際の資金移動をすることなく、同グループが日本国内外に管理する口座等を用いて外国人留学生等の母国に住む家族等への送金・支払を請け負う、大規模な地下銀行を営んでいた事例や、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために地下銀行を利用する事例等も確認されている。その検挙件数自体は、平成26年以降減少傾向とはなっているものの、不正送金額が20億円を超える組織的な事件も検挙されるなど、詐欺、薬物事犯等による犯罪収益が、地下銀行により国外に不正送金されている可能性も否定できないことから、地下銀行事案に関する手口等について注視する必要がある。

さらに、多額の現金等の携帯輸出入の事例として、顧客から送金依頼を受け、当該顧客に他人名義の口座に振り込ませ、引き出した現金を旅行バッグ等に入れて外国へ密輸した事例があるほか、外国では、国境を越える多額の現金密輸、実際の商品価格に上乗せした金額を支払う方法等によって国外に犯罪収益が移転された事例がある。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引^{*1}を行うに際して取引の目的の確認を行う義務を定めている。また、特定事業者のうち、為替取引を行う金融機関等に対し、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結するに際して、当該外国所在為替取引業者の体制の確認等を行う義務や、他の金融機関等に外国に向けた支払に係る為替取引を委託するに際して当該他の金融機関等に顧客（送金依頼人）の本人特定事項等を通知する義務を課すとともに、外国の同様の法制度に基づいて外国所在為替取引業者から提供された顧客の本人特定事項等を保存すること等を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、コルレス契約の締結について、次の点を監督上の着眼点として定めている。

- コルレス先のマネー・ローンダリング等対策、現地の監督当局における監督体制等について十分に情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を行うことを含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査し、判断すること。
- マネー・ローンダリング等の防止に関するコルレス先との責任分担について、文書化するなどして明確にすること。
- コルレス先が架空銀行でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること。

さらに、キャッシュ・クーリエに関しては、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては、10万円）相当額を超える現金や小切手等の支払手段、有価証券又は重量が1キログラムを超える貴金属^{*2}を携帯して輸出入する場合、外為法は財務大臣への届出を書面等で行う義務を、関税法は税関長への申告を書面で行う義務を課している。

財務省は、平成30年9月、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点を示した、外国為替検査マニュアルを改定し、金融機関が主体的かつ積極的にリスクベース・アプローチを踏まえた外為法令の遵守を促進できるよう、必要な体制整備等に関する具体的な検査項目を詳述した、外国為替検査ガイドラインを策定した。

また、金融庁は、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対して文書により送金取引等に関する調査を実施するなど、外国送金を含む送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化している。

さらに、特定事業者の中には、

- 外国為替取引を開始する法人顧客については、その法人を訪問するなどして、事業内容のヒアリング等を実施すること。
- 現金持込みによる海外送金取引を謝絶すること。

*1 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定取引をいう。

*2 金の地金のうち、全重量に占める金の含有量が90%以上のもの

- FATF 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの海外送金取引について、取引時確認を強化すること。
 - 外国からの送金について、送金目的と受取人の資金の使用状況との乖離^{かい}に着目し、疑わしい取引の届出を行うこと。
- 等のリスク低減措置を講じている例もみられる。

ウ 危険度の評価

外国との取引においては、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。

実際、外国との取引を通じてマネー・ロンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ロンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このほか、最近の我が国における国際組織犯罪の動向をみると、来日外国人で構成される犯罪組織が、出身国に存在する犯罪組織の指示を受けて犯罪を敢行するなど、その人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで、犯罪がより巧妙化かつ潜在化している実態があり、来日外国人で構成される犯罪組織が得た犯罪収益が海外に還流される危険性も認められる。

また、FATF の新「40 の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ロンダリング等の危険度を高める状況の例、実際の事例等を踏まえると、次のような取引は危険度が高いと認められる。

- 適切なマネー・ロンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引
- 多額の現金を原資とする外国送金取引
- 外国送金に際してその目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

【野生動植物の違法取引に関連するマネー・ロンダリング】

FATF は、令和 2 年（2020 年）6 月に公表したレポート^{*1}において、違法な野生動植物取引は、毎年数十億ドルの犯罪収益を生み出す国境を越えた組織的な犯罪であり、腐敗を進行させるとともに、生物多様性への脅威となるほか、公衆衛生や経済への重大な影響を与えると懸念している。

また、令和 3 年（2021 年）6 月、イギリスで開催された G7 コーンウォール・サミットで採択された付属文書「G7 2030 年自然協約」（「G7 2030 Nature Compact」）^{*2}の中でも、野生動植物の違法取引を深刻な組織犯罪とし、マネー・ロンダリングのリスクを特定し、評価し、対処するための取組を強化する旨が盛り込まれた。

我が国では、野生動植物の違法取引がマネー・ロンダリング等として検挙された事例は認められないものの、近年の国内における野生動植物の密輸等に関連する検挙事例として、

- 必要な承認・許可を受けることなく、生きているコツメカワウソをポストンバッグに隠匿して、タイから輸入するなどした事例

*1 Money Laundering and the Illegal Wildlife Trade (June 2020)

*2 外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005342.html) 参照

- 必要な許可を受けることなく、象牙等をスーツケース等に隠匿して、ラオスに輸出しようとした事例
 - 必要な登録を受けることなく、象牙の印材をインターネットオークションサイトで広告して、顧客に販売した事例
- 等がある。

また、上記の FATF レポートでは、外国における野生動植物の違法取引に関連するマネー・ローンダリングの事例として、

- 南アフリカでサイの角を密猟していた犯罪組織が、支払手段として主に現金を使用し、不動産や高級車を現金購入した事例
- インドネシアでアルマジロの違法取引をしていた者が、売上金を複数の親族の口座に移転させた後、宝石等の高級品を購入した事例

のほか、象牙を密輸するためにシェルカンパニーを設立し正規の貿易を仮装していた事例や電子決済サービスを利用して国境を越えた送金をしていた事例等を紹介している。

2 国・地域と危険度

FATF の新「40 の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策が執られていないとされた国」）等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定し、分析・評価を行った。

(1) 危険度を高める要因

FATF は、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、FATF 声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。

特に、北朝鮮については、平成 23 年（2011 年）2 月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、FATF は、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請している。

また、イランについても、平成 21 年（2009 年）2 月から継続して同様の要請がなされていたが、FATF は、平成 28 年（2016 年）6 月、イランによる対応を評価して 12 か月間対抗措置を停止した。その後、平成 29 年（2017 年）6 月には、当該対抗措置の停止を継続してイランによる対応の進捗を監視するとした上で、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランから生じる危険に見合った厳格な顧客管理措置を適用するよう要請している。同要請に加え、令和元年（2019 年）10 月からは、FATF の新「40 の勧告」（勧告 19）に基づき、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する監督の強化、金融機関によるイラン関連の取引に係る報告体制の強化又は体系的な報告の導入及びイランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを要請している。そして、令和 2 年（2020 年）2 月からは、イランが国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための国内担保法を FATF 基準に沿って整備していないことに鑑み、FATF は、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランへの対抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請している。

(2) 危険度の低減措置

所管行政庁は、特定事業者に対してこれらの FATF 声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の義務、疑わしい取引の届出の義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための体制整備に当たって、調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATF がマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした取引金額、回数等の取引態様その他の事情の考慮が十分に行われているかという点を監督上

の着眼点の一つとして定めている。

犯罪収益移転防止法及び施行令は、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引を厳格な取引時確認の対象とし、本人特定事項等の確認のほか、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

(3) 危険度の評価

外国との取引にあっては、上記のとおり、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められるが、FATF 声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと認められる。イラン及び北朝鮮のほかにも、FATF 声明を踏まえて注意を要する国・地域との取引は、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められるが、令和 3 年（2021 年）10 月の声明では該当する国・地域はなかった*1。もっとも、FATF は、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、国際的なマネー・ローンダリング等対策を継続して改善している国・地域として公表した上で、当該国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請している。このことから、当該国・地域との取引であって、FATF が指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。また、これらの国々に対する直接の取引以外であっても、近隣の国・地域等を経由した悪質かつ巧妙な手口によって、最終的にはこれらの国々に送金される危険性も踏まえて、取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

*1 https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html 参照。なお、FATF 声明は、4か月に1回（通常2月、6月及び10月）開催される FATF 全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度、変わり得ることから、特定事業者は継続的に注意を払う必要がある。

【FATF 声明及びマネー・ローンダリング等対策の改善のために FATF の監視プロセスに指定された国・地域の推移】

以下は、過去3年間（令和元年（2019年）から令和3年（2021年）まで）に公表された、FATF 声明及びマネー・ローンダリング等対策の改善のために FATF の監視プロセスに指定された国・地域について、当該指定等が決定された時期を一覧にしたものである。

なお、国・地域の記載順は令和3年（2021年）10月における FATF 全体会合時点で公表された国・地域を上段にアルファベット順で記載し、過去に公表されていた国・地域を下段にアルファベット順で記載している。

【FATF 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域】

凡例：●は加盟国等に対して対抗措置の要請、◎は加盟国等に対して厳格な顧客管理の要請、▲は加盟国等に対して厳格な顧客管理及び金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施等の要請

国・地域／時期	2019年			2020年			2021年		
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月
イラン	◎	◎	▲	●	●	●	●	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【マネー・ローンダリング等対策の改善のために FATF の監視プロセスに指定された国・地域】

凡例：○はマネー・ローンダリング等対策の改善のため、FATF の監視プロセスに指定されたことを示す。

国・地域／時期	2019年			2020年			2021年		
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月
アルバニア				○	○	○	○	○	○
バルバドス				○	○	○	○	○	○
ブルキナファソ							○	○	○
カンボジア	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケイマン諸島							○	○	○
ハイチ								○	○
ジャマイカ				○	○	○	○	○	○
ヨルダン									○
マリ									○
マルタ								○	○
モロッコ							○	○	○
ミャンマー				○	○	○	○	○	○
ニカラグア				○	○	○	○	○	○
パキスタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パナマ		○	○	○	○	○	○	○	○
フィリピン								○	○
セネガル							○	○	○
南スーダン								○	○
シリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トルコ									○
ウガンダ				○	○	○	○	○	○
イエメン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジンバブエ			○	○	○	○	○	○	○
パハマ	○	○	○	○	○	○			
ボツワナ	○	○	○	○	○	○	○	○	
エチオピア	○	○							
ガーナ	○	○	○	○	○	○	○		
アイスランド			○	○	○				
モーリシャス				○	○	○	○	○	
モンゴル			○	○	○				
セルビア	○								
スリランカ	○	○							
トリニダード・トバゴ	○	○	○						
チュニジア	○	○							

※ 各国の状況については、同声明の原文「jurisdictions under Increased Monitoring–October 2021」
<https://www.fatf-gafi.org/publications/high-risk-and-other-monitored-jurisdictions/documents/increased-monitoring-october-2021.html> 参照。

3 顧客の属性と危険度

FATF の新「40 の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「顧客が非居住者である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」等）、FATF の第3次対日相互審査での指摘（「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること」等^{*1}）に加え、暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在、厳しいテロ情勢等を参考にして、取引の危険度に影響を与える顧客の属性として、

- マネー・ローンダリング等を行おうとする者
 - (1)反社会的勢力（暴力団等）及び(2)国際テロリスト（イスラム過激派等）
- 顧客管理が困難である者
 - (3)非居住者、(4)外国の重要な公的地位を有する者及び(5)法人（実質的支配者が不透明な法人等）

を特定し、分析・評価を行った。

(1) 反社会的勢力（暴力団等）

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

我が国において、暴力団をはじめとする反社会的勢力^{*2}は、財産的利益を獲得するために様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

暴力団は、規模や活動地域を異にするものが全国各地に存在している。令和3年10月1日現在、暴力団対策法の規定により24団体が指定暴力団として指定されている。

令和2年末現在の暴力団構成員等の総数は2万5,900人^{*3}であり、うち、暴力団構成員は1万3,300人、暴力団準構成員等は1万2,700人であり、その総数は平成17年から連続して減少し、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りの強化に伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団から構成員等の離脱が進んだこと等が考えられる。その一方で、暴力団と強い結び付きがありながら正式に組織に所属しない者が増加しているとみられるほか、暴力団

*1 平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う施行令及び規則の改正(平成28年10月施行)により、現在、写真付きでない本人確認書類を用いる場合の危険度は低下したと認められるものの、写真付きでない本人確認書類は、写真付き本人確認書類に比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き本人確認書類の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

*2 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。

*3 暴力団構成員等の数は概数である。

の周辺にある者の活動や暴力団との関係性も多様化している状況にある。

暴力団は、覚醒剤の密売、賭博、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺、金地金の密輸事犯等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。令和2年中においては、新型コロナウイルス感染症に関連した給付金等の不正受給事犯等の新たな資金獲得犯罪も出現している。さらに、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^{*1}と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法違反等の資金獲得犯罪を敢行するなどしており、暴力団の資金獲得活動は巧妙化・不透明化している。獲得した資金は、追跡を困難にさせるため現金でやり取りされることも多く、また、課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、しばしば、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金との関係を不透明化している実態がある。犯罪収益は、新たな犯罪のための活動資金や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用されるとともに、合法的な経済活動に介入するための資金として利用されている。

このほか、近年、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団（以下「準暴力団」という。）が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活性化させている。準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、違法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納するとともに、自らが行う風俗営業等の事業資金や他の違法な資金獲得活動の原資に充てるなどして、勢力の維持・拡大を図っている状況がみられる。準暴力団は、暴走族の元構成員、非行集団に属する者等とのつながりによって集団を形成するものもあれば、暴力団構成員等がそれらの者を巧みに取り込んで暴力団の下部組織のようにして集団を形成するものもあり、代表的なものとしては関東連合OBグループ、チャイニーズドラゴン等が挙げられる。

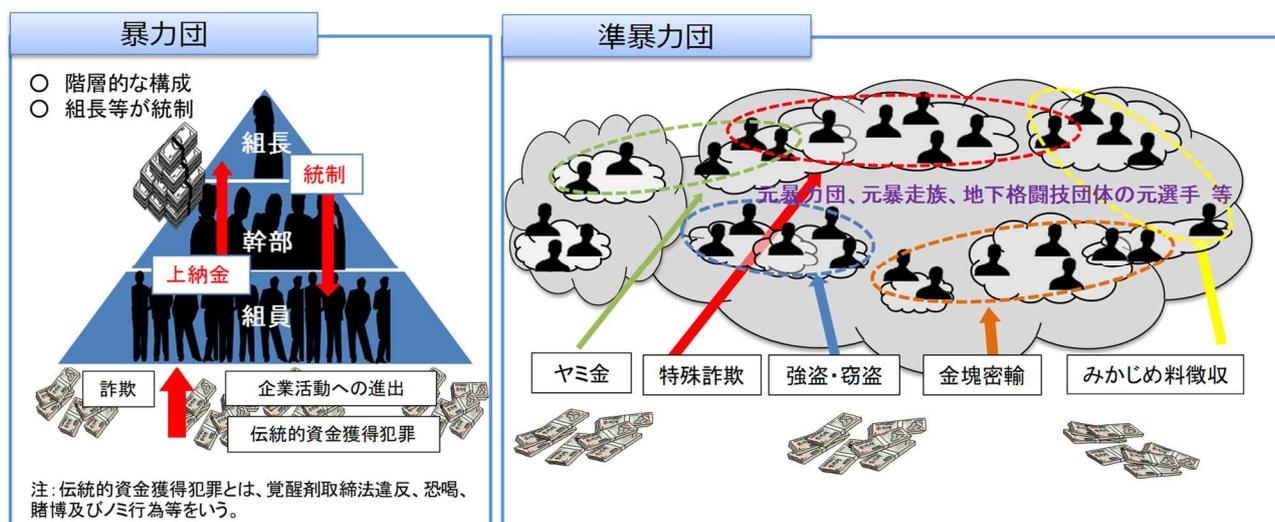
また、準暴力団は、特殊詐欺、組織窃盗、ヤミ金融、賭博、みかじめ料の徴収、薬物密売等の違法行為のほか、繁華街におけるいわゆるキャバレークラブ、ガールズバー等の風俗営業、その他飲食業、建設業、不動産業、格闘技イベントの開催等の事業活動によって資金を得ている実態も認められる。さらにこれらの事業活動においては、暴力団等を後ろ盾として、不当な金員要求を行っている例もみられる。

このように暴力団と準暴力団は結託するなどして、暴力団対策法、暴力団排除条例等による規制を逃れつつ、巧みに資金を獲得している状況がみられることから、これらの資金獲得活動の実態を的確に把握するためには、官民連携

*1 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

による総合的な対応が求められる。

図表 18 【暴力団及び準暴力団の特徴】



(イ) 事例

平成30年から令和2年までの間の、マネー・ローンダリング事犯の検挙事件は1,648件で、そのうち、暴力団構成員等の関与が明確になったものは181件であり、全体の11.0%を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの主な事例は、次のとおりである。

- 特殊詐欺等の詐欺事犯、ヤミ金融事犯、薬物事犯、労働者派遣法違反等で収益を得る際に、他人名義の口座を利用するなどして犯罪収益の帰属を偽装した。
- 暴力団が、その組織や威力を背景にみかじめ料や上納金名目で犯罪収益を収受した。
- 暴力団員が、売春事犯の犯罪収益と知りながら、親族名義の口座に現金を振り込ませて犯罪収益を収受した。
- 暴力団員が、代金引換郵便サービスを利用して健康食品を送り付け、その販売代金名目でだまし取った現金を当該サービスを提供する会社を介して、知人が開設した実態のない法人名義の口座に入金させた。
- 暴力団員が、ヤミ金融の返済口座として、妻が旧姓で開設した口座を使用した。
- 暴力団員が、特殊詐欺の犯罪収益と知りながら、現金書留により送金を受け犯罪収益を収受した。

また、準暴力団の資金獲得活動の主な事例は、次のとおりである。

- 準暴力団関係者らが、弁護士等をかたり、高齢者からトラブルに関連する訴訟回避名目で現金をだまし取った。
- 準暴力団関係者らが、商社社員等をかたり、高齢者から債券購入に関する名義貸しトラブルの解決金名目で現金をだまし取った。

- 準暴力団関係者らが、不動産関連会社の従業員を装い、土地の所有者に虚偽の買収話を持ち掛け、土地の売買契約に係る諸費用等の名目で、現金をだまし取った。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、疑わしい取引の届出件数は129万159件で、そのうち、暴力団構成員等に係るものは17万2,724件で、全体の13.4%を占めている。

ウ 危険度の低減措置

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

上記指針を踏まえて、金融庁が策定している監督指針等は、預金取扱金融機関等に対して、組織としての対応、反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の構築、適切な事前審査・事後検証の実施、反社会的勢力との取引解消に向けた取組、反社会的勢力による不当要求への対処等、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備を求めている。

また、預金取扱金融機関等は、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

特定事業者の中には、取引開始時及び取引開始後に定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、暴力団・準暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当する場合、疑わしい取引の届出を行っているものもある。

なお、警察庁は、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成30年1月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始している。

エ 危険度の評価

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠であり、反社会的勢力によって行われている実態があることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。また、近年、暴力団は、組織実態を隠蔽しながら一般社会で資金獲得活動を活発化させていることを踏まえると、取引に際しては、直接的な取引の相手方だけでなく、実質的な取引の相手方についても十分に確認を行う必要がある。

(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）

欧米諸国をはじめとする国々でテロ事件が発生するなど、現下の国際テロ情勢は厳しい状況にある。また、イラク・シリアで戦闘に参加していた外国人戦闘員が母国に帰還し、又は第三国に移動してテロを行うこと等が懸念されている。このように、テロの脅威が国境を越えて広がっていることから、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠である。

テロ資金供与に関して注意を払うべき事柄が増加し、複雑化する中、本調査書では、FATF の新「40 の勧告」、その解釈ノート、FATF の報告書、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、

○ 脅威（ISIL、AQ 等のイスラム過激派をはじめとするテロ及びテロ資金供与関係者等）

○ 脆弱性（テロ資金の合法・非合法的な出所や経路手段）
を俎上に載せ、

○ これらがもたらす我が国への影響

も含めて総合的に考慮し、危険度に影響を与える要因となる顧客として、とりわけ ISIL、AQ 等のイスラム過激派、外国人戦闘員及び過激化した個人（以下これらを総称して「イスラム過激派等」という。）を特定した。

ア 危険度を高める要因

(7) 国際テロ情勢

ISIL は、平成 26 年（2014 年）にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くの外国人戦闘員を引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、その支配地域を減少させ、平成 31 年（2019 年）3 月、両国における全ての支配地域を喪失したとされる。

しかし、ISIL の残存勢力は、依然として攻撃を行う能力を有しているとみられ、令和元年（2019 年）9 月には、指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディの声明が発出され、攻撃や情報発信を含むあらゆる活動を強化するよう改めて支持者に呼び掛けた。同年 10 月 27 日、米国の作戦により、バグダーディが死亡したと発表されたが、同月 31 日に、ISIL は新指導者を発表した。

ISIL は、以前から、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対 ISIL 有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けている。令和 2 年（2020 年）以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況においても、ISIL は欧米諸国等に対するテロの実行の呼び掛けを継続した。こうした中、ISIL 等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しており、新型コロナウイルス感染症対策のための移動制限が緩和された後には、事前に計画されたテロ攻撃が多発するとの指摘もある。

また、イラク及びシリアで ISIL が支配地域を喪失したことにより、両国に

における外国人戦闘員及びその家族の一部が、母国又は第三国に渡航してテロを起こす可能性が指摘されているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人の移動が制限される中、外国人戦闘員らの残留者の一部は、継続して収容施設又は難民キャンプに収容されている。ISIL は、こうした戦闘員の奪還を繰り返し呼び掛けており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を不安視した収容者による暴動も発生しており、シリア国内の戦闘員収容施設の脆弱性が指摘されている。

AQ 及びその関連組織については、指導者のアイマン・アル・ザワヒリが、反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張しており、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けている。令和元年（2019 年）12 月には、AQAP^{*1}と長期間連絡を取っていたサウジアラビア空軍の飛行訓練生が、訓練のため派遣されていた米国内の米軍基地において銃撃テロを実行した。

また、中東、アフリカ等において活動する AQ 関連組織は、現地政府機関等を狙ったテロを行っており、AQ 及びその関連組織の脅威は継続している。

さらに、令和 3 年（2021 年）8 月末、アフガニスタンからの駐留米軍の撤退が完了したことを受けて、米軍撤退を勝利と捉えるイスラム過激派を刺激し、アフガニスタン国内外でのテロの脅威に変化が生じるのか注目されている。アフガニスタン国内では、AQ が活動を活発化させるおそれがあるほか、タリバーンによる治安対策や、ISIL-K^{*2}その他のテロ組織へのタリバーンの対応によっては、同国がテロ組織の活動拠点となる可能性がある。

図表 19 【平成 27 年（2015 年）以降の国際テロ事件発生件数】

項目／年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
発生件数（件）	11,774	11,072	8,584	8,094	8,302
死傷者数（人）	63,648	59,435	38,214	55,487	45,006

注：米国国務省の「国際テロに関する国別報告書」による。

*1 AQ 関連組織である Al-Qaeda in the Arabian Peninsula (アラビア半島のアル・カーイダ) の略

*2 ISIL 関連組織である Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan (イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン) の略

図表 20 【令和 2 年（2020 年）中に発生した主なテロ事件】

発生日	事件
3 月 6 日	アフガニスタン・カブールにおけるシーア派追悼式典に対する襲撃事件
3 月 25 日	アフガニスタン・カブールにおけるシーク教礼拝施設に対する襲撃テロ事件
6 月 20 日	英国・レディングにおける刃物使用襲撃事案
8 月 16 日	ソマリア・モガディシュにおけるホテル襲撃事案
8 月 24 日	フィリピン・スールー州ホロ島における連続爆破テロ事件
9 月 25 日	フランス・パリの旧シャルリーエブド紙事務所前における刃物使用襲撃事案
10 月 16 日	フランス・コンフラン＝サントノリーヌにおける刃物使用襲撃事案
10 月 29 日	フランス・ニースにおける刃物使用襲撃事案
11 月 2 日	オーストリア・ウィーンにおける銃撃テロ事件

(イ) 特徴

国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けた資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や我が国に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。また、我が国にも ISIL を支持したり、ISIL のプロパガンダに共鳴したりする者がいるほか、ISIL に戦闘員として加わるため、シリアへの渡航を企てた疑いのある者が把握されている。

テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえたテロ資金供与の特性は、次のとおりである。

- テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為、外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体、企業等による合法的な取引を装って得られること。
- テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネー・ローンダリングに関係する取引よりも小額であり得るため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること。
- テロ資金の提供先として、イラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せずに、トルコ等の周辺国を中継する例があること。

また、FATF は、非営利団体*1について、テロリスト等に悪用されることを防ぐように加盟国に要請している。もっとも、全ての非営利団体の危険度が高いわけではなく、活動の性質、範囲等によって危険度は異なることから、団体個々の脅威、脆弱性等を踏まえた対応が求められている。

FATF の新「40 の勧告」では、非営利団体が悪用される形態として、テロ組織が合法的な団体を装う形態、合法的な団体をテロ資金供与のパイプとして利用する形態及び合法的な資金をテロ組織に横流しする形態を示している。

同勧告及びその解釈ノート等を踏まえたテロ資金供与に対する非営利団体の脆弱性は、次のとおりである。

- 非営利団体は、社会から信頼を得ており、様々な資金源を利用することができるほか、しばしば現金を集中的に取り扱うこと。
- テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動し、金融取引の枠組みを提供しているものがあること。
- 活動のために資金を調達する主体と当該資金を支出する主体が異なる場合等があり、使途先が不透明になり得ること。

さらに、外国における事例等を踏まえた脅威は、次のとおりである。

- テロ組織やその関係者が、慈善活動を名目に非営利団体を設立して調達した資金を、テロリストやその家族への支援金にすること。
- 合法的な非営利団体の活動にテロ組織の関係者が介入し、非営利団体が行う金融取引を悪用して、紛争地域等で活動するテロ組織に資金を送金すること。
- 合法的な非営利団体の活動によって得られた資金が、国外にあるテロ組織と関連を有する非営利団体に提供されてテロ資金となること。

加えて、平成 31 年（2019 年）3 月に採択された国際連合安全保障理事会決議 2462 号は、テロリスト等が非営利団体等を悪用して資金調達するとともに、暗号資産等を含む新たな金融技術によって、非営利団体等を通じて資金移転する可能性があることについて、深刻な懸念を表明している。

これに関する最近の国際的な動きとしては、テロ対策のための国際枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の下部部会 “Initiative on Ensuring the Implementation of Countering the Financing Terrorism Measures While Safeguarding Civic Space”（「市民領域保護と両立したテロ資金供与対策の実行確保イニシアティブ」（仮称））の発足が挙げられる。これは、各国政府が非営利団体の活動を過度に妨げることなく協働してテロ資金供与対策に取り組むためには、幅広い関係機関等との協議が肝要であるとの観点から、令和 2 年（2020 年）10 月に発足したものである。同下部部会は、計 4 回の専門家会合を開催し、各国における好事例、課題等について協議

*1 FATF は、「非営利団体とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会若しくは共済目的のため、又は他の慈善行為を実施するために、資金を調達し、支出する法人、法的取極め又は法的組織をいう」としている。

した。

なお、我が国における非営利団体については、その設立・管理に関して、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）等の個別の法律によって規制されている。また、我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして摘発された事例は認められないものの、国際金融市場としての我が国の地位、役割等を踏まえると、金融取引等に当たっては、非営利団体を悪用したテロ資金の移転に関する国際機関による指摘等についても考慮する必要がある。

内閣府は、令和 3 年中、海外における FATF 勧告の遵守に向けた非営利団体に対する取組の事例を調査し、当該調査結果を踏まえて、日本の特定非営利活動法人のリスク評価やリスクベースでの特定非営利活動法人に対するアウトリーチ等の検討を進めている。

以上のことから、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、マネー・ローンダリングにおける留意点に加えて、次の事項等についても留意することが求められる。

○ 顧客属性

外為法及び国際テロリスト財産凍結法における資産凍結対象者の氏名、通称、生年月日等の本人特定事項

○ 国・地域

送金先・送金元が、テロ組織が活動する国・地域、それらの周辺国・地域であるか。

なお、FATF が指摘する次の点を考慮し、テロ資金供与のリスクは、イラクやシリア等の紛争地域に近接する国・地域以外の国・地域にも存在し得ることに留意すべきである。

- ・ 外国人戦闘員がテロ組織を支援する主要な主体の一つと認識されていること。
- ・ ソーシャルメディア、新しい支払手段等の技術の進歩により、テロ資金供与の対策に脆弱性が生じていること。
- ・ テロのリスクが低い国であっても、当該国内で資金の収集・貯蓄をされ、又は当該国を経由して資金が移転されるなど、依然としてテロ資金供与のリスクに直面している可能性があること。

○ 取引形態

- ・ 送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体や個人を送金先としていないか。
- ・ 送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金がなされていないか。

(ウ) 国内事例

これまで、我が国ではテロ資金供与に係る検挙事例はないものの、次の事例

を参考までに掲載する。

- 輸出に際して経済産業大臣の許可を受けなければならないライフルスコープを、同許可を受けずにインドネシアに輸出したとして、外為法違反（無許可輸出）で逮捕された在日インドネシア人2人のパソコン等に、イスラム過激派の思想に共鳴していたとみられる画像や、爆発物の製造に関する動画が保存されていた。
- 第三者に利用させる目的で口座を開設し、キャッシュカードをだまし取ったとして会社役員が検挙されたが、当該口座には、国際手配中の日本赤軍^{*1}メンバーを支援しているとみられる国内の団体からの入金があり、そのほぼ全額が外国で引き出されていた。

(I) 国外事例

以上に加え、テロ資金供与の実態に関する理解に資するものとして、国外での事例を次のとおり掲載する。

- ISIL 支持組織設立のための自己資金の活用及び寄附の募集（シンガポール）

平成28年（2016年）、ISILを支持するグループに関与したとして、過激化した複数のバングラデシュ人が逮捕され、うち6人がテロ資金供与に関する罪で有罪判決を受けた。当該グループは、バングラデシュ政府を転覆させてカリフ制国家を樹立することを企図し、最終的にISILに合流する考えを持っていた。グループの指導者は、その作戦行動のために構成員から寄附を募っていた。集金された資金の原資は構成員の給与であった。

- テロリスト勧誘に使用される資料作成のための資金提供（スペイン）

平成26年（2014年）、スペインにおいて、テロ組織のための勧誘及びプロパガンダに関与したとして、複数の個人が逮捕された。同テロ組織はファストフードのチェーン店を悪用して資金を集めた。同店の営業により得られた収益は、チラシ、本、旗、映像等のプロパガンダ資料の制作に活用され、これらは同店を訪れる支持者に配布等された。逮捕の際、当局は、同店の裏部屋からプロパガンダ資料の作成に使用された複数のプリンターを押収した。

- テロリスト勧誘支援のための個人の貯蓄の活用（スペイン）

平成28年（2016年）、ISILに参加する目的でシリアに渡航する外国人戦闘員の勧誘・支援をするスペイン所在の小グループの指導者であるとして、2人が逮捕された。2人のうち一方はシリアで戦闘に従事するテロリスト候補者を勧誘する役割を担い、他方はインターネット上のフォーラムの管理、携帯電話等の購入、安全な会議場所の確保、バス乗車券やホテルの予約等の後方支援の役割を担っていた。また、同人らは、暴行や薬物取引の犯罪経歴

*1 日本赤軍は過去に数々の国際的なテロ事件を引き起こしており、現在も7人の逃亡中の構成員が国際指名手配をされており、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組が推進されている。

があり、自身の貯蓄や失業者手当を勧誘やテロ支援活動に充てていた。また、同人らは50ユーロから150ユーロ程度の少額を、支払サービス会社を通じ、欧州各国の勧誘活動の支援のために送金していた。

○ テロ組織による IT 専門家の利用（インドネシア）

平成 24 年（2012 年）、インターネットを通じたテロ活動支援のため、テロ組織に勧誘された IT 専門家が、インターネット上のマルチ商法に関するウェブサイトにて不正アクセスを行うことにより、テロ組織のための資金調達を成功させた。同人は、資金経路の追跡を回避するため、送金等の際、妻や親族の銀行口座の使用・借用をしたり、偽造本人確認書類を用いて口座を新規に開設したりしたほか、他人の口座を有償で譲り受けるなどし、さらに、銀行職員に怪しまれないよう、取引の額を少額にとどめた。これにより、テロ組織の資金となる口座取引が行われた。同人は、インドネシア国内のテロ組織の資金面での支援等の罪で有罪判決を受けた。

○ テロ組織支援目的の資金提供に利用される中間業者（イスラエル）

人物 A は、イスラエルで逮捕された人物らに対して資金を運搬するよう、テロ組織から依頼された。その額は数万新シェケル（1,000～20,000 米ドル相当）に及び、テロ行為を敢行した報酬等として、逮捕された人物ら及びその家族に支払われた。支払に当たっては、同テロ組織とは関係のない中間業者が利用された。人物 A への送金には様々な都市の中間業者が利用され、時には 1 回の送金に最大 3 工程が必要とされた。例えば、イスラエルの中間業者が、エジプトから違法に越境した人物と面会して 11,000 米ドルを回収し、その後、異なる都市に所在する人物 A に同資金を届けるケースもあった。イスラエルの中間業者は、この送金により 150 米ドルの手数料を得た。

人物 A は、テロ資金供与禁止法違反を含む複数の罪で起訴され、懲役 27 か月及び罰金 5,000 新シェケル（1,250 米ドル相当）の有罪判決を受けた。

○ 寄附の悪用（エジプト）

エジプト当局は、平成 25 年（2013 年）に警察官 24 人を殺害した嫌疑で、事件に関与した複数のテロリストを逮捕した。その後の捜査の結果、これらのテロリストが所属していたテロ組織の構成員の 1 人が、資金を調達する目的で、同国内に実在する著名な慈善団体の名前を悪用して慈善事業を営んでいたことが判明した。

○ テロ資金供与のための暗号資産の利用助長（米国）

平成 27 年（2015 年）8 月、ISIL を支援した罪で米国人 A が懲役 11 年及び生涯にわたる監視の有罪判決を受けた。同人は、ツイッターを用いて ISIL 及びその支援者に対して助言をしたことを認めた。同人は、ツイッター上で、ビットコインを用いて ISIL への資金提供を隠蔽する方法や、シリアへの渡航を企図する ISIL 支持者へ便宜供与をする方法を提供した。

また、戦闘目的で ISIL への参加を企図する米国居住の少年のシリア渡航を、同年 1 月に支援したことを同人は認めた。

米国人Aのツイッターアカウントは、4,000人以上のフォロワーを有し、7,000件以上の投稿を通じて、ISILを支持するためのプラットフォームとして利用された。特に、同人は、同アカウントを用いて、ビットコイン等のオンライン上の通貨を使ったISILへの資金支援を拡大する手法や、安全な方法によるISILへの寄附システムの設立方法について、ツイッター上に投稿するなどした。例えば、同人は、「Bitcoin wa' Sadaqat al-jihad (ジハードのためのビットコイン及び寄附)」と題する自身の記事へのリンクを投稿した。同記事には、ビットコインやそのシステムの仕組みに関する解説のほか、ビットコイン利用者を匿名化する新しいツールの紹介が記載されていた。

○ テロ資金調達のための慈善事業の悪用（オーストラリア）

平成27（2015）年、オーストラリアの銀行によって、「ストリート・ダワー」というグループに所属している自称人道支援従事者の口座が凍結された。同人は、孤児や未亡人を助ける人道援助に従事していると主張しており、40,000ドル以上の寄付を集めたという。同人はISILに所属していることを否定しているものの、ISILのリクルーターを務めており、シドニーで市民の誘拐・殺害をする計画に関与していたとされている別のオーストラリア人過激主義者と連絡を取り合っており、また、SNS上でISILへの支持を表明していたとされる。

○ 銀行からローンを借り入れて紛争地域へ渡航（マレーシア）

平成26（2014）年、マレーシア人ISIL支援者数名は、銀行から個人ローンを借り入れることでISILに参加するための資金を入手した。報道によれば、マレーシア兵役訓練課程の元教官1人を含む5人以上のISIL支持者が銀行からローンを借り入れて渡航を企てたとされる。ローンの額は最大30,000ドルに及ぶ例もあったが、20代前半の若い過激主義者らは、信用格付がまだ低いため、5,000リンギット（約1,400ドル）程度のローンを申し込んでいた。また、別の過激主義者ら2人は、入手した資金をイラク・シリアへの渡航費、物資の調達資金、現地での生活費等として利用する予定であったとされる。

イ 疑わしい取引の届出

テロ資金供与との関係が疑われる取引として、特定事業者から疑わしい取引の届出がなされている。これらの届出理由をみると、顧客の氏名が資産凍結等の対象者やテロ関係者として報じられている者の氏名と類似しているという理由だけでなく、特定事業者が顧客の属性、取引形態等を踏まえてテロ資金供与の疑いがあるという理由で届け出ていることから、特定事業者が積極的にテロ資金供与に関する疑わしい取引を届け出ていることがうかがわれる。さらに、届出がなされた取引の態様をみると、外国との取引が大部分を占めており、それらに関係する国・地域はアジア及び中東の国・地域が多い。また、このような疑わしい取引の届出の中には、顧客属性に着目した上、上記の国・

地域において、デビットカードを利用し、複数回にわたり総額が多額となる現金を出金している取引についての届出等もみられる。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

このようなテロ資金供与の危険度を低下させる我が国の法令上の措置として、次のものがある。

○ 犯罪収益移転防止法及び組織的犯罪処罰法

組織的犯罪処罰法は、テロ資金提供罪等がマネー・ローンダリングの前提犯罪であると定めるとともに、テロ資金そのものを犯罪収益としている。これにより、テロ資金の疑いがある財産に係る取引も、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の対象となっている。また、仮想通貨(暗号資産)がテロ資金供与に悪用される危険性に関する国際機関による指摘等を踏まえ、仮想通貨(暗号資産)交換業者を特定事業者に追加した改正犯罪収益移転防止法が平成29年4月に施行された。

また、同年6月に組織的犯罪処罰法が改正され、いわゆる「テロ等準備罪」を新設したこと等から、我が国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結し、同条約は同年8月10日に我が国について効力を発生した。

このほか、警察庁は、国際連合安全保障理事会決議(第1267号及びその後継の決議並びに第1373号)を受けた資産凍結等の措置の対象のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請している。

○ テロ資金提供処罰法

テロ資金提供処罰法は、テロ資金供与防止条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため必要な国内法整備を行うことを目的として制定された。

テロ資金提供処罰法は、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為を「公衆等脅迫目的の犯罪行為」と定め(第1条)、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、そのための資金又はその実行に資するその他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下「資金等」という。)を提供させる行為、それ以外の者が、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に資金等を提供する行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に資金等を提供しようとする協力者に資金等を提供する行為等についての処罰規定(第2条から第5条まで)を設けている。

○ 外為法

対外取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議(第1267号及びその後継の決議並びに第1373号)を受け、外為法に基

づいて、対象となる個人・団体に対し、G 7による同時凍結も含めて累次の資産凍結等の措置を実施している。具体的には、令和3年9月9日現在、402個人・120団体を指定し、当該個人・団体向け支払と、当該個人・団体との間の資本取引(預金取引、信託取引及び金銭の貸付契約)等を許可制として、それらの取引を不許可処分とすることにより、資産凍結等の措置を実施している。

○ 国際テロリスト財産凍結法

国内取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議(第1267号及びその後継の決議並びに第1373号)を受け、国際テロリスト財産凍結法に基づいて、対象となる個人・団体の財産の凍結等の措置を実施している。具体的には、令和3年9月9日現在、402個人・120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき者として公告しており、当該個人・団体に対し、金銭の贈与を受けるなど一定の行為をする場合に都道府県公安委員会の許可を受けることを義務付けているほか、都道府県公安委員会には、公告された国際テロリストに対して、当該国際テロリストが所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置する権限を与えるなどしている。また、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令(平成27年政令第356号)の改正により、平成29年4月から、国際テロリストへの贈与等が規制される財産に仮想通貨(暗号資産)が追加された。

(イ) その他の措置

平成25年12月、内閣総理大臣を議長とする犯罪対策閣僚会議において、日本でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年を視野に、「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定した。また、平成29年12月、内閣官房長官を議長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を策定した。

関係省庁においては、これらの政府決定に基づき、マネー・ローンダリング等対策に取り組んでおり、我が国は、国際連合安全保障理事会制裁委員会による指定を受けていない者についても、国際連合安全保障理事会決議第1373号及び閣議了解^{*1}に基づき、資産凍結等の対象としている。令和元年度には、令和元年11月に5団体(新人民軍、アル・シャバーブ、ISILシナイ州、ISIL東アジア及びマウテ・グループ)、令和2年3月に3団体(インディアン・ムジャヒディン、インド亜大陸のアル・カーイダ及びネオJMB)に対して、資産凍結等の措置を講じた。

テロ対策の要諦はその未然防止にある一方、万が一テロが発生した場合には、

*1 「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(令和元年11月12日)及び「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(令和2年3月31日)

被害を最小限に食い止め、犯人を早期に制圧し検挙することが必要であるとの認識に基づき、警察では、未然防止及び事態対処の両面側からテロ対策を推進している。

具体的には、

- 情報収集・分析と捜査の徹底
 - 出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策
 - 官民一体となったテロ対策の推進
 - 警戒警備体制の強化
- 等の施策を推進している。

エ 危険度の評価

上記の措置を講じてきた結果、国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、FATF は、令和元年に公表したレポート^{*1}において、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。

また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性^{ぜい}に関する国際的な指摘等を踏まえると、我が国においても、

- イスラム過激派等が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること。
- 外国人戦闘員によって資金調達等が行われること。
- 紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得ること。
- 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること。
- 特定事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を免れて悪用され得ること。

等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

さらに、テロの準備行為自体が極めて密行性が高く、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、上記危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が引き続き求められる。

*1 Terrorist Financing Risk Assessment Guidance(July 2019)

(3) 非居住者

ア 危険度を高める要因

FATFは、新「40の勧告」解釈ノートにおいて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」ことを挙げている。

特定事業者においては、日本国内に住所を有していない外国人等の非居住者との取引が発生し得るが、一般的に非居住者の本人特定事項や資産・収入の確認等の顧客管理措置は、居住者に係る顧客管理措置と比べてより制約的である。相手方と対面することなく取引が行われる場合には、特定事業者は、顧客等の本人確認書類を直接に確認することができないほか、本人確認に用いられる本人確認書類又は補完書類は、外国政府等が発行するものであることがあり、当該特定事業者が、当該本人確認書類等の真偽を見極めるために必要な知見を有していない場合もある。そのため、居住者との取引と比べて、特定事業者が本人特定事項を偽った顧客と取引するおそれが高い。

イ 危険度の低減措置

金融庁が策定している監督指針は、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う体制の整備を求めている。

ウ 危険度の評価

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。

(4) 外国の重要な公的地位を有する者

ア 危険度を高める要因

外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEPs：国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等）は、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあったりすることから、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、腐敗対策に関する規制は、国・地域により異なる。

FATF は、特定事業者に対し、顧客が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成 25 年（2013 年）1 月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場ゆえにマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼすものであり、腐敗行為を効果的に防止するためには国際協力を含む包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が国際社会において共有されており、外国公務員が腐敗行為により得た収益の移転防止のための対策が求められている。平成 9 年（1997 年）には、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、平成 10 年、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、近年の不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の主な事例は、次のとおりである。

- 日本企業の現地子会社の社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡した。
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 日本企業の現地子会社の社員が、同社の違法操業を黙認してもらう謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡した。
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の社員が、鉄道建設事業のコンサルタント契約を有利な条件で結ぶ謝礼として、外国公務員に現金を渡した。

- 外国で受注した火力発電所の建設事業に関連して、日本企業の前取締役等が、同社の許可条件違反を黙認してもらうこと等に対する謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 日本企業の現地法人元社長が、通関違反をめぐる追徴課税や罰金を減額してもらうことに対する謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金を渡した。
- 日本在住の外国人が、在留資格の申請や婚姻届の提出に必要な書類を交付してもらう謝礼として、在日総領事館の領事に対し、賄賂として現金を渡した。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法、施行令及び規則は、特定事業者に対し、

- ① : 外国の元首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれらの者であった者
- ② : ①の家族
- ③ : ①又は②が実質的支配者である法人

との間で特定取引を行う際には、本人特定事項等のほか、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を行う厳格な取引時確認を義務付けている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、施行令及び規則に規定された外国の元首等の顧客等との取引を行う場合に、適正に取引時確認を行う体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

ウ 危険度の評価

外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。

(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

FATF は、平成 30 年（2018 年）に公表したレポート^{*1}において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を仮装して違法な収益を隠匿したり、実態のない又は不透明な法人やノミニー制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている」等と指摘している。また、FATF の新「40 の勧告」（勧告 24 等）では、

- 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること。
 - 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。
 - 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。
 - 法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。
- を各国に求めている。

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能である。

また、法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者が、それぞれ異なる立場で権利又は権限を有することになる。

よって、財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になることから、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。

さらに、法人を実質的に支配すれば、その事業の名目で、多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

我が国における法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等であり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法等に基づき登記することで法人格を取得する（図表 21 参照）。

なお、法人の設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社等の場

*1 Concealment of Beneficial Ownership(July 2018)

合には公証人による定款認証が必要とされるのに対して、合名会社、合資会社及び合同会社の場合には、公証人による定款認証は必要とされていない。

また、近年の法人形態ごとの設立登記数をみると、合同会社の設立が増加している傾向にある（図表 22 参照）。

図表 21 【日本国内における主な形態別法人数】

区分 \ 年度	平成 29	平成 30	令和元
株式会社	2,537,667	2,554,582	2,559,561
合名会社	3,814	3,371	3,343
合資会社	16,112	14,170	13,540
合同会社	82,931	98,652	113,196
その他	66,103	67,774	68,780
合計	2,706,627	2,738,549	2,758,420

注 1：国税庁の「会社標本調査」による。

2：法人数は、単体法人及び連結法人の合計数である。

3：休業、清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。

4：その他は、協業組合、特定目的会社、企業組合、相互会社及び医療法人である。

図表 22 【主な法人形態ごとの設立登記数】

区分 \ 年	平成 30	令和元	令和 2
株式会社	86,993	87,871	85,688
合名会社	87	48	34
合資会社	52	47	41
合同会社	29,076	30,566	33,236
合計	116,208	118,532	118,999

注：法務省の統計による。

法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等をもとにみると、法人を悪用してマネー・ローンダリング等を意図する者は、

- 取引における信頼性を享受し得ること。
- 多額の財産の移動を頻繁に行うことができること。
- 合法的な事業収益に犯罪収入を混入させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができること。

等の法人の特性を悪用している実態が認められる。

法人を悪用した手口の中でも、事業活動の実態や実質的支配者が不透明な法人を悪用するものは、犯罪収益の追跡が困難となる。具体的には、

- 犯罪収益の隠匿等に悪用する目的で、実態のない法人を設立すること。
- 犯罪収益の隠匿等を企図する者が、第三者が所有する法人を違法に取得する

こと。

等の手口によって法人を支配し、同法人名義の口座を犯罪収益の隠匿先に悪用するなどの実態が認められる。

平成30年から令和2年までに検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は43件であり、近年増加傾向にある。このうち、令和2年中における実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は14件あり、悪用された法人数は20法人であった。この悪用された法人を形態別にみると、株式会社（特例有限会社を含む。）16法人、合同会社4法人となっており、「日本国内における主な形態別法人数」（図表21参照）に記載した株式会社と合同会社の数の比率と比較してみると、株式会社に比べ合同会社の割合が高いことがうかがえる。

また、上記の悪用された法人の中には、設立されてから極めて短期間のうちに悪用されたものも認められたほか、多数の事業目的が登記され、それぞれの目的同士の関連が低いといった不審点が認められる法人の悪用もみられた。

法人が悪用された事例における前提犯罪をみると、詐欺が最も多く、その中には、海外におけるものも含まれているほか、出資法・貸金業法違反や売春防止法違反等があり、犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の収益を生み出す犯罪において、実態のない又は不透明な法人が悪用される実態が認められる。

さらに、低い税率で外国法人や非居住者に対する金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターと呼ばれる国・地域においては、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれているほか、プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニー制度が採用されている場合もある。これらの特性を利用し、オフショア金融センターとされる国・地域において、実態のない法人が設立され、当該法人が犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。

このような状況を踏まえれば、法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性を確保することが重要である。

この点、我が国においては、法人等のために、いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在し、その中には次のような付帯サービスを提供している事業者もある。

○ 郵便物受取サービス

自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行う。

○ 電話受付代行サービス

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けてその内容を当該顧客に連絡

する業務を行う。

○ 電話転送サービス

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う。

これらのサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができるほか、法人登記を用い事業の信用、業務規模等に関し架空又は誇張された外観を作出することが可能となる。

(イ) 事例

実態が不透明な法人がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 第三者を代表取締役として設立された会社の実質的支配者が、詐欺による犯罪収益を同社名義の口座に隠匿した。
 - 知人に依頼して実態のない株式会社を設立させて開設した同社名義の口座に、正当な事業収益を装って、売春による犯罪収益を隠匿した。
 - 犯罪収益を、複数の実態のない会社の口座を経由させた後、金融機関の窓口で払い戻した。
 - 実態のない法人名で、インターネット上の電子書籍販売に関する副業のあっせんを行うウェブサイトを開設し、当該副業のあっせんを申し込んできた者から、サーバのバージョンアップに関する必要費用等の名目で現金を架空名義の口座に振り込ませてだまし取った。
 - 特殊詐欺で得た電子マネーギフト券の利用権を取得するため、実態のない電子マネー売買業者間による架空取引を利用し、同ギフト券の利用権が正規の取引により取得されたものであるかのように装った上、現金化した。
 - 外国において発生した詐欺等の被害金を、実態のない法人名義の口座に振り込ませた。
 - 実態のない会社を設立した上、金融機関から融資金目的をかたってだまし取った金銭を、同社名義の口座に振り込ませた。
 - 不法就労の外国人を稼働させて得た収益を隠匿するために、既に廃業となっている親族が経営していた会社名義の口座を利用した。
 - 実態の不透明な法人を国外の租税回避地に設立し、同法人名義の口座を外国の銀行で開設した上、著作権法違反による犯罪収益を振り込ませた。
- また、犯罪収益が法人等の事業経営支配に悪用された主な事例は、次のとおりである。
- 無許可で飲食店を経営して得た不法な収益を法人設立の際の株式取得のための出資金とし、発起人としての地位を取得した上、自らを法人の代表者として、事情を知らない司法書士に依頼し、会社設立の登記をした。

イ 疑わしい取引の届出

実態の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由の例をみると、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は、次のとおりである。

- 本人確認書類等の資料提出を拒まれるほか、事業内容や取引目的等について説明を求めるも明確な回答が得られないもの
- 役員や法人に関連する口座名義人が暴力団をはじめとする反社会勢力であることが判明したもの
- 登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話が繋がらないもの
- 登記された事業目的の数が合理的な理由なく多岐にわたり、かつ関係性が乏しいものが列記されているもの
- 不動産業、古物商等、許認可が必要な業種にもかかわらず、許認可については未取得であり、事業実態も不明なもの
- 申告された事業内容が確認できず、銀行の残高が事業内容に対して極めて不相応であるもの
- 実質的に休眠会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金がみられるもの
- 入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われるもの
- 端数がない振込入金と法人宛の送金が反復発生しているもの

ウ 危険度の低減措置

FATF の新「40 の勧告」のほか、平成 25 年（2013 年）6 月のロック・アーン・サミットにおいて、「法人及び法的取極めの悪用を防止するための G 8 行動計画原則」が採択されたこと等も踏まえ、我が国はこれまで、犯罪収益移転防止法、公証人法施行規則（昭和 24 年法務府令第 9 号）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）等に基づき、法人の実質的支配者情報を確認するための制度を整備している。

犯罪収益移転防止法及び規則は、

- ① : 株式会社等の資本多数決法人においては、議決権の 4 分の 1 超を直接又は間接に有する自然人^{*1}
- ② : 株式会社等の資本多数決法人で上記①に該当する自然人がいないものにおいては、当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
- ③ : 資本多数決法人以外の法人においては、i 事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の 4 分の 1 超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人^{*2}又は ii 当該法人の事業活動

*1 当該自然人が当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思若しくは能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の 2 分の 1 超を直接若しくは間接に有している場合を除く。

*2 当該自然人が当該法人の事業経営を実質的に支配する意思若しくは能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の 2 分の 1 超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。

に支配的な影響力を有すると認められる自然人

④ : 上記①から③までに該当する自然人がいない法人においては、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

を実質的支配者として規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、これらの者の本人特定事項を確認することを義務付けている。

会社の設立時にも実質的支配者の情報を確認するという観点から、平成 30 年 11 月に公証人法施行規則が改正され、株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、嘱託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当するか否か等を申告させることが義務付けられている。

また、会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定した、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和 3 年法務省告示第 187 号）が制定され、令和 4 年 1 月に施行される予定である。

さらに、金融庁が策定している監督指針においては、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

加えて、会社法には、休眠会社^{*1}のみなし解散制度があり、これは、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減させるものである。のみなし解散は平成 26 年度以降毎年実施されており、その数は、平成 30 年度が約 2 万 5,000 件、令和元年度が約 3 万 3,000 件、令和 2 年度が約 3 万 2,000 件となっている。

このほか、犯罪収益移転防止法は、法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。

エ 危険度の評価

法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、特に実質的支配者が不透明な法人に帰属させられた資金を追跡することは困難となる。

実際、詐欺等の犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

*1 株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から 12 年を経過したものをいう。

第5 商品・サービスの危険度

1 危険性の認められる主な商品・サービス^{*1}

(1) 預金取扱金融機関^{*2}が取り扱う商品・サービス

ア 預金取扱金融機関の危険度の要因

(ア) 特徴

銀行等の預金取扱金融機関は、銀行法等に基づく内閣総理大臣の免許等を受ける必要があるところ、令和3年3月末現在、当該免許等を受けているものは1,344機関存在しており、主なものとして、銀行（134行。外国銀行支店を除く。）、協同組織金融機関（信用金庫（254金庫）、信用協同組合（145組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（652組合）並びに信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会（60連合会））がある。そのうち銀行の預金残高及び預金口座数^{*3}は、令和3年3月末現在で895兆6,864億円、7億9,909万口となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務^{*4}である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これらに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受けに係る業務を、信託併營業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、銀行、信用金庫等の監督官庁である金融庁は、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。3メガバンクグループは、いずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions：G-SIFIs）に選定され、国際展開も推進している。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を中心に営業しているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

預金取扱金融機関は、取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々であり、取引件数も膨大であるため、それらの取引中からマネー・ローンダリ

*1 本調査書では特定事業者ごとにその取り扱う商品・サービスを記載しているが、特定事業者が取り扱う商品・サービスの範囲は一律ではない。特定事業者は、取り扱う商品・サービスに応じて、本調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から同項第16号まで及び同項第37号に掲げる者（銀行、信用金庫等）をいう。

*3 日本銀行時系列統計データによる。なお、当該データに整理回収機構及びゆうちょ銀行は含まれない。

*4 銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

ング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割を踏まえると、国際社会におけるマネー・ローンダリング等の脅威の高まりに関しては、我が国も例外ではなく、現に、国際犯罪組織が外国における詐欺等で不正に得た収益のマネー・ローンダリングをする過程において我が国の金融機関を経由させた事例等の発生が、近年みられるところである。

さらに、過去3年間の現金取引を除くマネー・ローンダリングに悪用された取引の大部分は、預金取扱金融機関が取り扱う内国為替取引、預金取引及び外国との取引（外国為替等）である。

金融庁は、上記のような特徴等から、預金取扱金融機関の業態についてのマネー・ローンダリング等に関するリスクは、他の業態よりも高いと認められると評価しており、預金取扱金融機関に対し、マネー・ローンダリング等に対する体制の高度化を求めている。金融庁は、これまでの監督等を通じて、取組の遅れがみられる金融機関等も存在するものの、全体的な体制の水準は高度化していると評価している。このうち、リスクの特定・評価や継続的顧客管理について、一部の預金取扱金融機関においては不十分であるとしつつも、リスクの特定・評価については、自らが提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを特定・評価した上で、その結果を特定事業者作成書面に反映するプロセス自体は、預金取扱金融機関全体に浸透し始めており、リスクの特定・評価に係る項目や特定事業者作成書面等における分析内容も改善されているとしている。また、金融庁は、預金取扱金融機関がリスク低減措置として重要である継続的顧客管理を実施するために、顧客リスク評価の更新に向け、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定した上で、顧客のリスクに応じて機動的かつ定期的に確認を始めており、そのための取組の浸透がみられるとしているものの、引き続き、全ての顧客リスク評価の更新に向け、預金取扱金融機関による取組の強化が必要としている。

(イ) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

a 預貯金口座

(a) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関に対する信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、昨今は、店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、口座を開設したり、取引をしたりすることが可能となっており、その利便性はますます高まっている。

一方、このような特性により、預貯金口座は、マネー・ローンダリング等を企図する者にとっては、犯罪収益の收受や隠匿の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際して取引時確認

を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、特殊詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

(b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 本国に帰国した外国人や死者の口座を、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等の犯罪収益の收受又は隠匿をした。
- 金銭の対価を得る目的で売却された口座、架空名義で開設された口座、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯、偽ブランド品販売事犯等の様々な犯罪収益の收受又は隠匿をした。

悪用された口座の多くは個人名義の口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空名義で開設したもの等である。こうした口座を違法に取得した手口は様々であるが、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は知人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、第三者又は架空名義の口座を使用するといった特徴が認められる。そして、これまでに検挙された事件の中には、大量の他人名義の通帳やキャッシュカードが押収された事例もみられる。具体的な事例は、次のとおりである。

- 医療費還付詐欺で逮捕された詐欺グループの被疑者の自宅から、大半が外国人名義である他人名義口座の通帳数十冊及びキャッシュカード数十枚が押収された。

また、個人名義の口座に比べて件数は少ないが、法人名義の口座が悪用された事例も発生している。例えば、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリング事犯等、犯罪組織によって敢行される多額の収益を生み出す犯罪において悪用されている。

このように、売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、特殊詐欺やヤミ金融事犯等において、犯罪収益の受け皿として悪用され、これを利用することにより、収益の移転が行われている。

警察では、預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の捜査を強化している。具体的には、

- 「銀行口座や通帳、カードを買い取る」などと SNS 上に掲示して、口座譲渡を違法に勧誘したとして検挙した来日外国人の犯行拠点から、数

百通にも及ぶ通帳等を押収した事例等、多くの事件を検挙している。図表 23 に口座譲渡等に関する統計として犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数を記載している。こうした様々な事例等を踏まえれば、譲渡された口座数は検挙事件数を大きく上回ることうかがわれ、口座譲渡によりマネー・ローンダリング等の敢行が助長されていることに注意を払う必要がある。また、国籍等別の検挙件数をみると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国となっているところ、我が国の在留外国人数に比して、外国人が関与した口座譲渡に係る犯罪の検挙が目立っている。

このほかにも、警察では、他人に譲渡する目的を秘した上で、郵便物受取サービス業者の所在地を口座開設時の住居と偽るなどして、預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）や、だまし取られた預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品等譲受けについても積極的に取り締まっている（図表 24 参照）。

図表 23 【犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数】

区分	年	平成 30	令和元	令和 2
預貯金通帳等の譲渡等		2,519	2,479	2,539
預貯金通帳等の譲渡等（業）		27	44	18
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引		27	27	32
為替取引カード等の譲渡等		0	27	35
暗号資産交換用情報の譲渡等		0	0	6
その他		4	0	4
合計		2,577	2,577	2,634

図表 24 【口座詐欺等の検挙事件数】

区分	年	平成 30	令和元	令和 2
口座詐欺		1,277	919	696
盗品譲受け		4	6	7
合計		1,281	925	703

注：都道府県警察から警察庁に対し、特殊詐欺を助長する犯罪として報告があったものを計上した。

b 預金取引

(a) 現状

コンビニエンスストア等における ATM の普及等により、預貯金口座の保有者が、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行うことができることとなり、預金取

扱金融機関は、高い利便性を提供している。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者は、口座による安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された収益の払戻しや取得した収益の預入れを通じて、マネー・ローンダリング等を敢行するおそれがある。実際に、特殊詐欺では、高齢者をはじめとする被害者にその預貯金口座から犯行グループが利用する第三者の預貯金口座に送金させた上で、当該口座から払い戻したり、他の預貯金口座へ送金したりするなど、マネー・ローンダリングに預金取引が悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と 200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装い、払い戻した。
- 窃盗、詐欺、横領、薬物犯罪、賭博等による収益を、他人名義の口座に預け入れて隠匿した。
- 窃盗により得た多量の硬貨を、金融機関の店舗に設置された ATM で他人名義口座に預け入れた後、別の ATM を使い紙幣で払い戻した。
- ベトナム人が、帰化して日本名となった親族の口座に地下銀行の収益を送金した。
- 現金を所持していたことで犯罪が発覚することをおそれ、犯行直後に現金を親族名義の口座に預け入れ、後に払い戻した。
- 知人名義の口座に強盗で得た現金の一部を、ATM から短時間に複数回預け入れた。

c 内国為替取引

(a) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済を可能とするもので、隔地者間の取引に便利であるほか、ATM やインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている。

一方、このような特性や他人名義の口座を利用すれば匿名性の確保も可能となることにより、内国為替取引はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と金額が 10

万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。さらに、犯罪収益移転防止法は、他の金融機関への資金の支払を伴う内国為替取引の場合には、移転元の金融機関に対し、移転先の金融機関から当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、その日から3営業日以内に当該顧客の確認記録を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、移転先の金融機関に対し、当該取引に係る情報を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、それぞれ義務付けている。

(b) 事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 暴力団幹部の知人が詐欺により得た犯罪収益を、当該暴力団幹部の名義の口座に振り込ませて收受した。
- 金融機関から融資名目でだまし取った現金の一部を、不正に開設された活動実態のない会社名義の口座に振り込ませた。
- 帰国したベトナム人から有償で譲り受けた口座に、複数の顧客から依頼を受け、不法に海外送金をするための現金を振り込ませた。
- わいせつ DVD を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を他人名義の口座に振り込ませた。
- 顧客に指示をして、覚醒剤の代金、ヤミ金融の返済金や無許可営業の風俗店の利用料金を他人名義の口座に振り込ませた。
- 日本国内で農業を営む中国人が、就労資格のない中国人を稼働させることで得た犯罪収益を、過去に働いていた中国人名義の口座に振り込ませた。
- 特殊詐欺でだまし取った現金を借名口座に振り込ませた後、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた自己名義の口座に振込入金した。
- 人材派遣会社が就労資格のないベトナム人を工場に派遣して得た収益の一部であることを知りながら、上位の人材派遣会社が法人名義口座に振り込ませた。
- インターネットオークションでだまし取った代金を、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた知人名義のネット銀行の口座に振り込ませた。

d 貸金庫

(a) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むことは可能であるが、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書等の

重要書類や貴金属等の財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は保管される物件そのものの確認はしないため、保管物の秘匿性は非常に高く、著作権法違反、ヤミ金融事犯等の犯罪収益を銀行の貸金庫に保管していた例がある。

このような特性により、貸金庫は犯罪収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、他人名義又は架空名義で契約された貸金庫を犯罪収益の物理的な保管手段として悪用している実態がある。

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管した。
- 詐欺の犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約している銀行の貸金庫に隠匿した。
- 偽名を使い多数の銀行と貸金庫の契約を締結して犯罪収益を隠匿した（外国における事例）。

e 手形・小切手

(a) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方、このような特性により、手形・小切手は犯罪収益の收受や隠匿に有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が 200 万円を超える線引きのない持参人払式小切手や自己宛小切手の受払いをする取引（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円を超えるもの）等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるが、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対

し、口座開設時の取引時確認等を行う義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、犯罪収益を容易に運搬する手段又は正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用している実態がある。

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出させて郵送させ、預金取扱金融機関の取立てにより他人名義の口座に入金させた。
- 高額な資金を外国に密輸する手段として悪用された(外国における事例)。
- 薬物密売組織により高額な資金を分割して移転する手段として悪用された(外国における事例)。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は107万2,579件で、全届出件数の83.1%を占めている。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、預金取扱金融機関向けの「疑わしい取引の参考事例」*1を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 職員の知識、経験等からみて、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引(21万6,100件、20.2%)
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引(14万3,520件、13.4%)
- 多額の現金又は小切手により、入出金(有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合であるにもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引(7万6,411件、7.1%)
- 経済的合理性のない多額の送金を他国から受ける取引(7万4,192件、6.9%)
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は払戻しを行う場合(7万2,504件、6.8%)
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の預金取引が行われる口座に係る取引(6万8,542件、6.4%)
- 経済的合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引(4万5,572

*1 所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を特定事業者に対して示している。そして、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するかを記載することとなっている。

件、4.3%)

- 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引（3万5,567件、3.3%）
- 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引（3万4,079件、3.2%）
- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した預金取引（3万3,898件、3.2%）

また、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のIPアドレスや携帯電話番号に着目した届出もなされている。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、上記のとおり、預金取扱金融機関に対し、特定の商品・サービスを提供する特定取引に際して、取引時確認等を行う義務を課している。

また、犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置と共に、例えば、銀行法においては、必要に応じ金融庁が銀行に対して報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されているなど、監督官庁は、預金取扱金融機関に対する監督権限を有している。さらに、金融庁が策定している監督指針^{*1}は、預金取扱金融機関に対し、このような義務を履行するに当たっての内部管理体制の構築を求めている^{*2}。

(1) 所管行政庁の措置

金融庁は、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにし、金融機関等における有効な対策の実施を促す観点から、平成30年2月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表した。金融庁は、同ガイドラインについて、令和3年2月に2度目の改正を行ったほか、同ガイドラインに対する関係者の理解の向上に資することを目的として、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を公表した。また、同年4月に各金融機関等に対して、同ガイドラインで対応を求めている事項について、令和6年3月末までに対応を完了させ、体制を整備することを要請するなど、金融機関等のマネー・ローンダリング等対策の実効的な体制整備を促進している。

また、金融庁は、預金取扱金融機関について、業界全体の金融取引量の大きさや、コルレス契約等を基盤とした海外送金取引によるグローバルなリスクの広がり鑑みて、他業態よりも相対的にその固有のリスクは高いとして、重

*1 金融庁は、監督対象である金融機関等の監督に関する事務について、監督の考え方、監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を示した監督指針等を策定している。

*2 具体的には、取引時確認を的確に実施するための体制、疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制、取引時確認と疑わしい取引の届出を一体的・一元的に管理するための体制、海外営業拠点のマネー・ローンダリング等対策を的確に実施するための体制等の内部管理体制の構築を求めている。

点的な取組を実施している。具体的には、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握し、また同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

その結果、特定事業者作成書面等の作成自体は、多くの事業者において行われているものの、その内容の充実度については事業者ごとの差が大きいことや、地域金融機関の固有のリスクは大手銀行と大きく異ならないにもかかわらず、リスクベース・アプローチの取組においては大手銀行との差が引き続き認められている。こうした点を踏まえて、金融庁は、規模の大小にかかわらず全ての預金取扱金融機関にリスク評価の実施を求めつつ、内部管理体制の構築・維持等のリスクベース・アプローチの取組については、単に法令違反の有無等を形式的に確認するにとどまらず、関係法令や調査書、ガイドライン等の趣旨を踏まえて実質的な対応を行うべきこと等に重点を置いて、預金取扱金融機関に対する指導・監督を実施している。また、一般社団法人全国銀行協会等業界団体が設置する専門部会等と連携しながら、取引モニタリング及びフィルタリングシステムの共同運用等金融機関における共通の課題について、幅広い検討を進めている。

さらに、金融庁は、他省庁や業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

農林水産省及び厚生労働省も、農業協同組合、労働金庫等による法令の遵守状況やリスク管理状況等の実態を把握するため、書面による調査や報告徴求命令等を実施しており、これらの情報を基にして、農業協同組合、労働金庫等ごとにリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、預金取扱金融機関が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

○ 経営陣の関与に関するもの

- ・ 経営陣が、マネー・ローンダリング等対策に主導的に関与し、関係各部署に具体的な指示を行うとともに、関係各部署の連携等をさせることで、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定するほか、その実施状況についても、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うこと。
- ・ 策定したリスク低減措置や行動計画等に基づき、体制整備の観点において、適切な経営資源を把握し、専門性を有する人材の配置や予算の配分等、体制整備を見直すなど、全社的な対応を推進する必要があること。
- ・ 管理部門が、営業店や海外送金部門における不審・不自然な取引の検知状況を検証するなど、リスクベース・アプローチにより管理体制の有効性

を検証する必要があること。

- ・ 内部監査はルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチにより監査を実施する必要があること。
- リスクの特定・評価等に関するもの
 - ・ リスクの特定・評価に当たり、営業部門と管理部門が連携の上、国によるリスク評価の結果を勘案しつつ、自らの営業地域の地理的特性、事業環境・経営環境、疑わしい取引の傾向等を踏まえた個別具体的なリスクの特性を考慮すること。
 - ・ 新商品・サービスを取り扱う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証はもとより、その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理体制の有効性も含めマネー・ローンダリング等のリスクを検証すること。
 - ・ 輸出入取引等に係る資金の融通、信用の供与等に係るリスクの特定・評価に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む。）のリスクも勘案すること。
- 顧客管理措置に関するもの
 - ・ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスク評価の結果を総合して、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、当該リスク評価に応じた顧客情報の調査頻度や手法を定めるなど、継続的な顧客管理に関する具体的な計画の策定・推進をする必要があること。
 - ・ 過去に届け出た疑わしい取引と類似した取引を繰り返し受け付けている営業店があることから、営業店等に対する情報共有を図ること。
 - ・ 反社会的勢力による口座開設の阻止や口座の解約に向けた一定の取組は認められるが、その上で、既存口座を有する反社会的勢力による送金等の取引について、十分なモニタリング・フィルタリングを行い、疑わしい取引の届出を検討する必要があること。
 - ・ 外国人が口座を開設する際には、口座売買が犯罪であることを周知し、帰国時の口座解約を働き掛けるなどするほか、在留期間を把握し、在留期間が経過した後においても入出金等が発生している口座を不正利用の可能性のある事例として検知すること。
 - ・ 外国人が口座を開設する際には、本人確認書類にカナ名・アルファベット名が記載されていれば、それぞれについて顧客属性の確認を行うこと。
- 取引モニタリング・取引フィルタリングに関するもの
 - ・ 取引モニタリングについて、自らのマネー・ローンダリング等リスクを踏まえてシナリオを設定し、モニタリングの対象が特殊詐欺等の特定の金融犯罪に偏らないよう、他のマネー・ローンダリング等のリスクも考慮すること。
 - ・ 取引モニタリングについて、顧客リスク評価に応じたシナリオ及び敷居

値の設定や、金融犯罪のパターン分析を踏まえて、シナリオ及び敷居値を定期的に見直す必要があること。

- ・ 海外送金実績をデータとして蓄積し、同一の送金依頼人が多数の受取人に送金するなどといった不審・不自然な海外送金を、取引モニタリングにより検知できる体制を構築する必要があること。
 - ・ 国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、数時間、遅くとも 24 時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、既存顧客との差分照合を直ちに実施すること。
- 疑わしい取引の届出に関するもの
- ・ 疑わしい取引の届出のために、適切な検討・判断を行うことができる体制を整備するとともに、届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化に活用すること。
 - ・ 管理部門は、営業店に対し、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」を配布するだけでなく、自らの直面するリスクを勘案した具体例を周知して、営業店が不審・不自然な取引を検知できる体制を構築すること。
- 犯罪収益移転防止法等に基づく義務に関するもの
- ・ 取引時確認において、写真のない本人確認書類が提示された場合、他の本人確認書類等の提示又は送付を受けて法令に定められた手続を履行すること。
 - ・ 口座開設のために窓口に来店した顧客の取引担当者の属性の確認（反社会的勢力等に該当していないか等の確認）を行うこと。
 - ・ 既存の顧客に対する定期的な顧客属性の確認の結果、凍結口座名義人であることが判明した者について、取引履歴の確認等を行うこと。

所管行政庁は、預金取扱金融機関に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、資産凍結等の措置の対象者に関するデータベースの提供、研修の実施等により、各預金取扱金融機関によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。特に、一般社団法人全国銀行協会は、FATF のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うなど、国内外のマネー・ローンダリング等について組織的な対策を進めている。また、平成 30 年 4 月には、官民双方の連携促進及びマネー・ローンダリング対策の一層の高度化に向けて「マネロン対応高度化官民連絡会」を発足させ、同連絡会における意見交換や情報共有等を通じて、銀行業界におけるマネー・ローンダリング等対策のための体制の更なる高度化の観点から、同協会内に「AML/CFT 対策支援室」を設置し、銀行業界における共通課題に関する事例の共有や、海外重要文書の翻訳等に取り組み、会員へ還元するなどし、マネー・ローンダリング等対

策について、官民及び業界全体での認識の共有を図っている。

一般社団法人全国信用金庫協会は、マネー・ローンダリング等対策の管理体制に関する研究会を設置し、金融庁、警察庁等との情報連携、外部有識者を交えた事例研究等を行い、結果を全信用金庫に還元するなど、信用金庫におけるマネー・ローンダリング等対策を支援している。また、一般社団法人全国信用組合中央協会は、全国信用協同組合連合会と共同でワーキング・グループを編成し、全信用組合におけるマネー・ローンダリング等対策の体制整備の底上げを図っている。

各預金取扱金融機関においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

預金取扱金融機関によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

○ リスクの特定に関するもの

- ・ 調査書における直接的な記載のみにとどまらず、記載の趣旨を勘案し、留学や技能実習等の帰国を前提とするような事由で滞在している外国人は、帰国時に口座を不正に転売する可能性があること、現金を集中的に取り扱う業者は、取引において不正な資金が混入する可能性があること等、具体的なリスクを特定している。
- ・ 所管行政庁の公表情報等を踏まえ、軍事転用可能な製品等を取り扱う事業に係る取引を、高リスク取引として具体的に特定している。
- ・ 自社が届け出ている疑わしい取引に関する情報を分析し、外国送金に関しては仕向送金先及び被仕向送金先の国・地域の傾向、外国人名義の口座に関しては国籍の傾向、顧客に関しては職業や業種の傾向を踏まえて、独自のリスク指標を抽出している。
- ・ 外国人名義の普通預金口座で給与振込等の動きがなくなったもの、窓口来店により開設した法人口座について現地訪問で実態把握が十分にできなかったもの等を利用した取引を、高リスク取引として具体的に特定している。

○ リスク評価に関するもの

- ・ 営業店ごとに商品等の取引実績、顧客の属性、地理的な特徴等が異なることから、それぞれの営業店が個別に商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に着目した分析を行っている。
- ・ 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、届出内容に応じて高リスクと評価している。
- ・ 内国為替取引に関して、総合振込、給与振込、税納付、公共料金、仕向送金・被仕向送金等に細分化し、それぞれの分類ごとにリスクを評価して

いる。

- コルレス先管理において、営業地域、その属性、業務内容、マネー・ローンダリング等関連処分の有無に着目してリスクを評価している。
- リスクベース・アプローチに関するもの
 - 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、システム上で情報を共有できる体制を構築の上、当該顧客との取引に当たっては、書面やヒアリングによる詳細な確認を行うとともに、上級管理者の承認を受けることとしている。
 - 口座開設時において注意すべき顧客区分（遠隔地に居住する者、複数の口座を開設する者、在留期間満了間近の在留カードを提示する者等）を設定し、該当する場合には追加的な質問等を行うことにより口座開設の合理性を確認した上で、合理性の判断が困難な場合には、上級管理者の確認を経た上で口座開設の可否を判断している。
 - 遠隔地の顧客の口座、設立又は移転後間もない法人の口座等を管理対象先口座に指定し、同口座への振込依頼が発生した場合には、口座開設目的との整合性の確認や振込依頼人の意思確認等を行い、整合性が確認できない場合は取引謝絶や疑わしい取引の届出等を実施することを社内規程によって整備している。
 - 長期間入出金のない口座の取引を停止し、取引再開を希望する顧客に対して本人確認書類や預金通帳等を確認することで、口座の不正利用を防止している。
 - 帰国時における口座売却等のリスクに対して、外国人の留学生や就労者等の顧客について、その在留期間を確認した上で、システムによって管理している。
 - 在留外国人の就労先企業と連携し、在留期限の更新見込み等の状況を把握した後、各顧客へ連絡を取り、在留証明書等のエビデンスを確認した上で、格付の見直しを実施している。
 - 新規に外為取引を開始する法人顧客については、取引開始前に本部及び営業店担当者が法人顧客の本社等を訪問し、事業内容や取引内容等に関するヒアリングを実施して訪問記録を作成し、送金依頼を受けた際には、その都度、その内容と訪問記録との整合性を検証している。
 - 外国送金に関するチェックリストを作成し、各営業店の窓口で同リストに基づいた確認、総括管理者による検証等を実施し、また、必要に応じて本部の担当部署に報告させるなど、案件に応じた承認プロセスを明確にしている。
 - 自社の経営環境、経営戦略、営業エリアにおける地理的特性、顧客の特性等を分析し、例えば空港や港に近接しているといった営業エリアの地理的特性から、独自のリスク指標を抽出し、盗難車両の解体・買取り・輸出等に利用されるおそれがある業者を特定した上で、当該業者については、

海外送金におけるマネー・ローンダリング等に関するリスクが高いとして、当該業態の海外送金用のチェックリストを策定し、厳格に検証している。

- ・ 現金の持込みによる海外送金の取扱いを停止している。
- ・ 非対面取引において、なりすましの可能性を勘案し、IP アドレス、ブラウザ言語等のアクセス情報に着目した取引モニタリングを実施している。

エ 危険度の評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。

一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の收受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる^{*1 *2}。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁、特定事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っており、その効果は預金取扱金融機関による効果的な取組に表れている。

しかしながら、これらの取組については、預金取扱金融機関ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない預金取扱金融機関についてはマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。令和2年中に検挙された犯罪収益等隠匿事件における隠匿等の手口の多くは、他人名義の口座への振込入金であった。過去の事件の中には、悪用されている他人名義の口座数が十数口座にも上るものがあるほか、口座譲渡を勧誘したとして検挙した者の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等が押収されたものがあるなど、他人名義の口座がマネー・ローンダリング等の主要な犯罪インフラとなっており、口座を提供する預

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第28号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第36号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

また、預金取扱金融機関が提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 多数の者が行う取引
 - 高頻度で行われる取引
 - 多額の送金や入出金が行われる取引
 - 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的に多額の入出金が行われる取引
 - 顧客の取引目的又は職業若しくは事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で送金や入出金等が行われる取引
 - 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金が行われる取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(2) 保険会社等^{*1}が取り扱う保険

ア 危険度の要因

(ア) 特徴

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を填補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合にも、特にリスクが高いものとして留意する必要がある。

保険会社等のうち、令和3年3月末現在、保険業法(平成7年法律第105号)に基づく内閣総理大臣の免許を受けている者の数は94である。このほか、内閣総理大臣の登録を受けた少額短期保険業者、農林水産大臣等による設立の認可を受けた農業協同組合等がある。

(イ) 事例

保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○ 麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して払戻しを受けた(外国における事例)。

また、犯罪収益がその形態を変えた事例として、

○ 詐欺や売春等により得た収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していたもの

があり、保険がマネー・ローンダリングに関係した事例として、

○ だまし取った休業損害保険金を他人名義の口座に振り込ませていたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、保険会社等による疑わしい取引の届出件数は8,182件(生命保険6,993件、損害保険1,131件、共済事業58件)である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、保険会社向けの「疑わしい取引の参

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第8号に掲げる者(農業協同組合)、同項第9号に掲げる者(農業協同組合連合会)、同項第17号に掲げる者(保険会社)、同項第18号に掲げる者(外国保険会社等)、同項第19号に掲げる者(少額短期保険業者)及び同項第20号に掲げる者(共済水産業協同組合連合会)をいう。

考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 生命保険
 - ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（5,716件、81.7%）
- 損害保険
 - ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（525件、46.4%）
 - ・ 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引（67件、5.9%）

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、保険会社等に対し、蓄財性が高い保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金・解約返戻金等の支払又は現金等による200万円を超える受払いをする取引に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪収益移転防止法に基づく監督措置だけでなく、保険業法においては、必要に応じ所管行政庁が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されている。

加えて、保険会社向けの総合的な監督指針等においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示されている。

(1) 所管行政庁の措置

金融庁は、保険会社等に対し「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めている。また、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握するとともに、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、保険会社等ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

さらに、金融庁は、他省庁、業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、保険会社等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
- 特定事業者作成書面等の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられて

いるひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引等の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を包括的かつ具体的に行うこと。

- IT システムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること。
- 制裁が課され得る国内外の法規制等の遵守その他必要な措置を実施し、高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

所管行政庁は、保険会社等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人日本損害保険協会は、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員における情報共有を図り、会員が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしている。また、マネー・ローンダリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成したり、協会内にプロジェクトチームを設置し、同チーム主催の会議等において、会員間の情報共有や意見交換を実施したりして、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各保険会社等は、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

保険会社等によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 現金取引の固有リスクを高リスクと位置付け、保険料の収納・契約貸付金の返済等について現金領収を取りやめている。
- 保険金支払も、原則、本人名義口座へ振り込むこととして、キャッシュレス化を進め、やむを得ず現金取引を行う場合でも、一定の金額を超える現金取引を行う際は、所定のチェックシート等を用いたヒアリング等を行い、統括管理者の承認を要することとしている。
- 事後的にシステムで取引時の状況等を捕捉して管理している。

エ 危険度の評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有

効な手段となり得る。

実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び保険会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、保険会社等ごとに差異が見られる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない保険会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者*1が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

ア 危険度の要因

(7) 特徴

資金の運用方法には、預金取扱金融機関への預貯金のほか、株式や債券等の金融商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託の受益証券等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等の商品先物取引がある。

令和3年3月末現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく内閣総理大臣の登録を受け、又は内閣総理大臣に届け出ている金融商品取引業者等の数は4,784であり、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づく主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けている者の数は38である。

我が国における投資対象となる株式や商品の取引状況を概観すると、株式に関して、令和2年中に東京証券取引所で行われた上場株式（第一部及び第二部）の売買金額は、約682兆3,292億円となっている（図表25参照）。

また、商品先物取引に関しては、令和2年中に東京商品取引所で行われた取引の出来高は約1,516万枚*2、大阪堂島商品取引所で行われた取引の出来高は約46万枚となっている。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の価額の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

マネー・ローンダリング等に悪用される危険性の観点からみると、資金を預託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を様々な商品に転換したり、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出所を不透明にしたりすることで、犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

金融庁によると、金融商品取引業者及び商品先物取引業者においては、銀行口座等から証券総合口座・FX口座等への入金、当該口座等から指定した銀行口座等への送金、有価証券等の別口座・他業者への移管、店頭やATMでの現金の入出金等が可能であり、これらの取引を通じて犯罪収益を移転するリスクがあるとされている。例えば、銀行口座と連動した入出金サービス等の提供においては、資金の移動が高速化することで、必要な確認等が不十分となるリスクがあるとされている。また、インサイダー取引が行われ、インサイダー取引により獲得された資金が合法資産と結合したり、株式の売買が反社会的勢力等の資金調達に利用されたりするなどのリスクがある。非対面取引においては、架空の人物や他人になりすました者と取引を行うリスクがある。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第21号に掲げる者（金融商品取引業者）、同項第22号に掲げる者（証券金融会社）、同項第23号に掲げる者（特例業務届出者）、同項第24号に掲げる者（海外投資家等特例業務届出者）及び同項第33号に掲げる者（商品先物取引業者）をいう。

*2 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称である。

図表 25 【株式売買代金の状況】

区分 \ 年	平成 30	令和元	令和 2
東 証 第 一 部	740,746,041	598,213,662	671,671,658
東 証 第 二 部	11,006,506	6,188,491	10,657,529
合 計	751,752,547	604,402,153	682,329,187

注 1：東京証券取引所の資料による。

2：単位は百万円

(イ) 事例

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が行う有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 架空名義で開設した証券会社の口座に詐欺で得た犯罪収益を入金して株式を購入した。
- 業務上横領により得た犯罪収益を商品先物取引に投資した。

イ 疑わしい取引の届出

平成 30 年から令和 2 年までの間の、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数は、金融商品取引業者等にあつては 4 万 8,394 件、商品先物取引業者にあつては 626 件である。

金融庁、農林水産省及び経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成 31 年 4 月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 金融商品取引業者
 - ・ 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式及び債券の売買並びに投資信託等への投資（1 万 3,126 件、27.1%）
- 商品先物取引業者
 - ・ 顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引（379 件、60.5%）

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、投資対象となる商品を取り扱う金融商品取引業者等及び商品先物取引業者に対して、口座開設、有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置だけでなく、金融商品取引法及び商品先物取引法においては、必要に応じて、それぞれの取引業者に対し

て所管行政庁が報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されている。

加えて、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの監督指針においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示されている。

(イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、その所管する金融商品取引業者等に対し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めている。また、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、各業態や各金融商品取引業者等それぞれに対するリスク評価を実施し、その結果等を基にして、金融商品取引業者等ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施しているほか、年間を通じて行う金融商品取引業者等に対するモニタリング活動の一環として、マネー・ローンダリング等への対応状況の検証を行っている。加えて、他省庁や業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。このほか、証券取引等監視委員会が毎年公表している「証券モニタリング概要・事例集」では、金融商品取引業者等のマネー・ローンダリング等に係る内部管理体制の不備等についての事例を紹介している。

農林水産省及び経済産業省は、その所管する商品先物取引業者に対し、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」（令和元年8月14日農林水産省・経済産業省公表、令和3年10月19日改正）に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査によって実態を把握することとしている。また、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、各商品先物取引業者それぞれに対するリスク評価を実施し、その結果等を基にして、商品先物取引業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。加えて、商品先物取引業者に対するモニタリング活動の一環として、マネー・ローンダリング等への対応状況の検証を行うこととしている。

国土交通省等も、不動産特定共同事業者等^{*1}に対し、法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための報告徴求命令等を実施しており、これらの情報を基にして、不動産特定共同事業者等ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第27号に掲げる者をいう。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 自社の特定事業者作成書面等を作成するに当たっては、リスク評価の根拠及び判断の経緯を記録し、事後的に確認できるようにするとともに、特定事業者作成書面等に記載する業務やリスク低減措置は実態に即したものとするなど、適切なリスク評価を行うこと。
- 口座開設後も、顧客が反社会的勢力に該当するかを定期的に確認し、暴力団員であることが強く推認される顧客との取引は謝絶するなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制を整備すること。
- なりすましの疑いが認められた顧客との取引の停止や、その再開の判断は、犯罪収益移転防止法上の統括管理者が行うこと。取引を再開する場合には、口座開設時と異なる本人確認書類その他の補完書類の提示を求めるなど、適切な措置を講じること。
- 定期的に名寄せ調査を行い、メールアドレス等が重複する異なる名義の顧客を抽出するなど、なりすましの有無を適切に調査すること。メールアドレス等が重複する異なる名義の顧客を抽出した場合、メールアドレス等の変更を依頼することをもって対応完了とするのではなく、なりすましの有無を判断するために必要な調査を行うなど、適切な措置を講じること。
- 外国 PEPs に該当する旨申告した顧客に対しては、当該申告内容を確認した上でリスクに応じた厳格な顧客管理を行うなど、適切な措置を講じること。
- 法人顧客の実質的支配者の確認においては、顧客による申告だけでなく、第三者機関の情報も活用するなど、適切な措置を講じること。
- 外国籍の顧客については、在留期間の確認を行って当該証跡を保存するほか、在留期間が終了した場合には追加資料提出を求めるなど、適切な措置を講じること。
- 取引モニタリングについては、入出金モニタリングのシナリオ追加を行ったり、IP アドレス検知によって海外からの取引を把握したりするなどして、高度化を図ること。
- 口座名義と異なる者からの入金又は口座名義と異なる者への出金や異名義口座間の有価証券振替等、財産的価値の移転を伴う取引があるときは、その理由の確認や、不審な取引の有無の検証を行うなど、適切な措置を講じること。
- 高額な店頭現金取引があるときは、店頭現金取引によらざるを得ない理由や入金経路（顧客の自己資金であるか等）の確認及び記録をし、不審な取引の有無を検証すること。
- ATM を用いた現金の入出金をモニタリングし、短期間に ATM 入金又は出金が頻繁に繰り返されることにより高額な入金又は出金が行われた場合等、不自然な取引がみられたときは、当該分割入金又は出金について合理的な理由

があるかを調査した上で、必要に応じて疑わしい取引の届出を行うなど、適切な措置を講じること。

- 共謀の上、同調して相場操縦行為を行う集団への対策として、不正な取引を行う集団を端末識別子により特定するなど、適切な措置を講じること。
- 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること。
- 海外規制当局から問合せがあり、仮装売買の疑いがあると認識した取引等、不審な取引があるときは、疑わしい取引の届出を行うなど、適切な措置を講じること。
- 当局又は自主規制団体の指摘等を通じて問題点を認識したときは、適切な改善策を定め、その進捗状況を内部の会議体や内部監査等を通じて検証するなど、十分な改善が行われるようにすること。
- グループ内において、必要な情報共有や報告体制の構築等を行い、取組に対する連携の強化を図ること。

所管行政庁は、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

日本証券業協会^{*1}、日本商品先物取引協会^{*2}及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会では、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答等の資料作成や、研修セミナーを令和2年中に開催するなど、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

また、日本証券業協会では、平成31年4月に「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」を一部改訂することにより、会員の疑わしい取引の届出に対する理解を継続的に深め、届出が適切に行われるよう努めている。加えて、同協会では、金融庁が作成した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関して、研修や協会監査等の活動を通じて、会員の参考となる実務対応の具体例や留意事項を示し、マネー・ローンダリング等への適切な対応を促進している。

日本商品先物取引協会では、農林水産省及び経済産業省が作成した「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関して、会員の参考となる実務対応の具体例や留意事項を示し、それらを通じて、マネー・ローンダリング等への適切な対応を促進している。また、平成31年4月に創設した反社会的勢力への該当性に関する照会制度については、自主規制規則として制定した「反社会的勢力の排除に関する規則」

*1 日本証券業協会は、金融商品取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、自主規制規則の制定等業界の健全な発展及び投資者の保護に取り組んでいる。なお、同協会には、令和3年3月末現在で268社の第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が会員として加盟しており、同協会の規則を遵守する義務を負っている。

*2 日本商品先物取引協会は、商品先物取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図るため、商品先物取引業務に関して種々の自主規制事業を行っている。なお、同協会には、全ての商品先物取引業者が加入し、各商品先物取引業者は同協会の規則を遵守する義務を負っている。

及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」に基づき、商品デリバティブ取引の顧客について会員からの照会を受け付けており、令和2年7月には、上場商品の移管に伴い、金融商品取引法の商品関連市場デリバティブ取引に係る会員からの照会を受け付けられるよう、利用規約の一部改正を行った。

一般社団法人投資信託協会では、金融庁が作成した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿ったリスクベース・アプローチの取組について、会員向けに投資信託委託会社や投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社におけるマネー・ローンダリング等対策に関する実務上の取扱書を作成するとともに、その効率的な実施の観点等から、同協会に設置した専門委員会の開催を継続し、当該取組の推進をサポートしている。また、運用会社により効率的に販売会社のマネー・ローンダリング等対策を確認することができるよう質問票のフォーマットを統一化するなどの取組を推進している。

一般社団法人日本投資顧問業協会では、会員自身による自主的総点検等を目的として、会員のマネー・ローンダリング等対策に向けた取組に関する設問を含む調査を実施し、その結果等を会員に還元するとともに、注意喚起を行っている。

一般社団法人不動産証券化協会では、会員向けに年に2回実施しているコンプライアンス研修の中で犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等に関する注意事項等の説明を行い、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

なお、金融商品取引業者等を通じて行われる有価証券の売買の取次ぎ等については、金融商品取引業者の約款等で、原則として、顧客名義の口座にしか資金移動ができず、第三者宛に資金移動を行うことはできないと規定されている。これは、異名義入出金が適切に管理されていれば、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度を一定程度低減させる措置といえる。

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 顧客管理の厳格化の例として、外国籍の顧客の在留期間の確認及び管理、第三者機関の情報を活用した法人顧客の実質的支配者の確認、不稼働口座の凍結・取引停止等の確実な実施に努めている。
- 取引のモニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオの追加を行ったり、IP アドレス検知で海外からの取引を把握したりするなどして、高度化の取組を進めている。

- 現金取引に係るリスクに鑑み、現金取引を禁止している。
- 同一金融グループ会社間の取組として、必要な情報共有や報告体制の強化等の連携を推進している。

エ 危険度の評価

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。

また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる^{*1 *2}。

このような危険性に対して、所管行政庁並びに金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない金融商品取引業者等又は商品先物取引業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。また、金融商品取引業者等又は商品先物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第27号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者等を掲げている。不動産特定共同事業契約（各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等）を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第34号及び35号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を掲げている。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関（証券会社、銀行等が行うことができる。）についても、その取り扱い商品・サービスが犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

(4) 信託会社等*1が取り扱う信託

ア 危険度の要因

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、資産を様々な形で管理及び処分できる制度であり、受託者の専門性をいかした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

信託会社として信託業を営むには、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）に基づき、所管行政庁による免許、登録又は認可を受けることが必要とされているところ、令和 3 年 3 月末現在、当該免許、認可等を受けて信託業務を営む者の数は 86 である。

信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義並びに財産の管理権及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

金融庁によると、信託会社の取引は、顧客との関係が上記の資産等の当初の保有者（委託者）及び信託会社（受託者）のみならず、資産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となるとともに、信託の利用によって、犯罪収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿し得る点に特性があるため、信託会社においては、受託者として、委託者のみならず信託の受益者についても十分な確認・リスク評価手続等を実施する必要があるとしている。これについて、一部の信託会社においては信託の受益者のリスクに応じた措置を講じているものの、信託会社等ごとに対応が異なるため、上記特性を踏まえたリスク評価・顧客管理措置を実施する必要があるとしている。

イ 疑わしい取引の届出

平成 30 年から令和 2 年までの間の、信託に係る疑わしい取引の届出件数は 50 件*2で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（25 件、50.0%）
- 職員の知識、経験から見て不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（7 件、14.0%）

*1 犯罪収益移転防止法第 2 条第 2 項第 25 号に掲げる者（信託会社）、同項第 26 号に掲げる者（自己信託会社）及び信託兼営金融機関をいう。

*2 疑わしい取引として届出が行われた情報を分析して、信託との関係を確認できたものを計上した。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、受託者たる特定事業者は、一定の信託を除き、信託に係る契約の締結、信託行為、受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との法律関係の成立に際して、委託者のほか、信託の受益者についても、顧客に準ずる者として取引時確認等を行わなければならないこと等を定めている。

また、犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律においては、金融庁は、取引時確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができると規定されている。

さらに、金融庁が策定している監督指針は、信託会社及び信託兼営金融機関に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示している。各信託会社等は、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

加えて、信託の受託者は、一定の信託を除き、税法上、受益者名を記載した調書を税務当局へ提出する義務を負っている。これは、マネー・ローンダリング等の防止を直接の目的とするものではないが、信託の受益者を一定の範囲で行政機関が把握することを可能としている。

なお、信託財産から生じる収益や信託受益権の売買代金等に係る資金移動は預貯金口座を通じて行われるため、このような財産の移転取引は、預金取扱金融機関に対する法規制や行政機関による監督、業界・事業者の自主的な取組を通じたマネー・ローンダリング等の防止体制により、二重に危険度の低減措置が講じられているといえる。

(1) 所管行政庁の措置

金融庁は、信託会社等に対し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めている。

また、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業界や信託会社等に対するリスク評価を実施し、その結果等を基にして、信託会社等ごとにリスクに応じた指導・監督等を実施している。

さらに、金融庁は、他省庁、業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継

統的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、信託会社等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- リスクの分析を行うときは、疑わしい取引の届出の分析を含め、包括的かつ具体的に行い、その結果を特定事業者作成書面等に反映させること。
- リスクに応じた取引時確認並びに商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等を踏まえた顧客リスク評価の実施及び継続的な顧客管理体制の構築が必要であること。
- 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること。
- 営業部門、管理部門及び監査部門において、それぞれ専門性・適合性を有する職員を採用し、また、これらの者に対し研修を行うことが必要であること。

所管行政庁は、信託会社等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人信託協会は、業務連絡会やマネー・ローンダリングに関する検討部会等の開催を通じ、外部コンサルタント等による研修・各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、加盟会社に対し、特定事業者作成書面等の記載内容及び検証ポイントの説明、マネー・ローンダリング等対策に向けた体制整備等についての意見交換を実施するなど、各信託会社等によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各信託会社等においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

信託会社等によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性を勘案し、顧客等ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っている。
- 信託の委託関係により、真の権利者やその対象物が不透明になる特性を勘案し、委託者・受託者のリスクに応じた顧客管理を実施するとともに、取引関係者が反社会的勢力・経済制裁対象者であるか否かのチェックを継続的に実施している。

エ 危険度の評価

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約

を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び信託会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組について信託会社等ごとの差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない信託会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(5) 貸金業者等*1が取り扱う金銭貸付け

ア 危険度の要因

(7) 特徴

貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(以下これらを総称して単に「貸付け」という。)は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

こうした利便性に乘じて、犯罪収益を得た者が、貸金業者等から借入れ及びそれに対する返済を繰り返すなどして、当該犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

貸金業を営むためには、貸金業法に基づく都道府県知事又は内閣総理大臣(二以上の都道府県に営業所又は事務所を設置して営業しようとする場合)の登録を受ける必要があり、令和3年3月末現在、当該登録を受けている者の数は1,638であり、令和3年3月末時点の貸付残高は32兆9,625億円である。

(1) 事例

犯罪収益がその形態を変えた事例として、

- 強盗や詐欺により得た犯罪収益を貸金業者への債務の返済に充当したものが、金銭の貸付けがマネー・ローンダリングに関係した事例として、
- 偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で他人名義の銀行口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振り込ませたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は5万4,967件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金(2万1,154件、38.5%)
- 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引(1万1,595件、21.1%)

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第29号に掲げる者(貸金業者)及び同項第30号に掲げる者(短資業者)をいう。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、貸金業者等に対して、金銭の貸付けを内容とする契約の締結に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置だけでなく、貸金業法は、貸金業者に対して所管行政庁による報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定している。加えて、貸金業者向けの監督指針は、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示している。

(イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、貸金業者等に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等の管理体制の構築・維持を求めている。

また、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴収命令等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業界や貸金業者等に対するリスク評価を実施し、その結果等を基にして、貸金業者等ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

さらに、金融庁は、他省庁や業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、貸金業者等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 特定事業者作成書面の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を包括的かつ具体的に行うこと。
- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
- ITシステムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

所管行政庁は、貸金業者等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

日本貸金業協会は、その自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や反社会的勢力による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し

社内体制を整備することを定め、会員に対応を要請している。

各貸金業者等も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

貸金業者等によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 自社のデータベースにおいて、顧客から届け出られた電話番号同士の突合を行い、同じ電話番号が存在していないかなどを確認している。
- ITベンダーが提供するシステム等を活用して、顧客から届け出られた電話番号がいつ開設されたかを把握することにより、不審・不自然な取引を検知している。

エ 危険度の評価

貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、架空の人物等をかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義の口座に入金させる事例も認められ、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び貸金業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、貸金業者等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない貸金業者等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

さらに、貸金業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

ア 危険度の要因

(7) 特徴

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（1回当たりの送金額に応じた種別の登録が必要^{*1}）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和3年3月末現在、当該登録を受けた者の数は80である。令和元年度の年間送金件数は約4億8,069万件、年間取扱金額は約2兆3,484億円である。資金移動サービスは、諸外国から来日した外国人が、銀行より手数料が安価な送金手段として利用しているほか、インターネットを活用した新たな支払方法として利用が増大しているなど、今後も同サービスの需要が高まることが予想される（図表26参照）。

資金移動サービスの送金方法には、大別して次の3種類の方法がある。

- ① 依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込むなどして送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法
- ② 資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座の間又は資金移動業者のウェブサイト等で開設された顧客双方のアカウントの間で資金を移動させる方法
- ③ 資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられたカードや証書（マネーオーダー）を発行し、そのカードを保有する者や証書を持参した者に支払を行う方法

資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能なものがあり、受取人が支払等を受ける方法には、現金や証書の受取、銀行口座への入金等がある。また、送金システムも多様で、預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している資金移動業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されており、各資金移動業者が展開している多様なサービスによって、資金移動業者ごとにリスクの所在が異なる。

資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有する一方で、法制度や取引システムの異なる外国へ資金を移転させてマネー・ローンダリング等を行うことを容易にし、その追跡可能性を低下させる。

金融庁は、資金移動業者の取引額、事業規模や特性によって、資金移動業者

*1 100万円超の送金を行う場合は第一種資金移動業、100万円以下の送金を行う場合は第二種資金移動業、5万円以下の送金を行う場合は第三種資金移動業の登録が必要である。

が直面するリスクが異なることから、各資金移動業者に対し、その取引額・事業規模・特性に応じたリスクに適切に対応するための体制整備を求めている。また、金融庁は、多くの資金移動業者は、自らのリスクを包括的・具体的に特定・評価をしていないほか、形式的な取引時確認に終始し、顧客リスク評価や顧客管理を実施しておらず、また、拡大・多様化をした顧客層に見合った体制を整備していないなどの不備があるとしている。さらに、顧客の利便性向上のために新たな技術を用いて新たなサービスを提供する場合には、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、資金移動業者は、適切にリスクを把握の上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

図表 26 【資金移動業の実績推移】

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元
年間送金件数		84,071,614	126,199,274	480,687,760
年間取扱金額（百万円）		1,087,737	1,346,370	2,348,439
登録資金移動業者件数（社）		58	64	75

注：金融庁の資料による。

(イ) 事例

資金移動サービスの導入により、安価な送金手数料で容易に外国へ送金することが可能となったことから、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスをマネー・ローンダリング等の手段として悪用する者が現れるようになった。資金移動サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 報酬を得て外国送金を行うことの依頼を受けた者が、当該送金が正当な理由のあるものでないことを認識しながら、資金移動サービス業者を利用して送金を行った（マネーミュール^{*1}事犯）。
- 危険ドラッグを販売した者が、その収益を他人名義の口座に隠匿した上、資金移動サービスを利用して外国からの原料調達費を支払った。
- 詐取した自動車を売却して得た現金を、資金移動サービスを利用して海外送金した。
- 偽ブランド品の売上代金を、資金移動サービスを利用して親族名義のアカウントに送金した。
- ビルの一室を賃貸していた者が、その部屋で行われた賭博の売上金を賃料名目で資金移動サービスを利用して収受していた。
- 技能実習生として来日した不法在留者が、盗品を売却した犯罪収益を、外

*1 メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪収益を送金させるなど、第三者を犯罪収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の一つ。

国の犯罪組織の首魁に資金移動サービスを利用して送金した。

- 外国の犯罪組織が敢行した詐欺によって得た犯罪収益を、我が国の銀行口座に振り込ませた後、資金移動サービスを利用して、外国の犯罪組織に還流させた。

また、過去には、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の犯罪収益を別の口座に移した上で、資金移動サービスを悪用して、外国へ送金するマネーミュールが行われている例もみられた。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は1万1,344件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引（2,000件、17.6%）
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（1,436件、12.7%）
- 短期間のうちに頻繁に行われる他国への送金で、送金総額が多額に上る取引（1,129件、10.0%）
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合（1,082件、9.5%）

また、資金移動業者が、顧客に対して送金目的を確認したところ、「海外サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」などとの申告があったという、いわゆるマネーミュールによるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出があった。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、資金移動業者に対して、10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引等を行うに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、資金決済法は、資金移動業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができること等を規定しているほか、資金移動業者の登録拒否事由・取消事由として、「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」を規定している。

また、金融庁の事務ガイドラインは、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点を示しているところ、これは、登録申請時の「資金移動業を適正かつ確実に遂行するための体

制の整備」の要件に係る審査項目とされている。

このように、マネー・ローンダリング等防止のための指導等を所管行政庁が行う体制が整備されている。

(イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、資金移動業者に対し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めている。

また、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握した上で、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業界や資金移動業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、資金移動業者ごとにリスクに応じた指導・監督等を実施している。

さらに、送金取引等に関する調査を実施するなどして、特に送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化している。

加えて、金融庁は、他省庁、業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、資金移動業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- ビジネスモデル等が多岐にわたる資金移動業者は、個別の商品・サービスについてリスクの特定・評価を行うだけでなく、全社的なリスクの特定・評価を網羅的・具体的に行うこと。
- 銀行等が提供する口座振替サービス等、他の事業者の提供するサービスと連携するサービス全体のリスク評価を実施すること。連携先との役割分担・責任を明確化すること。リスク評価の結果を踏まえ、連携先と協力し、利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じること。
- マネー・ローンダリング等対策を所管する部署に十分な人員を配置し、必要な専門性・能力を有する要員を確保すること。
- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理体制の構築が必要であること。
- 適切な代理店審査・管理体制を整備し、定期的に、又は必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
- 銀行口座振替手続を通じた取引時確認によりアカウント開設を行う顧客についても、アカウント開設時において、なりすましでないこと等の確認に加え、反社会的勢力該当性の事前審査を行うこと。
- マネー・ローンダリング等対策の実施の前提として、「本人特定事項（氏名・住所・生年月日）」、「取引目的」、「職業」等の顧客情報の取引時確

認の正確性を確保すること。

- 国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、数時間以内、遅くとも 24 時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、既存顧客との差分照合を直ちに実施すること。

所管行政庁は、資金移動業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体である一般社団法人日本資金決済業協会では、規程の整備や研修の実施のほか、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答集の作成等により、各資金移動業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。また、令和 2 年 9 月、資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案が発生したことを受け、「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」を公表し、連携先の銀行の口座振替サービス全体のリスクを評価した上で、協力して不正防止策を講じること等を求めるなど、資金移動業者が不正防止のために講じるべき措置の考え方や具体例を示している。

各資金移動業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

なお、資金移動業者の中には、多数の国に送金することが可能であったり、一見の顧客を取り扱ったりすることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性を有する業者もあれば、専ら通信販売等での返品や契約の解除等による返金に係る送金のみを取り扱うなど、そのサービスを限定している業者もあり、その業態は多様である。また、資金移動業者の規模も、東証 1 部上場の大企業から中小零細企業まで様々であるが、取り扱う業務の性質が同じである場合には、マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性も、大きく異なるものではない。しかしながら、資金移動事業者の内部管理体制の構築は、大規模事業者においては充実しているものの、中小規模の事業者においては不十分であるといった格差が認められるため、金融庁は、取組が低調となっている資金移動業者に対し、行政指導等も含めた適切な指導・監督を行うことで、業界全体のマネー・ローンダリング等対策の底上げを図っている。

資金移動業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 顧客の属性や取引状況を勘案し、顧客ごとにリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っている。
- 前払式支払手段発行者を兼業している場合は、前払式支払手段発行者として提供しているサービスについても、リスクの特定・評価を行っている。
- 商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性によって取引金額の上限を設定し、それを上回る場合は厳格な取引時確認を行っている（例えば、「永住者」、「技能実習生」、「留学生」等の在留資格に応じて、取引金額

の上限を変更)。

- 外国人との取引に際しては、本人確認資料として在留カードの提示を受け、在留期間を確認した上で、システムによって在留期間を管理している。

エ 危険度の評価

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例や悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金(チャージ)をすることで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること、貸金の資金移動業者の口座への支払(ペイロール)や全国銀行データ通信システム(全銀システム)への参加資格を資金移動業者にも拡大することについての議論も進められていること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。

また、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例もあり、こうした事情も、資金移動サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び資金移動業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、資金移動業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、資金移動業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名(その疑いがあるものを含む。)による取引
- 取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
- 多数の者からの頻繁な送金取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

ア 危険度の要因

(7) 特徴

我が国の法令において、ビットコイン等の暗号資産については、物品を購入する場合等に、その代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器等に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されている。

暗号資産交換業を行うためには、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和3年6月末現在、当該登録を受けている者の数は31である。

暗号資産は、我が国を含めて世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連した事案の発生も認められる。令和元年7月には国内の暗号資産交換業者等から多額の暗号資産が不正に送信されたとみられる事案も発生した。

これらの事案の背景には、暗号資産交換業に参入した事業者の事業規模の急激な拡大に、サイバーセキュリティ等の各種リスクに応じた適切な内部管理体制の整備が追いついていなかったという事情があったと考えられる。

多くの暗号資産は、移転記録がブロックチェーン上で公開され、その取引を追跡することは可能である。しかし、暗号資産の設計・仕様は様々であり、海外の暗号資産交換業者で取引される暗号資産の中には、移転記録が公開されず、追跡が困難でマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高いものや、移転記録の維持・更新に脆弱性を有するものの存在も知られている^{*1}。また、取引に利用されるウォレットが、本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、取引により移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となる。また、暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。

海外においては、暗号資産と法定通貨との交換を行うことができる暗号資産ATMが設置されている国があり、暗号資産の現金化又は現金による暗号資産購入が可能となるなど、利用者の利便性がこれまでより高まりつつある。暗号資産交換業者は、今後の需要の高まりを予測して、暗号資産ATMの設置やその台数の増加を図ることが予想される。しかしながら、海外では、薬物密売人が薬物売買で得た犯罪収益を、偽造した本人確認書類を用いて暗号資産ATMでビットコインに交換する事案が発生していることから、現在、我が国では暗号資

*1 行政が、これらの暗号資産に適切に対応できるよう、これまで、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の名称については、認定業界団体である日本暗号資産取引業協会での事前審査を経て、(実態としては、金融庁と事前に協議の上で、)事後の届出とされていたが、資金決済法等改正法により、事前に届け出ることとされた。

産 ATM が設置されていないものの、海外における利用実態等について注視する必要がある。

(イ) 事例

暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 不正に取得した他人名義のアカウント情報やクレジットカード情報等を利用して、暗号資産を購入後、海外の交換サイトを経由するなどして日本円に換金し、その代金を他人名義の口座に振り込んでいた。
- 特殊詐欺の犯罪収益が振り込まれた銀行口座から現金を引き出し、ネット銀行に開設された暗号資産交換業者の口座に振り込み、暗号資産を購入し、その後、複数のアカウントに移転させていた。
- 電子計算機使用詐欺によって得た暗号資産を、匿名での開設が可能な海外の暗号資産取引所のアカウントに移転していた。
- 暗号資産の取引を業とする法人の従業員に、当該法人名義の口座に振り込まれた詐欺等の犯罪収益で暗号資産を購入させ、自己の管理する暗号資産アドレスに送信させた後、ほぼ同額の暗号資産を当該法人の暗号資産アドレスに送り返し、現金化させた。

また、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要な ID、パスワード等の提供を受けるなどした、犯罪収益移転防止法違反等の主な事例は、次のとおりである。

- ベトナム人が開設した暗号資産口座の ID、パスワードを、第三者に有償で提供した。
- 他人名義の本人確認書類を利用して、暗号資産交換業者に口座を開設した。

暗号資産が犯罪において対価を支払うために使用された主な事例は、次のとおりである。

- 違法薬物の取引や児童ポルノのダウンロードに必要な専用のポイントの支払に暗号資産が用いられた。
- ランサムウェアの身代金支払に暗号資産が使用された。

イ 疑わしい取引の届出

平成 30 年から令和 2 年までの間の、暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数は、2 万 1,115 件である。

金融庁は、ブロックチェーン上の取引の態様や匿名化技術の使用に係る事例を含む「疑わしい取引の参考事例」を作成し、平成 31 年 4 月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は暗号資産の入出金、暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換（2,340 件、

11.1%)

- 職員の知識、経験からみて、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引 (1,429 件、6.8%)
- 多数アドレスに頻繁に暗号資産の送金を行う口座に係る取引。特に暗号資産の出金を行う直前に多額の暗号資産の入金が行われる場合 (851 件、4.0%)
- 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引 (833 件、3.9%)
架空名義や借名での取引が疑われるものの内容は、次のとおりである。
- 異なる氏名・生年月日の複数の利用者が使用した、本人確認書類に添付されている写真が同一である。
- 同じ IP アドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。
- 利用者の居住国が日本にもかかわらず、ログインされたのが日本国外である。
- 同一の携帯番号が複数のアカウント・利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、暗号資産交換業者に対し、暗号資産の交換を継続的に又は反復して行うこと等を内容とする契約の締結（アカウント開設契約の締結）、10万円を超える暗号資産の交換、10万円を超える顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪収益移転防止法は、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要な ID、パスワード等の提供を受けること等を禁止している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、資金決済法は、暗号資産交換業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が暗号資産交換業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができること等を規定しているほか、暗号資産交換業者の登録拒否事由・取消し事由として、「暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」を掲げている。

さらに、金融庁の事務ガイドラインは、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点を示しており、これは、登録申請時の「暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行するための体制の整備」の要件に係る審査項目ともされている。

このように、マネー・ローンダリング等防止のための指導等を所管行政庁が行う体制が整備されている。

FATF は、平成 30 年（2018 年）10 月に新「40 の勧告」（勧告 15 等）を改正

し、各国に対して、暗号資産と法定通貨の交換業者等に対するマネー・ローンダリング等対策に係る規制や、免許制又は登録制の導入を求めるとともに、本改正に伴い、令和元（2019年）年6月には、同勧告の解釈ノート及び平成27年（2015年）6月に公表された暗号資産に関するガイダンスを改正し、暗号資産に係るリスクベース・アプローチの考え方を示している。

(イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、暗号資産交換業者に対する指導・監督の強化のため、平成29年4月に、暗号資産交換業者を監督する行政庁の職員向けに事務ガイドラインを策定した。同年8月には、暗号資産に係るマネー・ローンダリング等の脅威の高まりを受け、暗号資産交換業者に対する指導・監督の強化を図るとともに、暗号資産交換業者の内部体制の実質的な有効性を重視した審査を行うため、仮想通貨（暗号資産）モニタリングチームを発足させた。同ガイドラインに基づき、無登録で暗号資産交換業を営む法人に警告を実施し、令和3年6月末現在で10件の警告を行った。

また、金融庁は、暗号資産交換業者に対し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等の管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、報告徴求命令等によって実態を把握し、その結果等を基にして、暗号資産交換業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

さらに、金融庁は、暗号資産交換業者に対し、法令等遵守に加え、リスクベース・アプローチを的確に踏まえたリスク管理体制の整備・高度化及び実効的な業務運営を求めており、顧客リスク評価と連動させた取引時確認等のリスク低減措置の取組を求めている。例えば、顧客の利便性向上等のためのサービスを新たに提供する場合には、銀行等他業態で用いられるリスク低減措置では暗号資産交換業者によるサービスのリスクを適切に包含するものとなっていない可能性もあることから、暗号資産交換業者においては、適宜適切にその固有のリスクを把握の上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

加えて、金融庁は、他省庁、業界団体、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和2年度においては、計77回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、暗号資産交換業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 法令等の義務に関することとして、国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、数時間以内、遅くとも24時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、既存顧客との差分照合を直ちに実施すること。

- 新たな商品・サービス提供開始の都度、特定事業者作成書面等を見直すものとしているが、一部の暗号資産交換業者は、実態としては年1回の更新にとどまっている。最新の情報の反映が遅れないようにすること。
- リスクの低減策は、取引時確認といった法令上の義務の履行にとどまることのないように、また、調査書や広く用いられているひな型の内容の引用にとどまらないようにすること。特定事業者作成書面等に取りまとめる分析結果は、特に、非対面取引や暗号資産自体の高い匿名性といった高リスク要素を踏まえたリスクベース・アプローチの観点から、リスクの低減策の充分性の検討結果を記し、その結果を確実に取引時確認業務に還元させること。
- 外国人の在留期間管理をはじめとする、自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえて、継続的な顧客管理措置を行う必要があること。
- 疑わしい取引の該当性判断に際しては、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」に照らして判断することとどまらず、自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえて、当該リスクに応じた柔軟な判断を行う必要があること。
- ビジネス部門（第1線）においては、暗号資産の利便性や収益性のみを検討するのではなく、取扱暗号資産ごとにセキュリティリスクやマネー・ローンダリング等リスクを評価した上で、当該リスクに応じた内部管理体制の整備を行うこと。
- リスク管理・コンプライアンス部門（第2線）においては、口座開設及び暗号資産取引に係る各種規制、暗号資産のリスク特性を踏まえたマネー・ローンダリング等のリスク等について、第1線にアドバイスを行うために必要な専門性や能力を有する要員の確保・育成をすること。
- 内部監査部門（第3線）においては、マネー・ローンダリング等対策、システムリスク等の監査を実施するために必要な専門性・能力を有する監査要員の確保・育成をすること。

所管行政庁は、暗号資産交換業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、金融庁は、暗号資産交換業者等に対し、令和2年3月末現在で合計29件の業務改善命令等の行政処分を行っているが、令和元年以降に行った行政処分は1件に留まっており、業界全体としては適正に業務を行う体制が整ってきている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

暗号資産交換業者自身の取組として、平成30年3月に16社によって新たな業界団体となる一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（現在の日本暗号資産取引業協会）が設立され、同年10月に金融庁の認定を受けた（令和2年4月には、認定金融商品取引業協会（暗号資産デリバティブ取引の自主規制機関）として認定）。同協会は、同庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた自主規制規則及びガイドラインを制

定するとともに、その業務として、会員の法令及び自主規制規則の遵守状況に係る検査や、その結果を踏まえた指導のほか、暗号資産を利用した犯罪等に関する注意喚起を行っている。また、平成31年4月に同庁が公表した、暗号資産交換業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、会員に対し、疑わしい取引の届出状況に係る調査を実施している。

暗号資産交換業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

○ リスクの特定・評価に関するもの

- ・ 自社が提供する商品・サービスのリスク評価においては、第2線部署だけでなく、第1線部署の積極的な関与（一次的なリスク評価の起案、リスク評価会議等への参加等）を確保する体制を構築している。
- ・ 自社の特徴分析に当たって、法人・個人別の顧客数、顧客の居住国又は出身国の割合、取扱暗号資産及び法定通貨の種類といった情報・データを勘案している。
- ・ 暗号資産の交換等だけでなく、自社の取扱サービスについて網羅的にリスクを特定・評価している。
- ・ マネー・ローンダリング等に直接関係するリスクだけでなく、ハッキングのリスクといった間接的に影響を及ぼすリスクも評価している。
- ・ 悪評や流動性等に着目し、取扱暗号資産の種類ごとにリスクの特定・評価をしている。
- ・ 市場の動向を勘案し、取引チャネルの利用増減等に対し機動的に検証を実施し、顧客の属性と整合しないものについてはサービスの提供の一時停止を含め、柔軟なリスク低減措置を実施している。

○ リスクベース・アプローチに関するもの

- ・ 自社における過去の不正送金事案や疑わしい取引の届出の分析結果を踏まえて不審な取引に関連する指標を抽出し、取引時確認の際の着眼点の設定に活用するなど、自身の事業実態を踏まえた対応の高度化を図っている。
- ・ ITシステムと密接な関係にある暗号資産交換業は、ITシステムを用いた顧客管理を比較的導入しやすいという特性を生かし、事業開始時から顧客の本人特定事項等をシステム上にデータとしても記録・保存をする、システムを用いて移転先アドレスをはじめとした複数の電磁的データをモニタリングに活用するなど、データを有効に活用している。
- ・ 法定通貨の入金経路に係るリスクの特定・評価をし、コンビニエンスストアでの入金等については、そのリスクも踏まえ、入金回数や資金移動を一定期間制限するなどのリスク低減措置を講じている。
- ・ 暗号資産の移転に伴うリスクを踏まえ、暗号資産分析ツールを用いて移転先アドレスのモニタリングをし、高リスクな属性と判断した場合には、移転を制限するなどのリスク低減措置を講じている。

- ・ 特殊詐欺に利用されるリスク低減措置については、顧客の本人確認書類の写真や住所等の登録情報が他の顧客の登録情報と部分的に一致し、なりすまし等が疑われた事例の傾向について調査・分析を行い、特定事業者作成書面等に必要な変更を加えるとともに、取引時確認を強化している。
- ・ 外国における金融犯罪関連の送金に関する起訴事例・報道事例や、外国当局によるリスク分析・腐敗認識指数（CPI）に着目し、高リスクと判断した国との取引及び当該国の国籍の顧客に対するモニタリングを強化している。
- ・ 帰国時における口座売却等のリスク低減措置については、外国人の留学生や就労者等の顧客の在留期間を確認した上で、システム等によって在留期間を管理している。

このほか、FATF のリスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンスや、国際決済銀行の「暗号資産の AML 監督」(Supervising cryptoassets for anti-money laundering) 等において、我が国の暗号資産交換業者や金融庁の取組が好事例として紹介されている。

エ 危険度の評価

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が各国において異なることから、犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を暗号資産交換業者を介して換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、このような事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

さらに、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を用いる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び業界団体等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を含む体制の整備を進めたことにより、継続的顧客管理による充実した情報の取得や活用のほか、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオの変更や検知を行う事業者が増加するなど、顕著な結果もみられた。その後も、その水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない新規参入事業

者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する措置を継続的に行っている。

しかしながら、暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることができなくなり、危険度は依然として高い状態となる。

【暗号資産に関する FATF レポート】

FATF は、令和 2 年（2020 年）9 月に公表したレポート「Virtual Assets Red Flag Indicators of Money Laundering and Terrorist Financing」において、民間事業者が疑わしい取引であるかを検証するための着眼点や事例等を挙げている。主な着眼点等はおりのとおりである。

- ① マネー・ローンダリング等対策の規制が存在しない又は脆弱な国に拠点を置く暗号資産交換業者の悪用
- ② 海外暗号資産交換業者への迅速な暗号資産の移転
- ③ 複数の取引所の悪用
- ④ 匿名化手法の利用（インターネットのドメインネームの改竄、タンブラー、ミキサー*1、匿名通貨（プライバシーコイン）、分散型取引所の利用等）
- ⑤ 被害者をマネーミュール（「運び屋」）として扱うケース（例：犯罪収益を当該被害者の銀行口座宛てに振り込み、その後同口座の資金で暗号資産を購入するように被害者に指示）
- ⑥ 偽造した本人確認書類を用いて暗号資産交換業者に口座を開設するケース

また、令和 3 年（2021 年）7 月に公表したレポート「Second 12-Month Review of Revised FATF Standards-Virtual Assets and VASPs」では、暗号資産のピアツーピア（P2P）取引*2に関して、初の定量的な市場データを示した。このデータは、暗号資産取引の非常に大きな部分が P2P ベースで行われることを示した。違法取引の比率についても、少なくとも直接取引に関しては、暗号資産交換業者経由取引より、P2P 取引の方が高い傾向にあったが、データにばらつきがあったことから、P2P セクターの市場規模やそれに関連する ML/TF リスクの規模を明示するには至っていない。令和 3 年（2021 年）10 月に FATF が改訂版を公表した暗号資産分野のガイダンスにおいては、暗号資産交換業者がこうした P2P 取引と接点を持つ際のリスク特定・評価・低減策の導入についても言及し、国や事業者に注意喚起している。

*1 取引を複数の他者による取引と混合して一つに集約した後、各々の移転先に再配分することにより、取引が記録されるブロックチェーン上で、移転元とのつながりを不明瞭にする技術。匿名化サービスは「ミキサー」と、匿名化の仲介者は「タンブラー」と、それぞれ呼ばれる。

https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ResearchPaper_MRI_ja.pdf（3.2.1.1.2 ミキシング）参照

*2 暗号資産交換業者その他のマネー・ローンダリング等対策に係る義務を負う特定事業者を関与させない暗号資産の個人間取引をいう。

(8) 両替業者が取り扱う外貨両替

ア 危険度の要因

(7) 特徴

外貨両替は、主に、邦人が海外への旅行や出張等の際に必要な外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。

現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、外貨両替を専業として行っている者のほか、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる（図表 27 参照）。

近年、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関数は減少傾向であり、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関においても外貨両替取扱店舗数や取扱通貨の減少等、外貨両替事業を縮小する傾向が認められる。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪日外国人や海外渡航者の減少等により、最近では、外貨両替の取引件数や金額が減少している。

犯罪収益を物理的に外国に持ち出せば、国内でその存在が露見して処罰、没収等の処分を受けることとなる可能性を低減させることができるが、更にこれを当該外国の通貨に両替して国境を越えて移動させれば、それを当該外国で使用することが可能となる。外貨両替は、物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりすることができることに加え、外貨宅配や外貨自動両替機を利用すれば、非対面での両替が可能となる。

我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるが、FATF の第 3 次対日相互審査においては、この点が不備事項として指摘された。FATF の新「40 の勧告」（勧告 26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

図表 27 【外貨両替業者の取引状況】

報告者	年	平成30				令和元				令和2			
		報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの取引額	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの取引額	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの取引額
預金取扱金融機関	メガ銀行（注2）	4	224,970	25,462	116,737	4	181,410	26,326	145,738	4	37,298	8,962	240,268
	地方銀行	92	185,578	11,969	64,613	88	183,687	10,554	57,653	81	39,687	3,706	93,392
	信用金庫	120	4,222	398	95,023	110	3,716	326	88,446	85	718	74	102,808
	外国銀行	26	660	2,612	3,051,127	24	375	124	328,477	20	181	59	325,817
	その他（注3）	9	79,290	4,394	56,074	9	101,683	5,008	49,344	7	22,848	1,406	61,541
預金取扱金融機関以外	資金移動業 クレジットカード業	14	202,066	12,707	62,622	15	230,404	14,952	65,065	6	39,767	3,148	79,168
	旅館業	42	3,538	393	91,286	34	2,813	161	58,883	23	559	39	69,192
	旅行業	28	60,734	2,745	46,016	26	54,899	2,421	45,937	16	7,404	381	51,436
	古物商	46	54,809	4,005	73,368	48	49,297	3,701	75,139	40	16,309	1,773	108,716
	空港関連業	5	153,773	5,099	33,161	6	154,056	5,377	35,283	3	26,592	998	37,511
	大規模小売業	3	344	9	24,928	2	230	6	25,949	2	54	2	40,373
	その他	126	90,680	15,586	168,613	64	109,611	34,756	355,879	60	45,136	20,607	456,563
合計	515	1,060,664	85,379	80,496	430	1,072,181	103,712	96,730	346	236,553	41,155	173,977	

注1：外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第18条第1項の規定により、当該年の1月から12月までに財務大臣に報告のあった月の平均値を算出したもの。

注2：本表におけるメガ銀行とは、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びりそな銀行を指す。

注3：信用中央金庫、信用組合、ゆうちょ銀行及びその他の銀行

(イ) 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 海外で犯した強盗殺人により得た多額の外国通貨を第三者を利用して日本円に両替した。
- 複数の来日外国人が、国内の窃盗事件により得た日本円を、偽名を用いた上で、取引時確認を逃れるため、複数回の取引に分けて外国通貨に両替した。
- 国内の窃盗事件により得た外国通貨を、日本円に両替した。
- 薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た収益等を外貨に両替した（外国における事例）。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数は1,613件である。

財務省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さ等に着目した参考事例を追加するなどして、外貨両替業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和元年10月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 多額の現金又は旅行小切手による両替取引（463件、28.7%）
- 短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合（181件、11.2%）

- 偽造通貨等、盗難通貨等又はこれらと疑われる通貨等を収受した場合（73件、4.5%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

我が国の外貨両替業者の多くは、それぞれの通常行う業務に関して業法が適用され、免許等を受けたり、所管行政庁の監督を受けたりしている。外為法は、1か月当たりの取引合計額が100万円相当額を超えた外貨両替業者に対し、財務大臣への報告する義務を課している。

犯罪収益移転防止法は、外貨両替業者に対し、1件当たり200万円相当額を超える取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、外為法は、必要に応じて所管行政庁が外貨両替業者に対して立入検査、是正命令等を行うことができることを規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

財務省は、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点を示した外国為替検査マニュアルを発展させ、平成30年9月、リスクベース・アプローチを明示的に取り入れた外国為替検査ガイドラインを新たに策定した。また、外貨両替業者の法令遵守を徹底するため、外貨両替業者向けに報告制度の概要、報告方法等を記載したパンフレットを作成し、財務省のウェブサイトに掲載している。さらに、財務省は、外貨両替業者に対する立入検査結果及び法令の遵守状況やリスク管理状況等についての書面による調査結果等を踏まえて、両替取引規模、内部管理体制、非対面取引の有無等の観点から、外貨両替業者ごとのリスク評価を実施し、その結果を基にして、リスクに応じた指導・監督等を実施している。

その結果、特定事業者作成書面等を作成していない、又は標準的なひな型をそのまま引用するなど、自社の取引リスクを分析していない外貨両替業者が多いことが判明した。財務省は、このような事業者に対し、立入検査において、自社の取引リスクの特定・評価を行うよう指導している。一定程度自社のリスク評価を実施している外貨両替業者に対しては、取引形態に着目したリスク評価が適切に行われているか、同評価を踏まえて外国為替検査ガイドラインに則った実質的なリスク低減策が執られているか等の観点から、リスクベース・アプローチの履行状況を検証し、不十分な点が認められた場合には適切な対応を行うよう指導している。令和3年7月には、外国為替検査ガイドラインを改正し、外貨両替業者に対し、①自らのサービス等の特性を踏まえた特定事業者作成書面等を作成すること、②顧客のリスクに応じた頻度で顧客の情報を継続的に精査すること、③顧客の情報に含まれる実質的支配者の確認は信頼に足る証跡を求めて行うこと、④顧客が経済制裁対象者かどうかを確認すること等を求めている。

加えて、財務省は、外貨両替業者を対象に、犯罪収益移転防止法の義務等に関する説明会を実施しており、令和2年中、日本チケット商協同組合が開催した説明会に職員を派遣し、両替業務における犯罪収益移転防止法上の義務等について説明を行った。また、取引時確認及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を求める要請文を警察庁との連名で送付している。さらに、立入検査において犯罪収益移転防止法及び外為法上の義務の履行に不備があると認めた場合には、検査の都度、その旨を指摘し、改善を求めることとしている。

これまでのところ、財務省が外貨両替業者に対して是正命令を行った例はないが、不適切な方法による取引時確認や疑わしい取引の届出の体制に不十分な点がみられた場合には、その程度に応じ、行政指導として文書又は口頭により改善を求めている。

これらの措置により、財務省は、外貨両替取引の実態把握及びマネー・ローンダリング等への悪用防止を図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、外貨両替業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 経営陣がマネー・ローンダリング等対策について主体的な役割を果たす必要があること。
- 取引時確認等の義務履行に関する事務規程を整備して、取引時確認等を適切に実施する体制を整備する必要があること。
- 取引時確認等の履行に責任を有する管理者（取引時確認等責任者）を定める必要があること。
- 小規模の外貨両替業者においても、責任者は、犯罪収益移転防止法が規定する義務を正確に理解すること。事務規程及び特定事業者作成書面等を整備して、マネー・ローンダリング等対策に係る内部管理体制全般に脆弱性がみられないように体制整備を行う必要があること。
- 窓口業務に従事する職員に対し研修を実施すること。
- 内部監査や自店検査において、取引時確認等の履行状況を監査対象とする必要があること。
- 特定事業者作成書面等の作成に当たり、標準的なひな型をそのまま引用せず、自己の取引に係る特性を加味したリスク評価等を行う必要があること。
- リスク評価が断片的・抽象的で、検証点も曖昧なものにとどまることのないよう、リスク低減措置の実効性を確保する必要があること。
- 200万円相当額を超える両替取引を行う場合、本人特定事項、取引目的等について取引時確認を行い、顧客が法人である場合には、法人の事業内容と実質的支配者の本人特定事項についても確認すること。
- 代理人の本人確認だけでなく、真の顧客の本人確認を行うこと。
- 多額の現金による両替取引の場合、取引時確認のほか、現金の原資を確認し、取引目的等の真実性を確認すること。
- オンラインで非対面により本人特定事項の確認を行った場合には、顧客

等から提供を受けた画像情報や IC チップの情報等を適切に記録すること。

- 「なりすまし取引」、「偽り取引」、「イラン・北朝鮮居住顧客等との取引」及び「外国 PEPs との取引」は、厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引であることから、適切に取引時確認を行うこと。
- 疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、これらと類似した取引について、届出の要否を判断すること。
- 過去に疑わしい取引の届出を提出した顧客との取引において、厳格な顧客管理を行うこと。
- 疑わしい取引ではないと判断した理由を適切に記録すること。

所管行政庁は、不備事項のあった全ての外貨両替業者に対し、改善対応策等の提出を求めるとともに、次回の立入検査や、必要に応じて実施するフォローアップ検査を通じて、改善状況等を検証している。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

外貨両替を扱っている事業者を多数抱える日本チケット商協同組合等の一部の業界団体は、特定事業者作成書面等や内部規程の整備に向けたマニュアル（ひな型）の作成・配布を行うなどしてマネー・ローンダリング等対策に関する自主的な取組を行っている。また、当局と連携して定期的に組合員向けの説明会を開催するなどして、外貨両替を行う各事業者における内部管理体制の確立・強化を支援している。一方、取扱量が少ない外貨両替業者は、このような取組が低調となる傾向がみられる。

外貨両替業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 一定金額以上の取引を高リスク取引に分類し、社内規程において、そのような取引が生じた場合には、本部への報告、必要な調査等の措置を行うことを定めている。
- 取引時確認の対象となる敷居値以下の金額の取引であっても、顧客の属性に応じて本人確認書類の提示を求めるなど、リスク低減措置を行っている。
- 取引時確認の対象となる敷居値以下の金額の取引であっても、本人確認書類の提出を求め、経済制裁対象者や外国 PEPs との照合を行っている。
- 取引時確認を免れるために、意図的に複数回に分割して取引が行われる危険性を考慮し、社内で独自に設定した敷居値に基づいて取引時確認を行い、それらをデータベース化して、取引の総額において多額の取引を行っている顧客がいないかのモニタリングをしている。
- 外貨自動両替機において、1 回当たりの取引限度額を一定金額に設定しているほか、内蔵カメラ（取引の都度撮影）を搭載することにより、連続して行われる取引のモニタリングをしている。
- 過去に公的機関等から照会を受けた取引を分析し、それに類似した形態の取引や顧客属性を「取引モニタリングシート」に反映し、該当した場合には、営業店から本部に報告の上、疑わしい取引の届出の要否を検討している。

- 高額の取引の場合、対面で取引時確認を行い、買取日、買入先（顧客名）及び紙幣番号を記録し、後日、偽造紙幣が判明した場合には対象者を特定することが可能となるようにしている。

エ 危険度の評価

外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、海外で得た犯罪収益である外貨を、情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び外貨両替業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、外貨両替業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない外貨両替業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 短期間のうちに高頻度で行われる取引
 - 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
 - 偽造通貨、盗難通貨又はこれらと疑われる通貨等に係る取引
 - 顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

ア 危険度の要因

(7) 特徴

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に賃貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要な費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。

なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年は認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、ファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数は615件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（252件、41.0%）
- 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「空リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（128件、20.8%）
- 同一の設備等によって複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「多重リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（61件、9.9%）

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、ファイナンスリース事業者に対し、契約の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。犯罪収益移転防止法は、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

経済産業省は、ファイナンスリース事業者における内部管理体制等の構築を図るために、下記の業界団体による取組の支援等を行っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

公益社団法人リース事業協会及び一般社団法人日本自動車リース協会連合会は、犯罪収益移転防止法の概要や取引時確認の事項等を周知するチラシ・パンフレットの作成・配布や研修の実施により、各ファイナンスリース事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

公益社団法人リース事業協会は、毎年、会員に対し書面による調査を実施し、その結果等を基に、マネー・ローンダリング等のリスク評価を実施するとともに、会員の親会社等について調査し、反社会的勢力等が会員の経営に関与していないことを確認している。また、同協会は、犯罪収益移転防止法上の義務履行及び同協会による支援に関するガイドラインを策定した。さらに、令和2年度から、会員のガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査を実施し、研修内容を強化している。

なお、同ガイドラインは、会員のファイナンスリース事業を営む子会社（海外法人を含む。）を含めて適用されることを明確にするため、令和3年7月、改正された。

各ファイナンスリース事業者も、マネー・ローンダリング等のリスクが高い取引のリスク遮断措置を講じているほか、マネー・ローンダリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等を制定したり、役職員に対する研修の実施、マネー・ローンダリング等のリスクに対応するための専門部署を設置したりするなどしている。

また、借借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件及び事故が多いリース物件については、実質的な取引の有無の確認を強化するなどの取組を行っている。

エ 危険度の評価

近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、借借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及びファイナンスリース事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、ファイナンスリース事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないファイナンスリース事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、このような状況等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属

性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引
- 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

ア 危険度の要因

(ア) 特徴

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金を支払う方法として広く利用されている。

割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から2月を超えて受領し、又はリボルビング方式^{*1}により受領する包括信用購入あっせんを業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要があり、令和3年3月末現在、当該登録を受けている数は252である。

クレジットカードは、犯罪収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に変えることができることから、犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

また、クレジットカード会員が、自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、クレジットカードは、国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能となる。

(イ) 事例

クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 暴力団関係者が、知人がだまし取ったクレジットカードを無償で譲り受け、キャッシングして生活費や遊興費とした。
- だまし取ったクレジットカードを使用して高額商品を購入し、偽造の本人確認書類を使って古物商に売却した。
- ヤミ金融を営む店舗経営者が、借受人から貸付金の返済を受ける代わりに、借受人と架空の売買契約を結び、クレジットカード発行会社に虚偽の売買情報を送信して、代金の支払を受けた。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数は6万8,943件である。

経済産業省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、クレジットカード事業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

^{*1} クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期ごとに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの（割賦販売法第2条第3項）。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約(1万8,129件、26.3%)
- 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合(1万6,533件、24.0%)
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引(9,419件、13.7%)

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、クレジットカード事業者に対し、契約の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、割賦販売法は、同法の施行に必要な限度において、包括信用購入あっせん業者に対し行政庁による報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定している。また、包括信用購入あっせん業者の登録の要件として「包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制」を規定しており、その審査基準には、犯罪収益移転防止法に規定する措置等の実施体制の整備が含まれている。さらに、包括信用購入あっせん業者向けの監督指針においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置及び「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された措置に関する留意点も示されている。

(1) 所管行政庁の措置

経済産業省は、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにし、クレジットカード事業者における有効な対策を促す観点から、令和元年8月に「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、同ガイドラインに基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めている。また、法令の遵守状況やリスク管理状況等の実態を立入検査等によって把握し、クレジットカード事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、クレジットカード事業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 確認記録の記録事項に規定されている、取引時確認を行った者の氏名、確認記録の作成者の氏名等について記載すること。
- 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対

応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

所管行政庁は、クレジットカード事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本クレジット協会は、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請している。また、経済産業省が策定した「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた会員向けの研修を実施し、会員にマネー・ローンダリング等対策についての理解を浸透させることにより、各クレジットカード事業者による対策を支援している。

クレジットカード事業者は、割賦販売法に基づき経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関にクレジットカード会員の情報を照会することにより、クレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等を判断するに当たっての参考にできるようになっている。また、クレジットカード事業者は、厳格な入会・更新審査等による利用可能額の上限設定、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（パスワードの設定等）の導入、対面取引における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、取締当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を行っている。

クレジットカード事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- クレジットカードの利用可能枠の増枠を、申込みから1年が経過するまでは、原則として認めないことにより、マネー・ローンダリング等を企図する者の契約に関するリスクを低減させている。
- 商品券等の換金性の高い商品の購入を短期間に行う取引を高リスク取引と特定し、それらをモニタリングシステムで検知した場合は、クレジットカード機能を停止し、名義人に電話で利用内容や使用者の確認等を行っている。

エ 危険度の評価

クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及びクレジットカード事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、クレジットカード事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないクレジットカード事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいて

は、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、クレジットカードが悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

ア 危険度の要因

(7) 特徴

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を、宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業を営むためには、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく都道府県知事又は国土交通大臣（2 以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の免許を受ける必要があり、当該免許を受けている者の数は、令和 3 年 3 月末現在、12 万 7,215 業者である。令和元年度の年間売上高は約 45 兆円で、国土交通大臣が指定する指定流通機構である不動産流通機構に登録・通知をされた令和 2 年度の年間の売買取引件数は約 19 万件である。各宅地建物取引業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方で、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者がその多数を占めている。

(1) 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 売春により得た収益を原資として、親族名義で土地を購入した。
- 薬物の密売人等が、薬物の密売により得た収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した（外国における事例）。

イ 疑わしい取引の届出

平成 30 年から令和 2 年までの間の、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は 21 件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 多額の現金により、宅地又は建物を購入する場合（9 件、42.9%）
- 自社従業員知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（4 件、19.0%）

なお、業界の規模に比して、疑わしい取引の届出件数は少ないといえるが、次のような着眼点から届出がなされたものもあり、業界全体においても参考になると思料される。

- 年齢や職業等に見合わない多額の現金による支払が行われた取引についての届出
- 顧客が決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示すなど資金の出所に関する

疑わしさが勘案された届出

- 取引に当たって公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客と判明したことによる届出
- 法人の実質的支配者を調査した結果、暴力団員等に該当したことによる届出

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、宅地建物取引業者に対して、宅地若しくは建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、宅地建物取引業法は、必要に応じ行政庁が宅地建物取引業者に対して報告徴収、立入検査、指導等を行うことができる旨を規定している。

また、同法は、宅地建物取引業者の事務所ごとに、宅地建物取引業に関し取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の事項を記載した帳簿を5年間備え付けること等を定めており、これらにより、業務の適正な運営等が確保されている。

(1) 所管行政庁の措置

国土交通省は、宅地建物取引業者による法規制の遵守状況やリスク管理状況等を把握するための書面や聞き取りによる調査を随時実施しており、それらの情報を基にして、宅地建物取引業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

また、不動産売買取引の関係6団体による業界団体横断的な連絡協議会を設立しており、関係行政機関と不動産業界との連携強化を図るとともに、不動産取引における暴力団等反社会的勢力の排除の推進を図ることを目的とした不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会を通じて、毎年情報交換等を行っている。

さらに、各地方整備局等及び各都道府県においては、宅地建物取引業者に対し毎年「宅地建物取引業者立入調査」を実施し、犯罪収益移転防止法に基づいて作成される確認記録・取引記録の作成状況を確認しているほか、宅地建物取引業法に基づき交付する「宅地建物取引士証」の更新に際し、法律上、受講を義務付けている講習においても反社会的勢力の排除、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング等対策を講習項目としている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、宅地建物取引業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- 確認記録の記録事項に規定されている、取引時確認を行った者の氏名、確認記録の作成者の氏名等について記載すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、宅地建物取引業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

不動産における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会は、各宅地建物取引業者における犯罪収益の移転防止・反社会的勢力による被害の防止に関する体制の構築に係る申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を継続して行っている。また、FATF のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、連絡協議会構成員間での情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATF による対日審査への対応を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する継続的な取組を進めている。

宅地建物取引業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 過去、何らかの理由によって取引が中止され、又は成立しなかった顧客との取引について情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後、取引が生じた場合は、顧客管理を強化し、又は取引を謝絶するなどの措置を講じている。
- 反社会的勢力との取引を見逃さないために、反社会的勢力の言動等に関する特徴点について、宅地建物取引業者独自のチェックリストを作成し、顧客管理において活用している。

エ 危険度の評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当された事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。例えば、顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合は、顧客の属性に加えて、購入資金の出所等についても確認を行うなどのリスクに応じた対応が必要である。

このような危険性に対して、所管行政庁及び宅地建物取引業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宅地建物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宅地建物取引業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、宅地建物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

ア 危険度の要因

(7) 特徴

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができる。また、取引されたものの流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。

重量が1キログラムを超える貴金属^{*1}を携帯して輸出入する場合は、外為法及び関税法において、税関への事前申告等が義務付けられている。

我が国では、財産的価値の高い貴金属を密輸し、外国との税制度の違いを利用して不法に利益を得る手口がある。具体的には、非課税の国・地域で金塊を購入し、それを我が国に密輸入することにより消費税の納付を免れ、その後国内の貴金属店等で消費税込みの価格で売却することで消費税分の利益を得ることができる。

令和元事務年度^{*2}における金地金密輸事件の処分（通告処分又は告発）件数は199件（前事務年度比51%減）、脱税額は約3億6,000万円（同63%減）であり、関税等の脱税事件で処分した事件のうち金地金の密輸事件件数が約7割を占めた（図表29、30参照）。

なお、平成29年に財務省が「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、取締りの強化を実施し、平成30年には金密輸に対する罰則を大幅に引き上げ、それ以降、同密輸事件は減少傾向にある。密輸の手口は、密輸する金を加工、変形させて体腔内や着衣内等に隠匿したりするなど、巧妙化や小口化がみられる。密輸の経路は、航空機旅客、航空貨物、国際郵便等を利用するなど多様化がみられる。密輸の仕出地は香港、韓国、中国及び台湾が多い。また、密輸によって得た犯罪収益を基に国外金塊を購入し、これを再び我が国へ密輸して、国内買取店で売却するという、犯罪収益を得ることを繰り返す循環型スキームが認められる。この背景には、韓国人密売グループや暴力団関係者等の国内外の犯罪組織が関与している実態がある。

金地金は価格の変動を伴うことに加え、その取引は現金取引が主流であることから、取引の匿名性を高める要因の一つになっている。

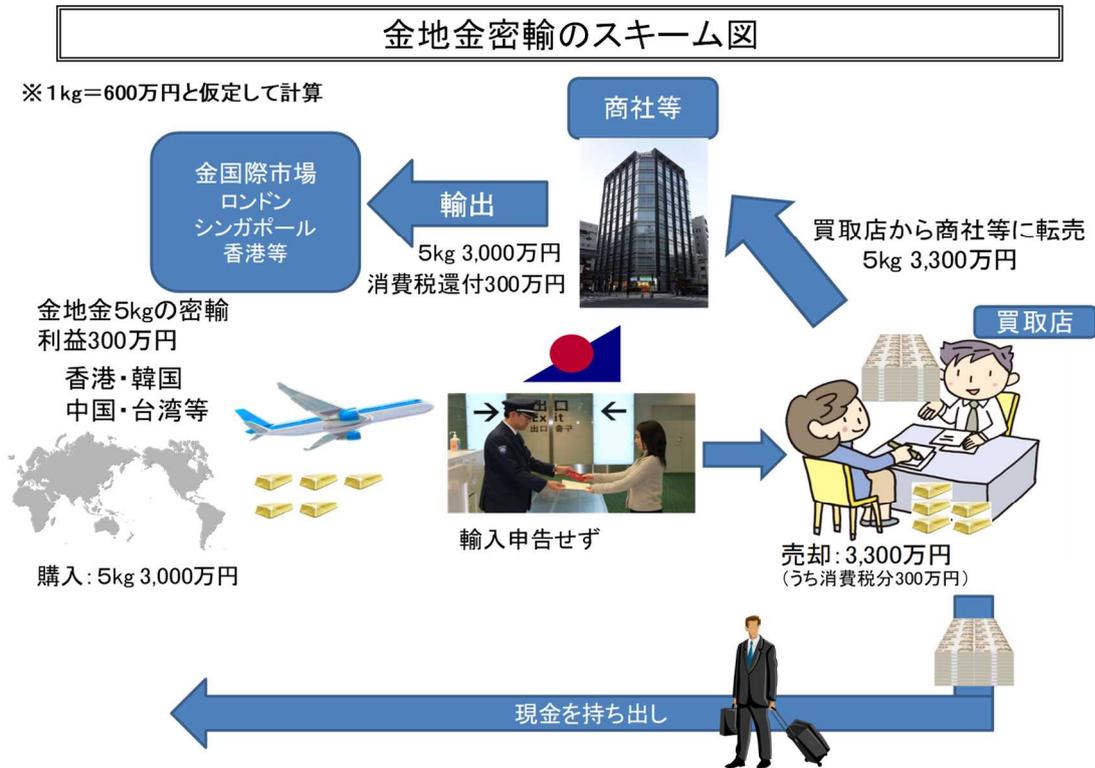
経済産業省は、宝石取扱事業者が宝石の取引を行う場合、クレジットカードや銀行振込による支払が多く現金取引が少ないことから、資金の追跡可能性の観点からマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは相対的に低いと評価している一方で、高額商品の取扱いが多い百貨店や大手宝石商に関しては一定のリスクがあり、また、会社規模に不相応な規模の取引や非居住者との取引が多い貴金属等取扱業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリス

*1 外為法第6条第1項第10号に規定する貴金属をいう。

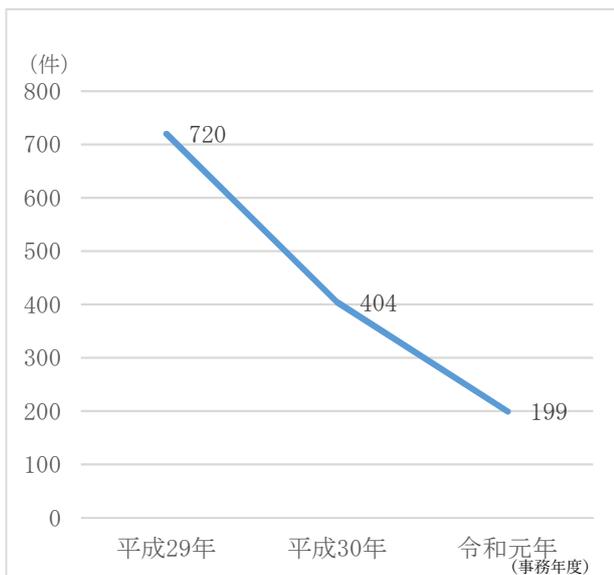
*2 令和元年7月から翌年6月までをいう。

クが高いと評価している。

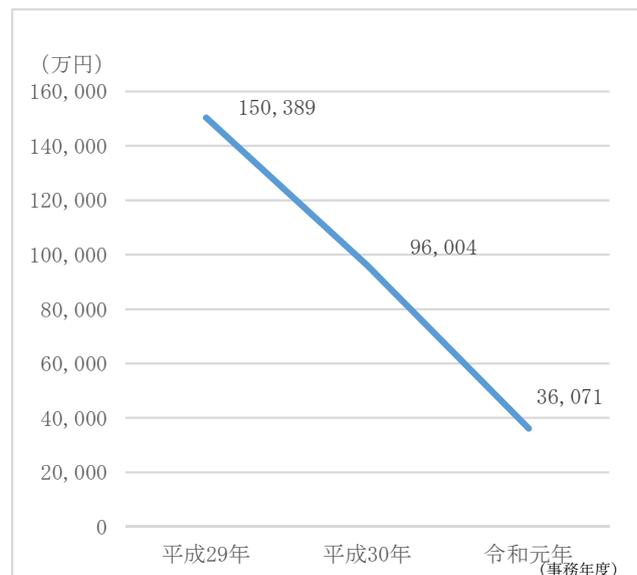
図表 28 【金地金密輸のスキーム図】



図表 29 【金地金密輸事件の処分件数の推移】



図表 30 【金地金密輸事件の脱税額の推移】



(イ) 事例

宝石及び貴金属が、マネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 窃盗により得た金塊を金買取業者に売却する際に、知人によって法人名義で売却させた。
- 窃盗により得た現金により、宝石店において他人名義で貴金属を購入した。
- 窃盗により得た貴金属をリサイクルショップに売却する際に、他人になりすまして売却した。

これらの取引は、売買契約の締結時に他人になりすましたり、偽造された本人確認書類を提示して本人特定事項を偽ったりするなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。また、外国でも、

- 薬物犯罪により得た犯罪収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例等があり、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は1,232件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合（819件、66.5%）
- 多額の現金により購入する場合（115件、9.3%）
- 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合（72件、5.8%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、現金で200万円を超える貴金属等の売買契約の締結に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、宝石・貴金属等を取り扱う古物商及び質屋について、古物営業法は、必要に応じ、警察職員が古物商に対して立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が古物商の営業の停止を命ずることができる旨を規定し、また、質屋営業法は、必要に応じ、警察官が質屋に対して立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が質屋の営業の停止を命ずることができる旨を規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

財務省は、平成29年11月、金地金の密輸に対して、検査の強化、処罰の強化等についての総合的な対策として、「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、関係省庁との協力体制の下、関係法令の改正を含む各種対策を推進している。その中では、国内流通におけるコンプライアンスの確保として、金地金の流通に携わ

る特定事業者の犯罪収益移転防止法に基づく義務履行の徹底等が示されている。

経済産業省は、宝石・貴金属等取扱事業者による法規制の遵守状況やリスク管理状況等の実態把握のため書面や聞き取りによる調査を実施しており、それらの情報を基にして、宝石・貴金属等取扱事業者ごとのリスクに応じた指導・監督を進めている。具体的には、金地金等取引事業者数社が、同一の顧客から短期間に金地金を高額の現金で繰り返し買い取っていたにもかかわらず、所管行政庁である経済産業大臣に疑わしい取引を届け出ることを怠っていたことが判明したことから、これらの金地金等取引事業者に対し、平成30年4月、平成31年4月及び令和2年7月に、行政指導を行った。その要旨は次のとおりである。

- 疑わしい取引の届出を速やかに行うこと。
- 取引確認等の義務を的確に履行するための措置を講ずること。

リスク管理等に対する理解不足が認められる金地金等取引事業者に対しては、指導文書を発出するなどの行政指導や、業界向けの説明会を開催するなどの取組を行うとともに、経済産業省のウェブサイト犯罪収益移転防止法に関する質問を受け付けるアドレスを記載し、事業者からの質問を受け付けるなどして、義務履行の徹底を図っている。

また、経済産業省は、令和元年11月、一般社団法人日本金地金流通協会が開催した同協会会員企業対象の研修会で、財務省と共に犯罪収益移転防止法に基づく遵守事項等の説明を行ったほか、令和2年2月には、一般社団法人日本ジュエリー協会と共催した宝石取扱事業者対象の説明会で、警察庁と共に犯罪収益移転防止法に基づく遵守事項等の説明を行った。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会等を開催することができなかったが、犯罪収益移転防止法に基づく遵守事項等をまとめた資料の周知等を通じて、犯罪収益移転防止法の理解度の向上等を図った。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、宝石・貴金属等取扱事業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 疑わしい取引があった場合は、所管行政庁に届け出る義務があること。
- 取引時確認等を的確に行うため、社員に対する教育訓練の強化及び規程の整備・見直しを行うこと。

所管行政庁は、宝石・貴金属等取扱事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本金地金流通協会は、密輸された金地金の買取りを防ぐために、海外から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者に求めるなどの対策を行っている。また、一般消費者に金地金取引時の本人確認書類の提示を周知する経済産業省の後援名義を得たポスター等の会員への配布、ウェブサイトでの広報、経済産業省職

員、財務省職員等を講師とした会員実務者向け研修会の開催等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

一般社団法人日本ジュエリー協会では、犯罪収益移転防止法の概要、事業者に求められる義務の内容等を記載したリーフレットの作成・配布、マネー・ローンダリング等対策に関する説明会の開催、専用ウェブサイトの更新等により、事業者等のマネー・ローンダリング対策について事業者への周知徹底を図っている。

古物営業関係業界団体は、マネー・ローンダリング等を防止するための取組を推進するため、犯罪収益移転防止法及び古物営業法上の義務の履行の在り方を取りまとめたマニュアルの作成や研修会の開催により、マネー・ローンダリング等対策について古物商に対する周知徹底を図っている。

一般社団法人日本金地金流通協会及び東京質屋協同組合は、会員向け冊子やウェブサイト等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

宝石・貴金属等取扱事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施のほか、国際的な業界認証を取得するため定期的に外部監査を受けることによって、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 危険度の評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び宝石・貴金属等取扱事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宝石・貴金属等取扱事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宝石・貴金属等取扱事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、宝石・貴金属等取扱事業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合

- 顧客の1回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引
- 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

ア 危険度の要因

(7) 特徴

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

郵便物受取サービスを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。

特殊詐欺事件等の捜査過程で、取引時確認義務等に違反している疑いが認められたことにより、平成30年から令和2年までに、国家公安委員会は郵便物受取サービス業者に対して1件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。この報告徴収によって判明した主な違反の内容は、次のとおりである。

- 顧客の住居の確認を行っていないこと。
- 顧客の取引目的の確認を行っていないこと。
- 顧客の職業又は事業の内容の確認を行っていないこと。
- 対面取引において、顧客から本人確認書類の原本の提示を受けていないこと。
- 顧客が自己の氏名と異なる名義を取引に用いる理由を記録していないこと。

また、経済産業省は、特に、非対面での契約申込を受け付けたり、その住所を利用者の法人登記に用いたりすることが可能な郵便物受取サービス業者が、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(4) 事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 特殊詐欺の被害金を、郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して收受した。
- ヤミ金融の返済金やわいせつDVDの販売代金を、他人名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させた。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間の、郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数は12件である。

経済産業省は、郵便物受取サービスが悪用された実態等を踏まえた参考事例を追加するなどして、郵便物受取サービス向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる取引に係る取引（4件、33.3%）

また、年齢等の基本的事項について申込人に電話で確認したところ答えられないなど、なりすましの疑いがあるとしてなされた届出や、契約者本人になりすまして荷物を引き取りに来た事例についての届出等がある。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、郵便物受取サービス業者に対し、役務提供契約の締結に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。犯罪収益移転防止法は、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

経済産業省は、郵便物受取サービス業者による法令遵守の徹底のため、郵便物受取サービス業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や犯罪収益移転防止法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行うとともに、郵便物受取サービス業者に向けて、取引時の確認事項等を周知するための文書を送付しているほか、経済産業省のウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法の解説を掲載している。

また、経済産業省は、これまでに、郵便物受取サービス業の実態と課題及び犯罪に悪用されるリスクを整理するとともに、犯罪に悪用されないための取組事例を紹介した郵便物受取サービス業者向けのガイダンスの策定・公表をするなど、経済産業省のウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法の最新情報や対策強化に有用な情報の提供を行っている。

経済産業省は、取引時確認義務等の違反が認められた事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査の実施、是正命令の発出及び行政指導を行い、犯罪収益移転防止法に基づく義務履行の徹底を図っており、平成30年から令和2年までの間に、郵便物受取サービス業者に対し、是正命令1件を発した。その要旨は、次のとおりである。

- 犯罪収益移転防止法に関する社内教育の充実や犯罪収益移転防止法に係る事務を円滑に進めるための社内規程の整備を図ること。
- 取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に係る業務を見直すこと。

さらに、郵便物受取サービス業者による法令の遵守状況やリスク管理状況を把握するための書面や聞き取りによる調査を実施しており、これらの情報や上記の法令上の違反事例の検証結果等を基にして、郵便物受取サービス業者ごとにリスクに応じた指導・監督等を実施している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、郵便物受取サービス業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 法令遵守のための社内規程、マニュアル等を整備すること。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 本人特定事項や取引目的、実質的支配者等の確認を行うこと。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わし

い取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、郵便物受取サービス業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

(ウ) 事業者の措置

郵便物受取サービス業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っている。
- 不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、契約審査基準、契約謝絶基準等を作成している。

エ 危険度の評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

さらに、上記のような郵便物受取サービス業者の内部管理体制に不備等があることによる法令上の義務の不履行は、郵便物受取サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び郵便物受取サービス業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、郵便物受取サービス業者ごとに大きな差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない郵便物受取サービス業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、郵便物受取サービス業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引
 - 同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引
 - 頻繁に多額の金銭が送付された顧客との取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

ア 危険度の要因

(7) 特徴

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、詐欺等において電話受付代行が悪用されている。

総務省は、特に、取引時確認を非対面により行っている電話受付代行業者や、体制の整備ができていない少人数の電話受付代行業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(1) 事例

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にするものとして、公的補助金の申請費用名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。

イ 疑わしい取引の届出

平成30年から令和2年までの間においては、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はない。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、電話受付代行業者に対し、役務提供契約の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。さらに、犯罪収益移転防止法は、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置についても規定している。

(1) 所管行政庁の措置

総務省は、電話受付代行業者による法令遵守を徹底させるため、電話受付代行業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や犯罪収益移転防止法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、総務省のウェブサイトに、犯罪収益移転防止法の解説を掲載している。

平成31年3月、総務省は、電話受付代行・電話転送サービスを行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法に関する説明会を、東京、大阪及び福岡で開催した。

令和元年9月及び令和2年7月、総務省は、電話受付代行・電話転送サービスを行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法上の特定事業者として把握すべき情報を周知するため、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を送付した。

また、電話受付代行業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため書面による調査を実施しており、それらの情報を基にして、電話受付代行業者ごとにリスクに応じた指導・監督等を実施している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、電話受付代行業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 本人確認書類の提示等を受けて、本人確認を適正に行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、電話受付代行業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

エ 危険度の評価

近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、電話受付代行業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない電話受付代行業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

ア 危険度の要因

(7) 特徴

電話転送サービス事業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電気通信事業者として届出等を行う必要があり、令和 3 年 3 月末現在、電話転送サービスを行う事業を営むことについて届出をしている者の数は 857 である。

なお、電話転送サービスを利用することにより、顧客は、自宅、事務所、携帯電話等の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として相手方に表示し、発着信することができるため、特殊詐欺等の犯罪において電話転送サービスが悪用されている事例もある。近年、電話転送サービスに必要な施設・設備を有しない電話転送サービス事業者であっても、他社が有するクラウド PBX を経由させることで、03 番号等の固定番号を相手方に表示させることのできる電話転送サービスを提供することが技術上可能となっており、当該事業者が電話回線を卸している電話転送サービス事業者が、自己が有するクラウド PBX を当該事業者で使用させている事例もある。特殊詐欺においては、電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者が供給する電話転送サービスが利用されており、特殊詐欺事件の捜査においては、最終的な卸先となる電話転送サービス事業者と契約した者の確認等に時間を要するなどの支障が生じている。

実際、平成 29 年以降、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に利用され、電話転送サービス事業者に取引時確認等の義務違反の疑いが認められるとして、都道府県警察から国家公安委員会に報告があった件数が増加している。

国家公安委員会は、平成 30 年から令和 2 年までに 27 件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を行った。令和 2 年中の報告徴収によって判明した主な義務違反の内容は、次のとおりである。

- 偽造されたものと判別できる本人確認書類の提示等を受けて取引時確認を行ったこと。
- 顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。
- 法人の顧客に関し、実質的支配者の本人特定事項を確認していないこと。
- 確認記録の一部を保存していないこと。

総務省は、特に、取引時確認を非対面で行っている電話転送サービス事業者や、体制の整備ができていない少人数の電話転送サービス事業者及び電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

- 電話転送サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例として、
- わいせつ DVD の販売によって得た犯罪収益を隠匿した事件において、他人名義で契約した複数の電話転送サービスを顧客との連絡のため悪用したもの

等があり、犯罪収益の帰属先等を不透明にするものとして、電話転送サービスが悪用されている実態がある。

また、電話転送サービス事業者の中には、犯罪に利用されることを認識しながら電話転送サービスを意図的に提供しているものが存在しており、このような電話転送サービス事業者が、特殊詐欺の犯行を容易にしたとして、詐欺事件の幫助で検挙された事例がある。

イ 疑わしい取引の届出

平成 30 年から令和 2 年までの間の、電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数は 14 件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 顧客が架空名義又は借名で契約をしていることが、契約事務の過程でうかがわれる取引（4 件、28.6%）

また、契約者宛ての郵送による通知に対して、当該契約者から身に覚えのない契約である旨の申し出がなされるなど、なりすましによる契約が疑われる取引についての届出、公的機関からの照会等を契機として、自社で当該顧客の取引等に関する検証を行った上でなされた届出等がある。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、電話転送サービス事業者に対し、役務提供契約の締結に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

犯罪収益移転防止法に基づく監督上の措置に加えて、電気通信事業法は、同法の施行に必要な限度において、所管行政庁が電気通信事業者に対し報告徴収、立入検査等を行うことができる旨を規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

総務省は、電話転送サービス事業者に法令遵守を徹底させるため、電話転送サービス事業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や犯罪収益移転防止法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、総務省のウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法の解説を掲載している。

総務省は、平成 31 年 3 月、電話受付代行・電話転送サービスを行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法に関する説明会を、東京、大阪及び福岡で開催し、また、令和元年 9 月及び令和 2 年 7 月、電話受付代行・電話転送サービスを行っている事業者に対し、事業者として把握すべき情報の周知を図る

ため、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を送付した。

また、国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、総務省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っている。令和2年度には、取引時確認義務違反等が認められた電話転送サービス事業者3社に対して、取引時確認等や確認記録の作成に関する関係法令に対する理解・遵守の徹底及び再発防止策の策定等の措置を執ることを内容とする是正命令を発した。

こうした是正命令が遵守されない事案について、警察は、総務大臣が発した是正命令に違反した電話転送サービス事業者を、犯罪収益移転防止法違反（是正命令違反）で検挙している（令和2年10月）。

さらに、総務省は、電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況を把握するための書面等による調査を実施し、これらの情報や法令上の違反事例の検証結果等を基にして、電話転送サービス事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、電話転送サービス事業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 取引目的、顧客の職業等を確認すること。
- 法人の顧客に対して、実質的支配者の確認を行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、一部の電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用されている現状を踏まえた電話転送サービス事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、特殊詐欺の犯人は、電話転送の仕組みを悪用し、携帯電話から電話を架ける際に相手方の電話機に固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりしている。このような実態を踏まえ、警察庁及び総務省は、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者が、警察からの利用停止要請に基づいて、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止するなどの対策を令和元年9月に開始した。

エ 危険度の評価

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺の犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、上記のような電話転送サービス業者の内部管理体制の不備等による法

令上の義務の不履行は、電話転送サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁は、上記のような危険度の低減措置や指導・監督等によって、電話転送サービス事業者による法令上の義務履行の徹底を図るなど、危険度の低減措置を図っている。

しかしながら、電話転送サービス事業者における取組の程度の差異は大きい。リスクに応じた実効的な低減措置が図られていない電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、電話転送サービスが特殊詐欺等に悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

(16) 法律・会計専門家*1が取り扱う法律・会計関係サービス

ア 危険度の要因

(7) 特徴

法律に関する専門的知識を有する専門家として弁護士、司法書士及び行政書士が、会計に関する専門的知識を有する専門家として公認会計士及び税理士がある。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならない。令和3年3月末現在、弁護士4万3,206名、沖縄特別会員6名、外国法事務弁護士445名、弁護士法人1,388法人及び外国法事務弁護士法人9法人の登録等がされている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務等を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。令和3年9月末現在、司法書士2万2,826名及び司法書士法人913法人の登録がされている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。令和3年4月現在、行政書士4万9,480名及び行政書士法人793法人の登録等がされている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会（以下「公認会計士協会」という。）に備える公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録されなければならない。令和3年3月末現在、公認会計士3万2,478名、外国公認会計士2名及び監査法人258法人の登録等がされている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等の代理・代行並びに税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければならない。令和3年3月末現在、税理士7万9,404名及び税理士法人4,356法人の

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第45号に掲げる者(弁護士及び弁護士法人)、同項第46号に掲げる者(司法書士及び司法書士法人)、同項第47号に掲げる者(行政書士及び行政書士法人)、同項第48号に掲げる者(公認会計士及び監査法人)及び同項第49号に掲げる者(税理士及び税理士法人)をいう。

登録等がされている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識を生かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

また、FATF 等は、銀行等に対する規制が効果的に実施されるに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じる手段に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどの手段を用いるようになってきたことを指摘している。

(イ) 事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実態のない会社を設立した上、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、犯罪収益を隠匿する口座として悪用した。
- 詐欺や賭博によって得られた収益を正当な事業収益であるかのように装うため、事情を知らない税理士・税理士法人を利用して経理処理をさせた。
- 詐欺等で得た犯罪収益を出資金として株式会社を設立しようとした者が、その手続を、事情を知らない司法書士に依頼し、当該株式会社名義口座を開設し犯罪収益を振り込ませた。

また、外国においても、

- 薬物の密売人が、薬物犯罪から得た収益が、共犯者であるビルの購入者から支払を受けた補償金であるかのように事実を偽装した事案において、事情を知らない弁護士が当該ビルの売買の代理人として利用された事例等があり、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として偽装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

イ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、法律・会計専門家（弁護士を除く。）に対し、一定の取引に際して、本人特定事項の確認を行う義務や確認記録及び特定受任行為の代理等の記録を作成・保存する義務を課しているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置についても規定している。

弁護士に対しては、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、日弁連の会則等により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項の確認、確認記録の保存、マネー・ローンダリング等に利用される疑いのある場合における受任の回避等を

義務付けている。また、個別の弁護士における依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関して、年次報告書での報告を義務付けている。

(イ) 所管行政庁及び自主規制団体の措置

各所管行政庁及び各法律・会計専門家ごとに組織する団体においても、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、これらを通じて、各法律・会計専門家に対するマネー・ローンダリング等のリスク理解を促進している。

a 日弁連・弁護士会

日弁連は、大規模事務所に対する聞き取り調査、年次報告書の内容等を踏まえて、弁護士業務固有のリスクについて分析を行い、その結果を「弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」（以下「弁護士業務危険度調査書」という。）にまとめ、日弁連の全会員に配布される機関誌「自由と正義」やウェブサイトに掲載するなどして、弁護士に対して弁護士業務におけるリスクの理解を促している。弁護士業務危険度調査書では、「危険度の高い取引」として「現金取引」、「外国との取引」、「実質的支配者が不透明な法人」等に言及しており、これは、各弁護士が自ら取り扱う業務についてリスク評価をする際の参考となるものである。また、「自由と正義」平成31年3月号では、「マネー・ローンダリング対策におけるリスク・ベース・アプローチの実践」と題する記事を掲載することで、弁護士業務のリスクの特定・評価・低減の方法について紹介し、弁護士にリスクベース・アプローチの実践を促している。このほか、日弁連は、弁護士のマネー・ローンダリング等対策に関する日弁連の規程等の遵守を促すための各種ツール、Q&A集及びeラーニング講座を作成して弁護士や弁護士会に提供するとともに、法律事務所での取組事例、新しい技術によって生じるマネー・ローンダリングのリスク等を機関誌「自由と正義」に掲載し、会員専用ウェブサイトにおいて随時、国際テロリスト公告の更新情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う非対面での取引における本人確認の留意点等を周知するなどして、各弁護士による対策の強化を支援している。

日弁連が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、弁護士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 弁護士業務危険度調査書を参照すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。
- 上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。

弁護士会は、年次報告書の記載内容及び提出の有無等を踏まえて、リスクを有すると認められる弁護士に対して必要に応じた是正を求めている。

こうしたリスクに応じたモニタリングを通じ、日弁連は、会員の年次報告

書の提出状況や、マネー・ローンダリング等対策に関する弁護士義務の履行状況について、改善が認められるとしている。

弁護士によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 紹介者のいない依頼者候補から、日本企業が外国企業に送金する際に法律事務所経由で支払いたいとの問合せを受けた際に、日本企業の事業内容が法律事務所にとってなじみがないこと等も勘案し、マネー・ローンダリングのリスクが高いと考え、受任を断った。
- 受任判断において、移転される財産の有無、提案された取引が当該依頼者の事業類型から考えて通常か否か、依頼者の事業又は提案されている案件の相手方に照らし財務上困難な点や通常と異なる点がないか等を初回面談で確認した上で、法人登記等の独立した信頼性を有する公開情報の利用に加え、公開のインターネット情報の利用や依頼者への問合せにより、リスクの特定・評価をし、低減している。
- 受任判断において、国内外のデータベースを用いて、反社会的勢力、外国の重要な公的地位にある者等に該当する可能性がないか調査する。
- 法律事務所内において、マネー・ローンダリング等対策に関する内部規程やマニュアルの作成・周知、弁護士や職員に対する研修や説明会、内部管理委員会等の責任部署の設置等を行い、内部管理体制を構築している。
- 委任契約書や顧問契約書のひな型において、法律事務所が依頼者に本人確認書類等を求めることができる旨や本人特定事項に変更がある場合には依頼者が通知すべき旨を定めることで、依頼者からの協力を促し、適正な本人特定事項の確認を行う。

b 日司連

日司連は、研修会の開催や、機関誌「月報司法書士」にマネー・ローンダリング等対策に関する記事を掲載するなどにより、司法書士に対し司法書士業務に関するリスクの理解を促している。平成31年3月及び令和元年10月には、研修コンテンツを作成して会員専用の研修ポータルサイトに掲載し、令和元年6月には、新規に作成した特定事件報告書の解説及び司法書士業務における疑わしい取引の参考事例を会員に示した上で、「犯罪による収益の移転防止に関する執務指針」の遵守について改めて徹底した。

また、日司連は、司法書士会会則に基づき、令和元年から会員に「特定事件報告書」（犯罪収益移転防止法の遵守状況等に関する報告書）の提出を義務付け、本人特定事項の確認や取引記録等の作成、保存の実施状況等（初年のみ7月から12月まで、令和2年以降は1月から12月までの状況）についてモニタリングをし、司法書士会はモニタリング結果及び会員からの報告を基にリスクを有すると認められる会員についてヒアリングを行い、必要に応じて是正を求めることとしているほか、令和3年度には、「特定事件報告書」の設問及び回答方法について検討し、更新することとしている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、

司法書士が留意すべき事項は、

○ 本人確認書類等の提出を受けて本人確認を適切に行うこと。
等があり、所管行政庁は、司法書士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、依頼受任時に依頼内容が犯罪収益の移転を目的としたものでないか慎重な検討をしていない司法書士等について、リスクがあると評価している。

c 日行連

日行連は、平成30年1月から現在まで行政書士会員用のVOD研修サイトにおいて、研修講座「犯罪収益移転防止法における本人確認について」を掲載し、犯罪収益の移転を防止するため、本人確認、取引記録等の作成等を適切に行うよう、全会員に対し周知徹底を図っているほか、同サイトを通じて全会員に対し平成30年4月から令和2年3月までマネー・ローンダリング等の対策に係る現状やその重要性、行政書士業務に関連するリスク認識等について周知徹底を図った。

また、平成30年4月には、マネー・ローンダリング等に関して、関係省庁からの指示を仰ぐとともに、全国の行政書士に対して特定取引実施の有無、ハイリスク取引の有無、特定取引で本人確認ができないため謝絶をしたことの有無等、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する調査を書面により実施した。

さらに、平成31年3月から、行政書士向けウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する実態調査の結果を踏まえて、本人確認や確認記録作成等の義務に関する周知徹底を行うとともに、マネー・ローンダリング等の防止の重要性の説明及び犯罪組織やテロ組織への関与を未然に防ぐための理解や対応を呼び掛けた文書を掲載した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、行政書士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 本人確認を徹底すること。
- 確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。

所管行政庁は、行政書士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

d 公認会計士協会

公認会計士協会は、公認会計士及び監査法人に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況の調査を毎年実施している。

また、公認会計士協会会員向けウェブサイトにて、eラーニング研修や、FATF が公表したマネー・ローンダリング等に関する公表物の紹介を行っているほか、機関誌「会計・監査ジャーナル」令和2年4月号では、「会計士によるマネロン・テロ資金供与対策の基礎とリスクベース・アプローチ」と題する記事を掲載している。さらに、令和3年中に、外部の専門家を講師とし、犯罪収益移転防止法の概要及びマネー・ローンダリング等対策の必要性

に関する会員向けの研修会を開催することとしている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、公認会計士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 公認会計士法や公認会計士協会が定める倫理規則の規定に基づく業務制限により、公認会計士・監査法人が行える特定業務には制限があること。
- 特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存を行うこと。
- 顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクの特定・評価をし、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。

所管行政庁は、公認会計士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

公認会計士・監査法人によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 新規の契約締結に際して、契約締結先の業態に応じてリスクを分類し、高リスクになるほど多くの資料を用いて契約審査を行っている。
- 監査契約は1年ごとに更新するので、契約を継続する際に、業種、役員、主要株主等の確認を行っている。
- 過去のデータに基づいて、特定の業種について、新規に契約を締結する際、特に深掘りの調査を行っている。

e 国税庁・日税連

国税庁は、税理士に対し犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する聞き取り調査を毎年実施している。また、日税連は、国税庁と協働し、「税理士のためのマネー・ローンダリング等対策」を内容としたリーフレットを税理士全員に配布したほか、研修用動画のネット配信及びDVD制作や、税理士事務所の内部管理体制等に関する指針の改訂を実施するなど、犯罪収益移転防止法の理解を促進している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、税理士や税理士法人が留意すべき事項は、

- 取引時における本人確認（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること。

等があり、所管行政庁は、税理士や税理士法人に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

ウ 危険度の評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会

計関係サービスを利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、次の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

○ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値、利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であることから、マネー・ローンダリング等を企図しようとする者が、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うことにより不動産取引をマネー・ローンダリング等に悪用する危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするなど、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にするものであることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び自主規制団体等は、法令上の措置は当然として、危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組に法律・会計専門家ごとに差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない法律・会計専門家は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、法律・会計専門家全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、法律・会計専門家がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

2 引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス 電子マネー^{*1}といわれる商品・サービス

(1) 現状

資金決済法における前払式支払手段とは、あらかじめ対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（コンピュータ・サーバ等にその価値が記録されるものを含む。）であって、その発行者等からの物品の購入・借受けや役務の提供に対する代価の弁済に利用できるものであり、主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として用いられている。我が国において、一般に、利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段として用いられている電子マネーといわれる商品・サービスについては、これに該当するものが多い。

前払式支払手段には、発行者への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への登録を、未使用発行残高が一定額以上である自家型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への届出を、それぞれ義務付けている。また、各種報告義務や発行保証金の供託義務、加盟店管理（取扱商品が公序良俗に反しないこと等を確保するための措置）、前払式支払手段の払戻しの原則禁止等の規制を定め、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保している。

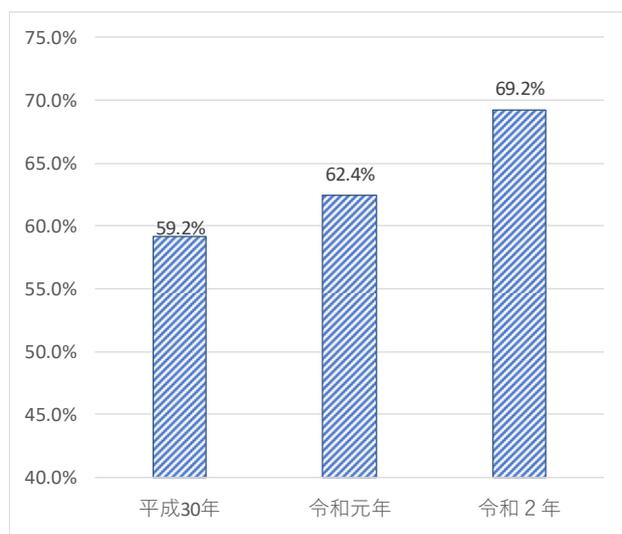
金銭的価値を電磁的記録等に変換して IC チップやネットワーク上のサーバ等に保存することができる前払式支払手段は、運搬性に優れているほか、多くの場合、発行時の本人確認は氏名・生年月日等の自己申告で足り、本人確認書類等の提示は不要であることから、匿名性が高く、IC カード等の媒体を譲渡することができる場合もある。

他方、前払式支払手段は、資金決済法により、発行者の廃業等の場合を除き、利用者への払戻しが禁止されており、利用者はチャージした金額について自由な引き出し等を行うことはできない^{*2}。また、多くの前払式支払手段の発行者は、自主的にチャージの上限額を設定し、特定の加盟店等における小口決済に利用されている。

*1 本調査書における電子マネーとは、現金に相当する貨幣価値をカード等に移し替えたものをいい、クレジットカード、デビットカード又はポストペイや、特定の商品・サービスを購入する際に使用するバスカードその他のプリペイドカードは含まない。

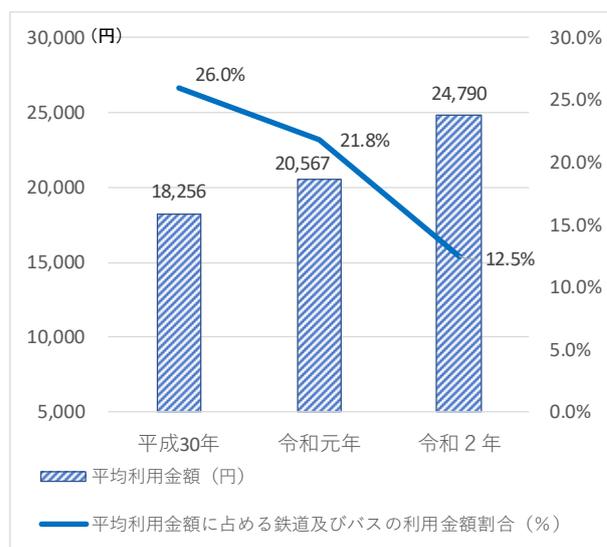
*2 前払式支払手段としての機能を有するものであっても、チャージした金額の引き出しや送金等が可能なものについては、その発行者は、資金決済法上の資金移動業者に該当し、犯罪収益移転防止法の特定事業者となるため、発行時の取引時確認等の義務が課される。

図表 31【電子マネー保有世帯の推移（2人以上世帯）】



※ 総務省の資料による。

図表 32【電子マネー利用世帯の1か月間の平均利用金額の推移（2人以上世帯）】



※ 総務省の資料による。

(2) 事例

電子マネーがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 詐欺により得た電子マネーをインターネット上の仲介業者を介して売却し、その売却代金を他人名義の口座に振り込ませた。
- 詐欺により得た電子マネー利用権で、別の電子マネー利用権を購入し、買取業者に転売し、その売却代金を借名口座に振り込ませ、その後、ATM で出金した。
- 詐欺により得た電子マネーを現金化するため、インターネットオークションサイトに出品した架空の商品を架空人になりすまして落札し、落札代金を同電子マネーで支払う架空取引を行い、サイト運営会社から自己の管理する口座に正規の売却代金として振込送金させた。
- 酒類販売業者と結託した特殊詐欺グループが、当該酒類販売業者がショッピングサイト内に架空出品した大量のビール券を、詐取した電子マネーで購入し、同サイト運営会社からビール券の売却代金を酒類販売業者の口座に振込入金させた。
- 特殊詐欺により得た詐取金が振り込まれた口座から現金を引き出し、電子マネーギフトカードを購入して、同ギフトカードのプリペイド番号を詐欺グループへ伝達した。
- 特殊詐欺グループがだまし取った電子マネーの番号を、買取業者が、特殊詐欺グループから電子メールで受信し、收受した。
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用して、オンラインで作成した他人名義のバーチャルプリペイドカードに電子マネーをチャージし、生活費等の

決済に使用していたほか、新たに作成した他人名義のバーチャルプリペイドカードに送信した。

なお、令和2年中の架空請求詐欺の認知件数2,010件のうち、手口別交付形態が電子マネー型によるものは1,120件で、全体の55.7%を占めており、1件当たりの被害額は約89万円に上る。また、令和2年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯では、従来型の手口である預貯金口座への不正送金のほか、暗号資産や電子マネーの購入、プリペイドカードへのチャージ等の手口が確認されている。

(3) 危険度

電子マネーは、その態様や利用方法は多様であるものの、一般的に、運搬性に優れ、匿名性が高いものであり、実際にマネー・ローンダリングの過程において悪用された事例が存在し、その件数は増加傾向にある。我が国においては、資金決済法に基づき、原則として前払式支払手段の払戻しが禁止されており、利用者はチャージした金額に相当する現金を自由に引き出すこと等ができない。また、現在、多くの発行者はチャージの上限額を設定しており、また、チャージされた金額を利用できる場所は特定の加盟店等に限定されている。しかしながら、キャッシュレス化の進展と相まって、電子マネーが利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて多数存在している。

加えて、電子マネーの普及に伴い、架空の有料サイト利用料金等の支払を求められた被害者が、コンビニエンスストア等で電子マネーを購入し、そのIDを教えるよう要求され、プリペイドカードの額面分の金額をだまし取られたり、スマートフォン等のモバイルデバイスとバーコード又はQRコードを活用したコード決済サービスに不正アクセスされ、不正に入手されたクレジットカード番号等を利用して商品を購入されたりするなど、電子マネーが犯罪に悪用される事例も発生している。

このため、マネー・ローンダリング事犯を防止する観点だけではなく、犯罪被害全般を防止する観点から、関係省庁、業界団体等において注意喚起等の取組が進められている。具体的な取組として、経済産業省等が、令和元年8月にキャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し不正アクセスに備えた十分な対策を講じることを要請しているほか、一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、平成31年4月に「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」を公表している。また、電子マネー利用権の売買に関与する買取業者の中には、だまし取られた電子マネーであることを知りながら、又はその疑いを持ちながら買取りを行うことにより、犯罪を助長し、又は容易にさせている悪質な業者もある。このような業者に対し、警察は、実態解明と解体等のための取組を強化しており、組織的犯罪処罰法違反事件等を検挙しているほか、電子マネーを詐取される類型の詐欺についての対策として、コンビニエンスストア、電子マネー発行会社等の関係事業者と連携した被害の未然防止を推進している。

これらの状況等を踏まえると、我が国における電子マネーの利用実態等を引き続き注視していく必要がある。

【カジノ】

海外の多数の国・地域では、合法的にカジノが行われており、カジノに係るマネー・ローンダリングの危険性について、FATF が平成 21 年（2009 年）に公表したレポート*1は、次のような指摘をしている。

- カジノは現金が集中する事業であり、しばしば 24 時間営業を行い、多額の現金取引が素早く行われること。
- カジノは、口座、為替送金、外貨両替等の多様な金融サービスを提供するが、地域によっては、金融機関ではなく娯楽場として規制されており、マネー・ローンダリング等対策が十分になされていないこと。
- 地域によっては、カジノ業界における職員の離職率が高く、マネー・ローンダリング等対策のための教育訓練等が十分になされていないこと。

また、カジノに関連するマネー・ローンダリング事犯の手口について、次のような指摘をしている。

- 犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく、再び現金に払い戻す手口
- カジノチェーンを利用して、犯罪収益をカジノ口座から他の口座に送金する手口
- 他の顧客のチップを犯罪収益で買い取る手口
- 多額の小額の紙幣やコインを、カジノの窓口において、より管理のし易い高額の紙幣に両替する手口

また、FATF の新「40 の勧告」は、カジノがマネー・ローンダリングに悪用される危険性を勘案し、カジノ事業者に対して、顧客との間で継続的取引関係を樹立する場合や 3,000 米ドル/ユーロ以上の金融取引を行う場合に、顧客の身元確認及び照合等の顧客管理の措置を行うこと、また、資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施するための措置として、カジノを免許制とすることを要請している。

これらを踏まえ、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。）は、カジノ事業を免許制とするとともに、犯罪収益移転防止法を改正し、カジノ事業者を特定事業者に追加し、カジノ事業者に顧客に対する取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている。また、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号。以下「IR 整備法施行令」という。）による改正後の犯罪収益移転防止法施行令は、

- 特定資金移動業務又は特定資金受入業務に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
- 特定資金貸付契約の締結
- チップ交付等取引（チップの交付若しくは付与又は受領をする取引）であって、当該取引に係るチップの価額が 30 万円を超えるもの
- 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ
- カジノ関連金銭受払取引（特定資金受入業務に係る金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替）であって、当該取引の金額が 30 万円を超えるもの
- カジノ行為関連景品類（いわゆる「コンプ」）の提供であって、当該提供に係るコンプの価額が 30 万円を超えるもの

を、取引時確認等の義務が課される「特定取引」とした。

さらに、IR 整備法及び IR 整備法施行令では、犯罪収益移転防止法に基づく規制に加えて、カジノ事業者に対し、

- 犯罪収益移転防止規程の作成（カジノ管理委員会による審査）
- 現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の 1 営業日当たりの合計金額が 100 万

*1 Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector(March 2009)

円を超える場合のカジノ管理委員会への届出

○ チップの譲渡・譲受け・持出しの防止措置
等を義務付けている。

令和3年7月には、IR整備法及びIR整備法施行令の全面施行とともに、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）が施行され、カジノがマネー・ローンダリングに悪用されない環境作りが進められている。

第6 危険度の低い取引

1 危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、以下に示すような取引は、危険度が低下すると考えられる。

① 資金の原資が明らかな取引

資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

② 国又は地方公共団体を顧客等とする取引

国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

③ 法令等により顧客等が限定されている取引

法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ロンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

④ 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引

取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

⑤ 会社等の事業実態を偽装することが困難な取引

法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができることがあるため、マネー・ロンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を偽装することが困難なものは、マネー・ロンダリング等に悪用することも困難である。

⑥ 蓄財性がない、又は低い取引

蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ロンダリング等には非効率的である。

⑦ 取引金額が規制の敷居値を下回る取引

取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ロンダリング等の観点から非効率である。FATF も、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。

なお、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該1個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、その取引の危

険度は高くなる^{*1}。

⑧ 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引

法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されている。

*1 犯罪収益移転防止法及び施行令では、特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の現金等受払取引、預金等払戻し、外貨両替、貴金属売買等の特定取引を同時に又は連続して行う場合において、一の取引を分割していることが一見して明らかなきは、一の取引とみなすこととしている。

2 危険度の低い取引

1の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、次の取引が認められる。

これらは、現行の規則において簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として定められており、該当条項を項目ごとに付記している。ただし、次の取引に該当する取引であっても、当該取引が疑わしい取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引である場合は、危険度が低いとは認められない*1。

(1) 金銭信託等における一定の取引（規則第4条第1項第1号）

規則第4条第1項第1号に定める受益者に返還すべき財産を管理すること（金銭信託）等を目的として行われる取引については、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(2) 保険契約の締結等（規則第4条第1項第2号）

規則第4条第1項第2号に定める保険契約（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約）の締結等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(3) 満期保険金等の支払（規則第4条第1項第3号）

ア 払戻総額が払込総額より少ない保険契約の満期保険金等の支払

規則第4条第1項第3号イに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 適格退職年金契約、団体扱い保険等の満期保険金等の支払

規則第4条第1項第3号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険*2等の満期保険金等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(4) 有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則第4条第1項第4号）

規則第4条第1項第4号に定める有価証券市場（取引所）等*3において行われる有価証券の売買等は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(5) 日本銀行において振替決済される国債取引等（規則第4条第1項第5号）

規則第4条第1項第5号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険

*1 犯罪収益移転防止法及び施行令においては、規則で定める簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について、基本的には、取引時確認が必要となる特定取引から除外する一方で、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が必要となる特定業務からは除外しておらず、一定の顧客管理の対象となっている。また、当該取引が疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であれば、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特定取引に該当し、取引時確認の対象となることが規定されている。

*2 保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

*3 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

度は低いと認められる。

(6) **金銭貸付け等における一定の取引**（規則第4条第1項第6号）

ア 日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借

規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 払戻総額が払込総額より少ない保険契約等に基づく貸付け等

規則第4条第1項第6号ロに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約等に基づく貸付契約は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ウ 個別クレジット

規則第4条第1項第6号ハに定める個別クレジット^{*1}等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(7) **現金取引等における一定の取引**（規則第4条第1項第7号）

ア 無記名の公社債を担保に提供する取引

規則第4条第1項第7号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 国又は地方公共団体への金品の納付又は納入

規則第4条第1項第7号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ウ 公共料金の支払

規則第4条第1項第7号ハに定める電気、ガス又は水道水の料金の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

エ 入学金、授業料等の支払

規則第4条第1項第7号ニに定める小学校、中学校、高等学校、大学等に対する入学金、授業料等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

オ 預貯金の受払いを目的とした為替取引等

規則第4条第1項第7号ホに定める預貯金の受払いを目的とした200万円以下の為替取引等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

カ 取引時確認等に準じた確認等がなされた商品代金等の現金による受払い

規則第4条第1項第7号に定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金

*1 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あっせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があっせん業者に対し当該額の金銭を一定の方法により支払っていく取引形態である。

等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたものは、危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(8) 社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第4条第1項第8号）

規則第4条第1項第8号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づく特別口座の開設は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(9) スイフト（SWIFT）を介して行われる取引（規則第4条第1項第9号）

規則第4条第1項第9号に定めるスイフト（SWIFT）を介して特定事業者等の中で確認又は決済の指示が行われる取引^{*1}は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

なお、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」の「外国との取引」の項目に記載のあるとおり、外国との為替取引そのものについては、危険度が高いものであることには留意を要する。

(10) ファイナンスリース契約における一定の取引（規則第4条第1項第10号）

規則第4条第1項第10号に定める賃貸人が1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑦に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(11) 現金以外の支払方法による貴金属等の売買（規則第4条第1項第11号）

規則第4条第1項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(12) 電話受付代行における一定の取引（規則第4条第1項第12号）

規則第4条第1項第12号に定める電話受付代行における一定の取引（イ：電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ：コールセンター業務等^{*2}の契約）は、危険度を低下させる要因を有する取引⑤に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(13) 国等を顧客とする取引等（規則第4条第1項第13号）

*1 特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件（平成20年金融庁告示第11号）により、スイフト（SWIFT：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）が指定されている。

*2 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問合せ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

ア 国等が法令上の権限に基づき行う取引

規則第4条第1項第13号イに定める国又は地方公共団体が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、②、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引

規則第4条第1項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ウ 特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引

規則第4条第1項第13号ハに定める特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(14) 司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引*1（規則第4条第3項）

ア 任意後見契約の締結

規則第4条第3項第1号に定める任意後見契約の締結は、危険度を低下させる要因を有する取引④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 国等が法令上の権限に基づき行う取引等

規則第4条第3項第2号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、④及び⑧並びに②又は③に該当することから、その危険度は低いと認められる。

*1 犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第46号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。

今後の取組

本調査結果を踏まえ、今後、所管行政庁は、特定事業者に法令上の義務の履行を徹底させる取組を継続するとともに、所管する業態や特定事業者におけるマネー・ローンダリング等のリスクを的確に把握し、当該リスクに応じた指導・監督等を深化させていく必要がある。また、所管行政庁は、取組が低調な特定事業者に対して、行政指導も含めた適切な指導・監督を行うとともに、疑わしい取引の届出、体制整備等のマネー・ローンダリング等対策に関しての業界全体の底上げを図るために、業界団体等と連携して、特定事業者を取組に必要な情報や対応事例等を提供した上、所管する業態のマネー・ローンダリング等対策への取組の定着度を引き続き把握していく必要がある。

特定事業者は、法令上の義務を履行することは当然のことながら、法令違反等の有無を形式的に確認するだけでなく、疑わしい取引の届出を行う場合に該当しないか留意するほか、引き続き、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定し、実質的な対応を行う必要がある。特に、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が、他の業態よりも相対的に高い又は高まっていると認められている商品・サービスについては、それぞれのリスクに応じた実質的なマネー・ローンダリング等対策を適切に行い、危険度の低減措置を確実に図る必要がある。

FATF 第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府一体となってマネー・ローンダリング等対策を強力に進めるべく、令和3年8月に警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」が設置されるとともに、今後3年間の行動計画が策定・公表をされた。この行動計画は、マネー・ローンダリング等対策や拡散金融対策に関する法整備や執行面での改善を目指すもので、具体的には、国のリスク評価書の刷新、金融機関等の監督強化、実質的支配者情報の透明性向上、マネー・ローンダリング罪の起訴率の向上のためのタスクフォースの設置やこれを踏まえた捜査・訴追の実施、NPOの悪用防止等が掲げられている。今後、調査書で特定されたリスクを踏まえ、行動計画を着実に実施していくことが重要である。また、FATFの勧告を踏まえた法整備の検討を着実にを行うため、内閣官房に「FATF勧告関係法整備検討室」が設置された。

さらに、国全体としてマネー・ローンダリング等対策の一層の推進を図るためには、所管行政庁や特定事業者等が連携して、国民にマネー・ローンダリング等対策について周知し、その重要性を理解してもらい、特定事業者等が行うマネー・ローンダリング等対策のための措置について協力を得る必要がある。そのためにも、所管行政庁及び特定事業者は、様々な手段・方法により、国民に対する広報活動を継続的かつ強力に推進していく必要がある。

今後、経済活動のグローバル化や新たな技術の普及等により、犯罪収益やテロ資金の流れがますます多様化することが見込まれる。このような中で、犯罪収益の移転やテロ資金供与の防止を効果的に行い、引き続き国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するためには、所管行政庁及び特定事業者が、上記のそれぞれの役割を十分に理解した上で、本調査書の内容や国内外の情勢変化を踏まえ、官民一体となってマネー・ローンダリング等対策に取り組んでいく必要がある。